



●編集委員会

〈委員長〉

松本哲郎 (市原市立中央図書館)

〈委員〉

青柳英治 (明治大学文学部)

岩永知子 (相模原市議会局)

宇野亮一 (国立国会図書館)

中村保彦 (元文教大学図書館)

長谷川優子 (元埼玉県立図書館)

宮原柔太郎 (日本体育大学図書館)

米山 薫 (多摩市立図書館)

鷺山香織 (福井県立図書館)

*

●事務局スタッフ

秦 秀文・川下美佐子・星川智隆

●今月の表紙

東京学芸大学附属図書館所蔵

「浦けしき：子供あそび」(部分)

山本昇雲画

1906 (明治39) - 1907 (明治40) 年

(東京学芸大学教育コンテンツアーカイブ)



VOL.120 NO.3 CONTENTS

窓●古典に学ぶ ————— 雪嶋宏一 100

こらむ図書館の自由●

多読賞に子どもの意思是反映されているか? ————— 鈴木啓子 103

●NEWS ————— 101

告知板 … 102 / 新聞切抜帳 … 104

*

*

*

[特集]

議会図書室と公共図書館の連携を探る

議会図書室の現状と課題, そして展望 ————— 牧瀬 稔 105

地方議会図書室の「理想と現実」を考える ————— 塚田 洋 110

愛媛県議会図書室の機能強化と愛媛県立図書館等との連携 — 大和友世 114

議会を活性化するための取り組み - 相模原市議会図書室の更なる挑戦

————— 岩永知子 116

愛知県図書館と愛知県議会図書室の連携について ————— 磯部美江 118

政策づくりの知の拠点 [議会図書室] を支援する ————— 河瀬裕子 120

*

*

*

図書館で実践! SDGs●第15回・最終回 / 金沢市立泉野図書館

「SDGs」金沢市立泉野図書館の取り組み ————— 木戸晶子 122

「図書館で実践! SDGs」連載終了にあたって — 図書館雑誌編集委員会 125

れふあれんす三題噺●連載その三百二十八 / 青森県立図書館の巻

青森県立図書館のレファレンス事例 — 青森県立図書館 参考・郷土室 126

ウチの図書館お宝紹介! ●第256回 / 東京造形大学附属図書館

美大とウィリアム・モリス・スケルムスコット・プレスから広がる

学びとデザイン ————— 沼田真一 128

図書館員のおすすめ本●⑩

- アルツハイマー病の一族 ————— 大深めぐみ 130
 忍者の技術解剖図鑑 ————— 笠川昭治 130
 なぜ人は穴があると覗いてしまうのか ————— 吉川千鶴 131
 板垣征四郎の満洲事変 ————— 若園義彦 131

霞が関だより●第268回

- 4月23日は「子ども読書の日」 ————— 文部科学省 132

小規模図書館奮戦記●その325/いよ本プロジェクト 私設図書館ビブリオAA

- 市民が市民を支える小さな図書館-生き生きと人が輝く場所
 ————— 岡田有利子 133

図書館員の本棚●

- 図書館と向き合う ————— 松崎 萌 134

* * *

● *The Library Journal*, March 2026

Special feature: Collaboration between Parliamentary Libraries and Public Libraries

Current issues and future prospects for parliamentary libraries

(MAKISE Minoru) 105

Theory and practice at municipal parliamentary libraries

(TSUKADA Hiroshi) 110

Enhancing services at the Ehime Prefectural Assembly and its collaboration with the Ehime Prefectural Library (YAMATO Tomoyo) 114*Revitalizing the city council – Further challenges for the Sagami City Council Library* (IWANAGA Tomoko) 116*Collaboration between the Aichi Prefectural Library and the Aichi Prefectural Assembly Library* (ISOBE Mie) 118*Supporting city council libraries as knowledge hubs for policy making* (KAWASE Yuko) 120

- 協会通信 ————— 152

常任理事会 152
 事務局カレンダー 155

- 編集手帳 ————— 156

● 公益社団法人日本図書館協会
2025年度理事会議事録

* 2025年度通算第4回 (定時第4回)
 理事会議事録 135

- 2025年度通算第4回 (定時第4回)
 理事会配付資料 ————— 144

* 「新館紹介」は休載させていただきました。

- 図書館雑誌 4月号予告 ————— 156

● 発行者

公益社団法人日本図書館協会©2026
 〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14
 電 話 (03)3523-0811 (代表)
 直 通 (03)3523-0816 (編集部)
 F A X (03)3523-0841 (代表)
 〈日図協ホームページ URL〉
<https://www.jla.or.jp>
 〈JLA メールマガジン申込先アドレス〉
mailmaga@jla.or.jp

* 本文は中性紙 (冷水抽出 pH8.1) を使用



古典に学ぶ

●
雪嶋宏一

20世紀人類は二つの世界大戦を経験して、その誤りを繰り返すことのないように哲学者カントの永遠平和論に学んで国際連合を創設した。20世紀後半は東西冷戦の時代であったが壊滅的な戦争は回避した。しかし21世紀、新型コロナウイルスのまん延の中、帝国主義的な野望をむき出しにした権威主義的な為政者が圧倒的な軍事力を背景にして諸国を脅して世界に危機感をあおっている。

こんなささくれ立った時代こそ図書館は人類の偉大なる文化遺産である古典を積極的に提供する必要がある。古典は長きにわたって読み継がれてきた世界中の叡智の結集であり、人々に知恵と希望を与えてきた。しかるに昨今の図書館では古典は人気のある読み物ではないため開架書架で目にすることは珍しい。図書館で何気なく古典と出会う機会があれば一度読んでみようという気にもなるのに。古典は決して古臭い読み物ではなく、現代人にも喜びやアイデアを与えてくれる宝箱である。ちまたにあふれるゲームやマンガには古典から着想を得ているものもあることがその証左で

あろう。古典としてどんな本を読みたいかは人によって違いがある。古代の文学や哲学から20世紀の名著まで、この時代にこそ読んでみたい古典を利用者と一緒に語り合ってもよい。人々の自由な考えが図書館を元気づけるきっかけになろう。

最近故あって啓蒙主義の古典を再読した。哲学者たちは絶対主義とキリスト教の権威から自由になろうとして喧々諤々の議論をした。啓蒙の世紀の最後にカントは啓蒙を「人間が未成年状態から抜けでることである」と定義した。それは自ら考えて自分の生き方を自由に決めていくことである。そのためには自由で民主的な社会システムが必要となる。啓蒙が近代民主主義の出発点となる考えであったことを改めて学んだ。民主主義の危機が叫ばれる現代においてこそ啓蒙主義は顧みられるべき重要な思想であることに思い至った。

古典を初めて読む人にも、あるいは読み返す人にも、古典が現代を生きる道標になることを図書館はもつと伝えてほしいと思うこのごろである。

(ゆきしま こういち/早稲田大学名誉教授)

NEWS

▶2025年度第2回部会長・委員長会議を開催

2025年度第2回の部会長・委員長会議が1月26日(月)15時～16時45分にオンライン会議で開催され、2026年度の予算、事業計画(案)、全国図書館大会石川大会分科会、部会・委員会のあり方検討会議についての報告と意見交換がなされた。

報告事項及び意見交換のテーマは以下のとおり。

1. 2026年度事業計画及び予算案について
2. 第112回全国図書館大会石川大会の分科会について
3. 部会・委員会のあり方検討委員会について
4. その他

▶文化庁が新たな著作権啓発プロジェクト「著作権について知っておきたい大切なこと」を開始

2026年1月28日、文化庁は、著作権課が進める著作権普及啓発プロジェクト「著作権について知っておきたい大切なこと」を開始すると発表した。同プロジェクトは、高校生から30代までの若年層を主な対象とし、著名クリエイターへのインタビューを通じたメッセージ発信のほか、弁護士による著作権解説動画、XやInstagramを活用したQ&A形式の情報提供などを順次展開する。また、文化庁ウェブサイト内には「まとめページ」が新設され、継続的に関連情報が公開される予定である。

プレスリリース：https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/94321101.html

文化庁「著作権について知っておき

たい大切なこと」：<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/taisetsu/index.html>

▶国際図書館連盟、創設100周年記念事業“IFLA100”ロゴデザインを募集

国際図書館連盟(IFLA)は、2027年9月に迎える創設100周年を記念した事業“IFLA100”のロゴデザインを募集している。応募期間は2026年1月30日から3月31日までとなっている。

応募は世界中の個人・団体を対象としており、IFLAの会員やボランティアに限らず、一般からの参加も歓迎している。提出されたデザインは、IFLAが任命する特別審査員によって審査され、優勝作品は2026年に韓国・釜山で開催されるIFLA年次大会で発表される予定である。

Call for Entries: IFLA 100 Logo Competition：<https://www.ifla.org/news/call-for-entries-ifla-100-logo-competition/>

100 years IFLA：<https://www.ifla.org/ifla100/>

▶電子出版制作・流通協議会(電流協)が、2026年1月1日時点の「電子図書館(電子書籍サービス)導入図書館」を公表

2026年1月28日、電子出版制作・流通協議会(電流協)が、電子図書館サービスを導入している公共図書館情報を更新した。2026年1月1日現在の電子図書館を導入している自治体が611自治体が増加し、電子図書館数は491館となった。

プレスリリース：https://aeps.or.jp/pdf/E-library_Introduction_press_release20260128.pdf

「電子図書館(電子書籍サービス)導入図書館(2026年01月01日)」：https://aeps.or.jp/Activity/Electronic_library_introduction_record.html

▶2026年度がん情報ギフト「結ぶ」事業の企画公募

2026年2月4日から5月11日まで、国立研究開発法人国立がん研究センターは、2026年度がん情報ギフト「結ぶ」事業の企画の公募を実施している。

同センターでは、2017年から寄付事業「がん情報ギフト」プロジェクトとして、同センターが発行するがんに関する冊子や資料セット「がん情報ギフト」を、公共図書館に寄贈する取り組みを行っている。

がん情報ギフト「結ぶ」事業は、がん情報ギフト寄贈館が「市民へのがん情報普及の拠点」として、確かながん情報の提供とがん相談支援センターを周知すること、さらにその役割を図書館が医療機関、行政機関等と連携し、拡充・発展させていくことを目標に、2021年度にスタートした。

国立がん研究センターは、「がん情報ギフト」の活用を促進させ、地域のがん相談支援センターやがん診療連携拠点病院、行政(保健センター含む)等と連携して、信頼できるがん情報を広く市民に届ける企画を募集している。採択された企画に対しては、予算が付与され、企画立案段階での相談も受け付けている。

がん情報ギフト「結ぶ」事業公募情報：https://www.ncc.go.jp/jp/d004/donation/ganjoho_gift/about/link/koubo/index.html

問合せ：国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所 がん情報ギフトプロジェクト事務局（がん情報提供部内）E-mail：ganjoho-gift@ncc.go.jp

▶『機関誌ユネスコ』で能登半島地震の復興支援を特集

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟が年3回発行する『機関誌ユネスコ』では、このほど1月号で「震災から2年。能登、復興への道のりは続く」と題した特集を組み、令和6年能登半島地震から2年経った能登の現状を伝えている。

同連盟は「災害子ども教育支援」を通じて、被災した子どもたちへの奨学金支援や学校施設への支援を行っており、今回、ウエイトリフティングが盛んな石川県で、珠洲市のクラブで奨学生へインタビューを行っているほか、珠洲市内の小中学校校長へも震災時の状況などについて聞いている。

同誌はWebサイトにて公開しており、下記より見るができる。

『機関誌ユネスコ』2026年1月号：https://www.unesco.or.jp/pdf/unesco/2026_01.pdf

▶「埼玉県の高校図書館司書が選んだイチョシ本2025」発表

「埼玉県の高校図書館司書が選んだイチョシ本」の2025年版が、2月13日(金)にYouTube動画にて発表された。第1位は、『僕には鳥の言葉がわかる』（鈴木俊貴著・小学館）。

この企画は、埼玉県の高校図書館司書が過去一年に発行された本の中から高校生にぜひ読んでほしいおすすめしたい本を紹介するブックランキング企画である。埼玉県内では、

約50書店でイチョシフェアが開催されるほか、約100館の公共図書館等でパンフレットが配布される。

また、POPやパンフレットを希望する全国の公共図書館や学校図書館に有償で頒布しており、以下のフォームより申し込みを受け付けている。イチョシ本パンフレット・POP申込みフォーム：https://forms.gle/R9aUg6XBVa2dGNSk6

「埼玉県高校図書館フェスティバル」Webサイト：https://shelf2011.net/

埼玉県の高校図書館司書が選んだイチョシ本 (YouTube)：https://www.youtube.com/channel/UC3ZZVJ7aYRk7oMZgwaQvEVw

告知板

●つどい

■図書館九条の会 第21回学習会 「アメリカ帝国主義の視点から見た基地問題」

主催：図書館九条の会

日時：4月18日(土) 13:30-15:30

会場：日本図書館協会研修室

講師：笹本潤（アジア太平洋法律家連盟会長・弁護士）

内容：講師は、弁護士で、九条を世界に広める「グローバル9条キャンペーン」などの運動に取り組んでいる。著書に『世界の「平和憲法」新たな挑戦』（大月書店）等がある。学習会では、世界的な視野から見た日本の平和と軍事基地について語る。

参加費：無料、直接会場へ。誰でも参加できます。

※オンライン参加希望は、E-mail：matsuo-shoji@jissen.ac.jpまで（Zoom招待のリンクをEメールで送ります）。

●その他

◆資料保存委員会 HP「動画でみる資料保存」に「修理の基本をおさえよう」と「保存容器で資料を守る」を追加
内容は次のとおり。

○「修理の基本をおさえよう」全国図書館大会2024「資料保存分科会」発表動画（一部編集）

- 1 図書館（紙）資料の修理－基本的な考え方と手法－（眞野節雄）
- 2 本の構造（田崎淳子）
- 3 修理に使用する道具と材料（田崎淳子）
- 4 破れの修理（横山道子）
- 5 欠損の修理（横山道子）
- 6 ページの差し込み（横山道子）
- 7 ノド部分の修理（佐々木紫乃）
- 8 表紙の外れた本の修理（佐々木紫乃）

○「保存容器で資料を守る」（資料保存セミナー 2025/2/25）

・講義「保存容器の考え方」（横山道子）

「動画で見る資料保存」：https://www.jla.or.jp/committees/hozon/video/

資料保存委員会のページ：https://www.jla.or.jp/hozon2/

◆施設会員のみなさまへ

2026年度の会費は今年度と同額です。よろしくお願いたします。

・施設会員A：50,000円／施設会員B：37,000円／施設会員C：23,000円

◆◆ NEWS ◆◆

◆会員登録情報をご確認ください

毎月発送している『図書館雑誌』が宛所不明で戻ってくるケースが増えております。ここ最近で『図書館雑誌』がお手元に届いていない方、会員登録情報にご変更のあった方は、登録住所をご確認ください。

会員登録情報の確認・修正は、「会員ポータルサイト」からお願いいたします。また、協会ウェブサイトからの変更申請も可能です。ご不明な点がございましたら、会員係にご連絡ください。

https://www.jla.or.jp/registration_information_update_form/

会員係：E-mail：somu@jla.or.jp

◆協会へのご寄附について

日本図書館協会では、図書館にかかわるさまざまな事業を展開しており、公益目的にかなう事業のさらなる充実を図り、21世紀のよりよい文化的社会を築いていくため、広く市民や会員の皆さまからのご寄附を受け付けております。なお、当協会への寄附金には特定公益法人としての税制上の優遇措置が適用され、所得税・法人税の控除が受けられます。

○寄附の種類

(1) 一般寄附金

・寄附の用途を指定しない寄附金です。

・寄附の50%以上を公益目的事業に使用します。

(2) 指定寄附金

・寄附の用途を指定する寄附金です。
・寄附者は寄附の用途を指定することができます。

※詳細は以下をご参照ください。

https://www.jla.or.jp/request_for_donations/

こらむ
図書館の
自由

多読賞に子どもの意思は反映されているか？

鈴木啓子

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（文部科学省）は、2023年第5次を迎え、学校図書館では、さまざまな読書活動が行われている。その中で以前から行われている活動の一つに多読賞がある。多読賞は期間を決めて図書館で借りた冊数が多い児童生徒を表彰するものである。賞状やしおり・ブックカバーなどがもらえたりする。貸出が何冊以上と多い子どもの名前を掲示している学校もある。また、多読賞表彰の様子や多読者と貸出冊数が記載されている図書館だよりをWebサイトにあげている学校も見受けられる。

多読賞をやめた小学校もある。理由を聞くと図書館システムの児童用画面に個人の貸出冊数が出る。その貸出画面の冊数に執着して、本を返してまた、同じ本を借りたり、すぐ読める本を借りたりするなどの児童が複数いた。貸出冊数も個人情報であること、学校図書館で借りた本だけが児童が読んだ本ではないこと、冊数を追わせることで質がないがしろになりかねないことなどを学校司書が教員たちに説明して、了解を得たそうだ。

もちろん多読賞が励みになっている子どももいる。だが、「図書館の自由に関する宣言」では、「図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない」とある。もし多読賞や個人の貸出冊数を掲示するのなら、子どもの了解をとっているのだろうか。「いやなら公表しないので言ってほしい」と伝えているかもしれないが、なぜなのかの丁寧な説明が必要であろう。

判断能力が不十分な患者が医療や研究に参加する際に理解しやすい形で説明を受け、自分の意見を表明するプロセスをインフォームド・アセント（Informed Assent）というそうだ。2022年10月号の「こらむ図書館の自由」では、インフォームド・アセントが図書館界でも一つの課題になるのではないかと述べられているので一読してほしい。

学校図書館も利用者の貸出冊数を公表する場合は、インフォームド・アセントを行う必要がある。なぜ図書館の読書事実がプライバシーになるのかの説明とともに子ども自身の参加の意思を尊重してもらいたい。このことは子どもたちが将来、自分で考えて決めることができる力を育てることにつながるだろう。

（すずき けいこ：JLA 図書館の自由委員会）

新聞切抜帳

●全国

- ▶図書館 絵本専門士を活用 文[部]科[学]省[有識者]会議報告書案 司書待遇改善求める (読売12/18)
- ▶運命の1冊福袋で 各地の図書館 冬の恒例 [私立富士見中学高校図書館, 松山市立図書館, 志學館大学図書館] (読売12/27夕)
- ▶[教育の未来図]6 最終回 専修大学教授(全国学校図書館協議会理事)野口武悟さん 読書の支援学校・地域で 短文より長文で身に付く表現力 豊かな人生築く基礎 本に親しむ場作り 資格持つ人の連携 児童生徒の読書量減る一方 (読売1/15)

●北海道・東北

- ▶[福島]県立図書館 収藏品デジタル化 来月8日 [[デジタル]ライブラリー]開設 いつでも検索・閲覧 (福島民報12/12, 関連1紙)

●関東

- ▶杉並[区立]・中央図書館 本の福袋いかが 21日まで (読売[多摩]1/5)
- ▶著名人の選書1000冊に浸る ほんのもり駒込本家「心が整う」SNSで反響 古民家改修, 森の演出… [運営:文化通信社] (読売[多摩]1/22)

●東海

- ▶[清流の国ぎふ・]おすすめの1冊コン[クール] 25年度入賞者決まる 24日表彰式 [主催:岐阜県読書推進運動協議会, 岐阜県図書館, 中日新聞社] (中日[岐阜県版]1/7)
- ▶関高[校] 2年連続県知事賞 美濃加茂[市] 図書館だよりの審査会 [第57回「図書館だよりのコンクール」] (中日[岐阜県版]1/15)
- ▶電子図書館PR[イベント] 利用方法を紹介 [岐阜]県図書館 [岐阜市立図書館と共催] (中日[岐阜県版]1/18)

●関西

- ▶闇夜に浮かぶ旧加古川図書館 利活用の機運醸成へライトアップ [企画:CLS kakogawa] (神戸[東播]12/2)
- ▶質問に町の誰かが答えてくれる [ふたみのまちの]交流伝言板が好評 やりとり温か [明石市立]二見図書館 (神戸[明石]12/3)
- ▶古写真, 古地図で郷土史学ぶ講座 11日, [三田]市立図書館 (神戸[三田]12/7)
- ▶[はりまカルチャー]高砂市立図書館に非日常空間… 異界へいざなう 仮面ずらり 加古川[市]の「大衆SHOCK堂」作品展 妖怪や動物かたどる 造形や写真作品も [[高砂異界図書館]] (神戸[東播]12/18)
- ▶長田高[校]生, 絵本の英訳に Try [神戸市立北神図書館, 北]図書館と連携, 完成作展示へ 呼称など表現にこだわり翻訳 作家と製本作業も [[うちゅういちのたかいたかい]『はるさんと1000本のさくら』] (神戸[神戸]12/23)
- ▶ノーベル賞関連42冊紹介 [兵庫]県立図書館, 日本人2分野受賞受け (神戸[明石]12/30)
- ▶明石の城テーマに展示 [兵庫]県立図書館 魚住城や船上城なども (神戸[明石]1/7)
- ▶図書館用機器など寄贈 加古川[市], 高砂市などに西兵庫信[用]金[庫] 音声読み上げ器や書籍 (神戸[東播]1/9)
- ▶[明石]市立3図書館で[図書館]フェスタ[2026] 15日から 読み聞かせや展示など (神戸[明石]1/10)
- ▶絵本や児童書200冊を楽しんで 読み聞かせグループ[おはなしのポケット高砂]「ぼけつと文庫」開設 [こどものその保育園敷地内] (神戸[東播]1/21)
- ▶高砂市立図書館にロゴマーク誕生 リニューアル10周年記念 甲南女子大[学]の三柳[萌香]さん考案 来月図書館祭「ガチャ」催しも / 高砂市 市民の読書推進へ [第1期市民読書活動推進計画]5カ年計画の策定進める (神戸[東播]1/23)

●中国・四国

- ▶家庭に眠る絵本集めて「交換市」 [吉野川市立]鴨島図書館 1年で800冊 善意の輪広がる (徳島11/16)
 - ▶機動力で読書機会増やす 小型移動図書館車 美馬市, 県内初導入 細道OK/収容500冊, 入れ替え容易 (徳島11/9, 関連1紙)
 - ▶[本と人のあいだに 全国図書館大会愛媛から]バリアーは館側改善を 誰もが楽しめる環境へ [第8分科会] (愛媛11/22)
 - ▶[本と人のあいだに 全国図書館大会愛媛から]工夫 展示改良や新行事 利用低迷打開へ [第3分科会] (愛媛11/25)
 - ▶[本と人のあいだに 全国図書館大会愛媛から]現状や連携事例を共有 出版社・書店との共存模索 [第6分科会] (愛媛11/26)
 - ▶[本と人のあいだに 全国図書館大会愛媛から]ニーズは紙から電子へ 障害者の読書とデジタル化 [第4分科会] (愛媛11/28)
 - ▶[本と人のあいだに 全国図書館大会愛媛から]落下や水没 過去に学ぶ 地震や豪雨に備える [第5分科会] (愛媛12/3)
- 九州・沖縄
- ▶名物企画「本の福袋」開催 中身は借りてからのお楽しみ 司書8人 2カ月かけ準備 筑後市立図書館 (毎日1/5)
 - ▶図書施設でカスハラの疑い 司書女性に大声で暴言 福岡[市]・南区 61歳男逮捕 [福岡市男女共同参画推進センター・アミカス内の図書室] (朝日1/17)
 - ▶庄内小[学校(飯塚市)]と那珂川南中[学校(那珂川市)] [第76回]県学校図書館[コンクール]優秀賞 (西日本1/31)

今月も阿部千春様, 石井一郎様, 鎌田梨奈様, 松野高德様および小郡市立図書館, 筑後市立図書館の皆様より記事の提供を受けました。ありがとうございました。

議会図書室の現状と課題、そして展望

牧瀬 稔

地方議会の一つの役割に政策立案がある。もう一つの役割は執行機関の監視である。議会（議員）が「政策立案」というアウトプットを実現するためには、インプットが重要である。インプットには多くの手段がある。その一つが「図書を読む」ことである。もちろん視察に行ったり、議員研修に参加したりすることもインプットに該当する。その中で、図書（文献）に当たることは、とても重要である（と筆者は実感している）。

本稿は、議会のインプットを充実させるための「議会図書室」に焦点を当てる。議会図書室の根拠や役割を概観する。また、充実した議会活動に資するために、私見を交えながら議会図書室の展望を検討したい。

■議会図書室の法的根拠

議会図書室の法的根拠は、地方自治法第100条第19項にある。条文は「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない」とある。条文にある附置とは「あるものに付属させて設置すること」という意味がある。

同条文により、地方議会には図書室を設置することが義務付けられている。議会図書室には、地方自治に関する図書を中心に雑誌や新聞などの刊行物が収集されている。

なお、同条文にある「前2項」とは「17 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない」と「18 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び

適当と認める刊行物を送付しなければならない」である。

また、同条第20項には「前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる」と明記していることから、議会図書室は市民等の一般にも開放し、各種図書を閲覧させることが可能である。ただし、条文の書きぶりは「できる規定」（任意規定）であるため、議会の意思によって適用しないことも可能である（市民等に開放しないことができる）。そのため議会図書室の活用を議員のみに制限することもある。

議会図書室の意義は、地方自治法に明記されているように「地方議員の調査研究に資するため（に役立てるため）」と指摘できる。地方議員の調査研究は手段であり、目的ではない。地方議員が調査研究をすることにより、政策立案したり、執行機関が暴走しないように（不祥事をしないように）監視をすることが重要である。そうすることが議会活動の強化につながっていく。その意味では、「議会図書室が存在する」ことの意義は大きいと言える。

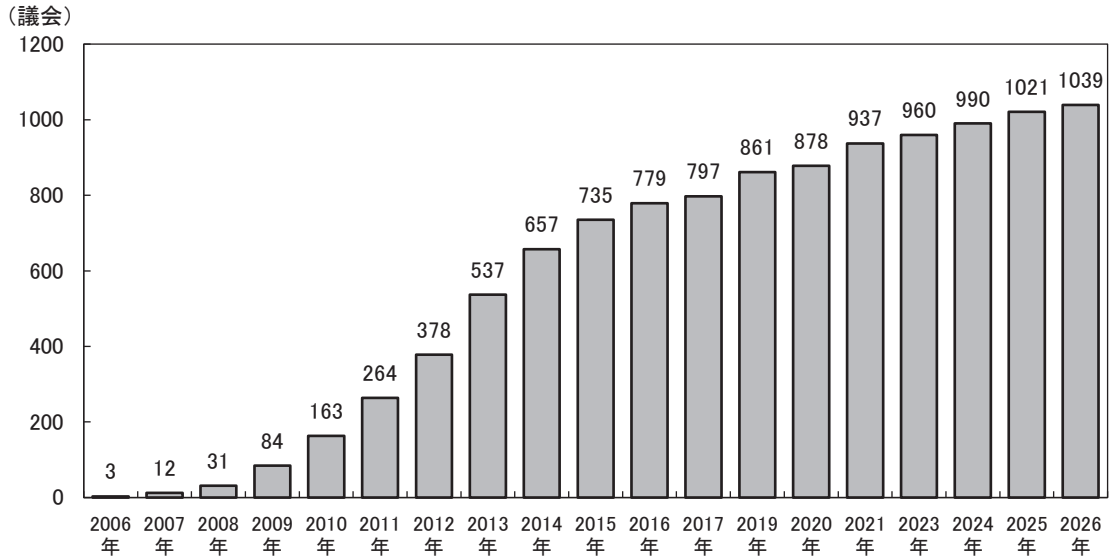
■議会図書室の多様性

読者は「議会図書室」と聞くと、どのようなイメージを持つだろうか。一概に「議会図書室」と言っても多様である。

地方自治法は「議会に図書室を附置する」ことのみを規定しており、図書室の形態は定めていない。そのため、議会により図書室の内容は大きく異なる。

筆者のフィールドは、小規模自治体にある。筆者の経験になるが、町村議会の図書室はとても「貧弱」である（言い方に語弊があるが「図書室」の

図. 議会基本条例の制定推移



資料) 2006年から2017年までは自治体議会改革フォーラム「全国自治体議会の運営に関する実態調査」を参考としている。同調査は2017年において終了している。2019年以降は「全国条例データベース powered by eLen」を活用して調査した(毎年3月末日)。2026年は推計値である。

体をなしていない。筆者の研究室のほうが図書数は充実している場合も多い。まさに「なんちゃって議会図書室」が多くある)。

例えば、町村議会に附置される議会図書室のスペースは一会議室というケースが多い(6畳程度の会議室である)。一つの会議室(部屋)を議会図書室と称している。

実は会議室というスペース(空間)がある図書室は幸せであり、中には本棚だけをもって「議会図書(室)」と称する事例もある。議会事務局の一スペースに本棚を用意し、それを議会図書(室)としているケースもある¹⁾。

先日、訪問した某中核市の議会図書室は、ほとんど図書が配架されておらず、単なる会議室という実態であった²⁾。

市町村議会に図書室が設置されていても、所蔵は多くても数百冊程度である。本棚をもって図書室と称している場合は、数十冊も配架されていない。

一方で愛知県議会図書室は、約4万1,000冊を所蔵している³⁾。神奈川県議会図書室は1万1,428冊(2025年3月31日現在)となっている⁴⁾。このように自治体の規模により、議会図書室の内容(充実さ)

は大きく異なる。なお、比較対象が必ずしも正しくないが、愛知県図書館の蔵書数は約121万冊であり、神奈川県立図書館は約123万冊である(『日本の図書館 統計と名簿 2024』)。同じ県であっても、議会図書室の蔵書数がいかに少ないかが理解できる(議会図書室と、一般図書館の利用者が異なるため、「比較対象が必ずしも正しくない」としている)。

地方自治法に「議会図書室」の附置は明記されているが、現場に足を運ぶと大きな差があることが理解できる。

■議会図書室を充実させる議会基本条例の存在

地方議会は、議会図書室をないがしろにしてきたわけではない。議会(議員)が良質なアウトプットを出すためには、議会図書室の存在は重要である。議会図書室を充実することは、地方議員の調査研究に資する。地方議員の調査研究に良い影響を与えることは、結果的に議会の政策立案能力の拡充や、行政監視機能を強化することにつながる。そのため多くの「議会基本条例」には、議会図書室に関する条文が用意されている。

読者の中には「議会基本条例」を初耳の場合もあるため、簡単に説明する。筆者は議会基本条例

を「地方自治の本旨に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例」と端的に捉えている。議会運営の最高規範という位置づけになる。

議会基本条例の歴史を振り返る。2006年に栗山町（北海道）議会が全国ではじめて議会基本条例を制定した。同年、都道府県では三重県議会が最初である。翌年（2007年）、市では伊賀市議会が初めて制定している。

2006年の時点では、栗山町（北海道）議会、湯原町（神奈川県）議会、三重県議会の3議会であった。その後、議会基本条例を制定する議会は増え続け、筆者の調査によると、現在では1,039議会が制定している（図）。

都道府県レベルや人口規模が一定数ある市区レベルの議会では、ほぼ議会基本条例は制定されつつある。近年は町村等の小規模自治体の議会において、議会基本条例の制定傾向が強まっているように感じている（近年、筆者は高浜町（福井県）議会や太子町（兵庫県）議会において、議会基本条例制定の後方支援を行った）。

現在、1,039の議会基本条例がある。そして筆者の調べた範囲では「議会図書」の規定があるのは747条例となっている。この「747」という数字の

捉え方は、人により異なるだろう。筆者の個人的な見解は「少ない」と考えている。議会として「所属する地方議員の調査研究に資する」という意思があるならば、議会図書室を議会基本条例に明記し、充実を図る必要があると考える⁵⁾。

■議会基本条例における議会図書室

議会基本条例における議会図書に関する条文は表の通りである。北海道条例と太子町（兵庫県）条例は第2項に議会図書室に関する規定がある。

表は、意図をもって用意したのではなく、無作為に抽出している（ただし太子町（兵庫県）議会は、筆者が関わったため追記した）。表に限らず、どの条文も類似している（表に例示した議会を批判しているのではない）。

米原市条例は「議員の政策提言能力および政策評価能力の向上を図るため」と、具体的な能力を掲げている点は特徴的とも言える。いずれにしろ、既存の議会基本条例を確認すると、現時点では議会図書室に関する条文は差別化されていない。その意味では、議会改革における議会図書室はブルーオーシャン（未開拓の分野）と言える。

筆者は、都道府県、市、町村の議会基本条例か

表. 議会基本条例における議会図書室に関する条文

議会基本条例	議会図書室に関する条文
北海道議会基本条例	(議会議務局等) 第25条 議長は、議会の政策立案機能を強化させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、専門的な知識経験を有する職員配置及び育成を行うなど議会議務局の機能強化に努めるものとする。 2 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室の充実強化に努めるものとする。
石巻市議会基本条例	(議会図書室) 第23条 議会図書室は、議員のみならず、だれもがこれを利用できるものとする。 2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。
春日部市議会基本条例	(議会図書室) 第18条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書及び資料等の充実に努めなければならない。
八王子市議会基本条例	(議会図書室の充実) 第15条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。
藤沢市議会基本条例	(議会図書室) 第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるとともに、これを適正に管理し、その有効活用を図るものとする。
米原市議会基本条例	(議会図書室) 第19条 議会は、議員の政策提言能力および政策評価能力の向上を図るため議会図書室における図書の充実に努めるものとする。
和のまちをつくる太子町議会基本条例	(勤勉に働き学び続ける) 第9条 太子町議会議員は、常に学び続ける姿勢を持ち、職務遂行に必要な知識及び技能の習得に努めます。 2 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力向上並びに調査研究に資するため、議会図書室の適正な管理及び資料等の充実、並びに議員研修の実施及び充実に努めるものとします。

資料) 各議会基本条例から筆者作成

ら、議会図書室に関する条文をそれぞれ25集め、テキストマイニング（ワードクラウド）を実施した⁶⁾。この結果は、違いはまったく現れなかった（まったく違いが得られなかったため本稿で言及することを断念した）。つまり、どの議会基本条例も、議会図書室に関する書きぶりは、ほぼ同じということである。もっと特徴的な条文が登場してもよいと考える。

議会改革の文脈の中で、議会図書室の存在は重要である。しかし、議会基本条例における議会図書室の条文は類似している。今後は、より創意工夫を凝らして特徴的な条文を用意して、さらなる議会図書室の改革に取り組んでもよいだろう。

■議会図書室の改革状況

毎年度、全国市議会議長会は「市議会の活動に関する実態調査結果」を公表している。同結果の中から、議会図書室に関する活性化の取り組みを抽出した（議会改革の一環として取り組んだ事例を抽出した）。例えば「市議会図書室において、男女共同参画に関する企画展示を行った」「議会図書室を傍聴者の休憩スペースとしても開放した」「議員が利用できるパソコン（インターネット接続可）を設置している」「新着図書のコナーを用意した」「グループウェアによる新着図書案内」「議会図書だよりの発行」などがある⁷⁾。

確かに議会図書室の改革かもしれないが、議会を劇的に変える改革ではないと思う（もちろん「千里の道も一歩から」という格言があるように、一歩ずつ進めていくことは重要である）。

既に言及しているが、議会図書室の改革は未開拓である。そのため創意工夫を凝らせば、議会図書室の改革はさまざまな観点から考えることができる。

少し前だが、2016年に天津市議会は、議会図書室の拡充を図る意味で龍谷大学図書館と連携した。龍谷大学図書館の学術情報資料およびレファレンス機能を、同市議会議員と議会局が利用することが可能となった。当時としては話題となり、議会で議会図書室の強化のために、大学図書館と連携したのは全国初であった。

筆者が勤務している関東学院大学は横須賀市議

会と、地域社会における課題の解決や地域の持続的発展などを目的に包括的パートナーシップ協定を締結している。同協定に基づき、議員は関東学院大学の図書館を無料で利用できる。また、横須賀市議会の議員が関東学院大学の講義を聴講することができる。聴講のための費用は発生しない。

地域に大学等の高等教育機関が存在しているならば、議会図書室の充実も含めて、積極的に連携してもよいだろう（地域に高等教育機関がなくても、近隣にある場合は連携してよいと考える）。

呉市議会は、市の市政資料室と議会図書室を兼用としている。そして図書館司書を配置している。市政資料室と議会図書室を兼用にすれば、市民も活用するため、開かれた議会図書室となる。

草加市議会は、夏休み期間中の中高生を対象に、議会フロアの会議室を自習室として開放している。太子町（兵庫県）議会は議場を自習室として開いている（写真）。議会図書室が充実しているならば、市民に対して自習室として開放してもよいだろう。そうすることが開かれた議会につながっていくし、市民からの信頼（賛同）を得られることにつながる。



▲議場で勉強する子どもたち 資料) 太子町(兵庫県)議会提供

■議会図書室の展望

読者の中には図書館には「図書が置いてある」というイメージがあるかもしれない。ところが、この常識も変わりつつある。筆者が勤務する関東学院大学の横浜・関内キャンパスの図書館は「デジタル図書館」である。デジタル図書館の定義は多様であるが、本稿では「実際に図書館に行かな

くても、インターネットを通じて、パソコンやタブレット、スマートフォン等から電子書籍を借りて読むことができる図書館」とする。

これからの議会図書室は、デジタル化の要素を強くしていてもよいだろう。注2で言及したが、多くの議員がタブレットを持つようになった。タブレット中で完結しようとしている。時代に合わせて、デジタル議会図書室を充実させていくことも一案である。

さらにデジタル議会図書室になれば、市民等は議会まで足を運ぶ必要がない。そのため市民が議会と接点を持つことが容易になる。市民に開かれた議会図書室の変貌でもある。ここで言う市民は、当該地域に限定せず、全世界の市民に開かれることを意味する。

大学で教えていると本を読まない大学生が増えている（なお、本を読まないイコール活字離れではない）。本を読まないのは大学生だけではなく、地方議員も、ある程度当てはまる。時代は変わりつつある。議会図書室を「図書を読む場（図書に出会う場）」とするだけではなく、新しい付加価値を提供する必要があると思う。例えば、議員と市民が交流する場という位置づけもありだろう。この交流は現実世界に限らず、インターネット空間も該当する。

最後になるが、国立国会図書館を参考に、議会図書室を改革してもよいだろう。国立国会図書館には、立法調査業務がある。議会図書室にも同様な機能を設けることも一案である。議会図書室に調査業務担当の職員を配置するのである。調査業務担当の職員が、議会（議員）からの依頼に基づいて調査を行い、その結果を議会（議員）にフィードバックするという内容である。そうすることにより、議会（議員）の調査研究は高まるだろう。なお、図書館に配置される調査業務担当は、議会（議員）だけの調査に従事するのではなく、執行機関側（首長や職員等）からの依頼も受けることにするとよい。

筆者自身、本稿を土台にして、議会図書室の改革に主体的に取り組んでいきたいと思う。

注

- 1) 多くの市民は地方議会（特に町村議会）の実態を理解していないことが多い。例えば、町村議会の議会図書室は、本稿で例示したように、市民が抱くイメージと乖離のある典型的なケースである。ついでに言うと、町村議会議員の報酬は月額約21万円である。ここから住民税がひかれる。住宅手当や扶養手当はないし、退職金もない。年金は国民年金である。多くの町村議会議員は生活するには厳しい実態がある。しかし一般市民が抱いている議員像は「多くの報酬をもらっている」と捉えているようだ。
- 2) 筆者が「これでは議会図書室ではないですね…」と伝えたら、当該議会にも言い分があった。現在、当該議会の議員は全員がタブレットを保有している。そこで電子図書を充実させることにより、紙の図書を意図的に少なくしていると言っていた。近年、すべてにおいて電子化が進みつつある。その意味では、議会図書室の形態も変化する時期にきている。現在は「議会図書室の過渡期」と言えるのかもしれない。
- 3) 愛知県議会のホームページ (<https://www.pref.aichi.jp/site/gikai/tosho.html>)。2026年1月15日アクセス。
- 4) 神奈川県議会のホームページ (<https://www.pref.kanagawa.jp/gikai/p80267.html>)。2026年1月15日アクセス。
- 5) 議会基本条例に議会図書室の規定を用意していない理由は、①議会が「地方自治法に規定されているため、あえて議会基本条例には明記しない」という判断をとったと推察する。また、②議会費が少ないため、図書室の充実まで手が回らないことも考えられる。参考までに言及すると、財政の歳出（目的別）に定める議会費の割合は、多くが1%以下である。議会費が1%以下では、現実的に議会図書（室）の充実には限界がある。
なお、話がやや脱線するが、議会改革に取り組む多くのケースが、この1%以下の歳出を頑張って削減しようとしている。筆者は、この1%の中身を削減しても、財政の健全化に大きく貢献しないと考えている。執行機関には無駄の歳出が多くあるため、議会の監視機能を発揮し、歳出に切り込んでいき数%カットしたほうが財政状況を大きく改善することになる。
- 6) テキストマイニングとは、通常の文章からなるデータを単語や文節で区切り、それらの出現の頻度や共出現などを解析することで有用な情報を取り出す方法である。ワードクラウドは、登場頻度の高い単語を複数選び出し、その値に応じた大きさで図示している。
議会基本条例における議会図書室に関しては、ほとんど差異は見られなかった。
以前、筆者は議会基本条例における「議会事務局」に関する条文を道府県議会と町村議会にわけてテキストマイニングを実施した。この場合は、多少の違いを確認することができた。詳細は、下記の文献を参照されたい。
・牧瀬稔（2024）「議会事務局職員に求められる能力は何か」ぎょうせい『月刊ガバナンス6月号』
- 7) 『令和7年度市議会の活動に関する実態調査結果』を確認すると、議会図書室における専任又は兼任の司書（司書有資格者）の配置状況は17議会となっている。議会図書室と公立図書館または大学図書館等との連携状況は85議会である。一方で議会図書室の一般利用は541議会である（母数はいずれも815議会）。

地方議会図書室の「理想と現実」を考える

塚田 洋

はじめに

さまざまな図書館の中で、地方議会図書室ほど、「理想と現実」のギャップが大きい図書館も珍しいのではないだろうか。

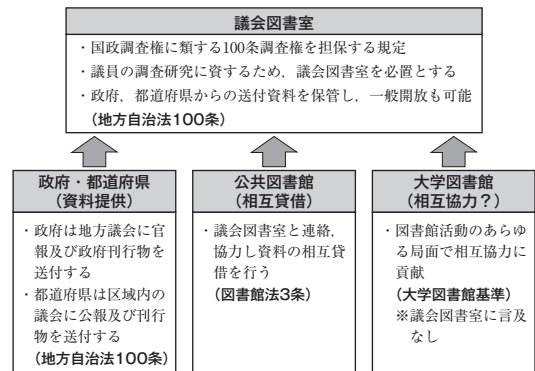
我が国の地方自治体は二元代表制を採っており、地方議会には、地方自治体の運営の基本的方針を決定し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を行うことが期待されている。これらの活動を資料・情報面で支えるのが地方議会図書室の役割であり、その重要性はいくら強調してもしすぎることはない。他方で、地方議会図書室の実態と言えば、都道府県などの一部の大規模自治体を除き、「無人の書庫」と揶揄されても反論しがたい状況が長く続いた。

このような「理想と現実」のはざまにあって、近年、地方議会図書室の整備と活性化を進め、地方議会における政策形成に寄与する事例が少しずつ生まれている。また、こうした事例においては、公共図書館との連携が一つのカギとなっている。著者は以前、地方議会図書室の法的位置付けを確認した上で、近年の整備状況と活性化の動きを概観したことがある。本稿では、改めてこれらをおさらいした上で、公共図書館がこうした活性化の取り組みを支援する場合、どのような準備が望ましいのかを考えてみたい。

1. 地方議会図書室の法的位置付け

最初に、地方議会図書室の法的位置付けを確認しておく(図1)。地方議会図書室の設置根拠は、図書館法ではなく地方自治法にある。同法は、地方議員の調査研究活動を支える議会独自の情報源として、議会図書室の設置を義務付けている(地

図1. 議会図書館の整備・支援の根拠



※その他、国立国会図書館法にも支援の規定あり、筆者作成。

自治法第100条19項)。ここで言う調査研究活動は、事実上、上記のような自治体の運営方針の決定、執行の監視、政策提案など、広い意味での政策形成を目的としたものである。主たる利用者としては地方議員が想定されているが、一般開放することも可能である(地自法第100条20項)。このような図書室が地方自治体(議会)の数だけ存在することになっている。

ただし、これは地方議会図書室が、所属する数十人の地方議員のために、審議に必要な資料をすべて自前でそろえることを意味していない。地方議会図書室は、政府などから一定範囲の刊行物の送付を受けるほか(地自法第100条17項・18項)、公立図書館との間では、資料の相互貸借を行う等、一定の協力を行うことが定められている(図書館法第3条4号)。さらに、公立図書館には、地方自治体の政策決定等に必要資料の整備・提供が期待されている(図書館法第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」)。これらを根拠に、課題解決型サービスの一環として政策形成支援に取り組む図書館がある。地方議会図書室と大学図

書館との協力について規定する法律はないが、その可能性は「大学図書館基準」(大学基準協会)に示されており、実際に地域貢献の観点から協力関係が構築される場合がある。

このように、地方議会図書室の設置や他の図書館による支援・協力の根拠は若干複雑である。また、地方議会図書室には、図書館の専門職である司書のほかに、主な利用者である地方議員、議会図書室を所管する議会事務局職員(議会事務局の専任ではなく、県庁や市役所の行政職員が異動で配置される)という三者が関わる点にも留意する必要がある。

2. 地方議会図書室の整備状況

2.1 各種調査に見る地方議会図書室のすがた

次に、地方議会図書室の整備状況について確認する。やや古いデータであるが、表1は、『日経グローバル』が実施した全国調査¹⁾を基に、都道府県と(政令市以外の)県庁所在市の議会図書室を比較したものである。残念ながら、県庁所在市においては、蔵書冊数、職員数のいずれも心許ない様子が見え、その他の市町村議会の状況はさらに厳しいものと想像される。

まず、蔵書冊数である。都道府県は3万冊近い蔵書数であるが、県庁所在市ではその10分の1程度の3,000冊台にとどまっている。また、別の調査によれば、市議会図書室の資料購入費のうち6割近く(57%)は法改正に対応した加除式資料の追録に充てられている²⁾。このような状況では、新たな政策課題に即して必要な資料をそろえることもままならないであろう。

次に職員数である。都道府県では専任職員が配置され、それが司書である場合も珍しくないが、県庁所在市では、議会事務局の職員が議会図書室の管理を兼務し、司書はもとより専任の職員もほとんど置かれていない。その後の状況を示す別の

表1. 地方議会図書室の平均的な蔵書規模と職員数

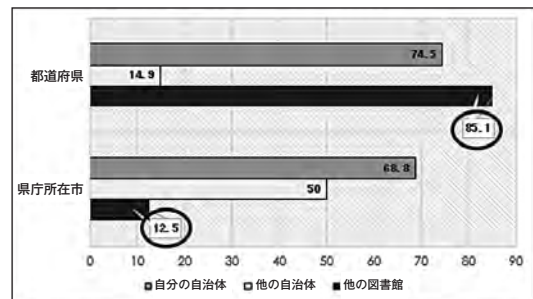
	蔵書数(冊)	職員数(人) (うち専任、司書)
都道府県	29,688	3.8 (1.5, 0.9)
県庁所在市	3,196	2.6 (0.1, 0.0)

出典:『日経グローバル』261号(2015.2.2)の議会図書室全国調査

アンケート調査等においても、全体傾向に大きな変化は見られない³⁾。

地方議会図書室が「無人の書庫」に近い状態である場合、最大の問題は何であろうか。それは、不足する資料を他の図書館から補うという発想が薄れることである。図2のように、司書が配置されている都道府県の議会図書室は、自室で十分な資料がそろわなかった場合、第一の照会先として「他の図書館」を挙げている。しかし、司書不在の県庁所在市では、図書館に照会するという行動はほとんどとられない。無論、「自分の自治体」(の所管課)から資料を得ることは必要であるが、ときに議会から執行の監視を受ける立場であり、議会が政策提案をしようとするれば競合関係にもなりうる。そのような相手先からしか情報を得られないとしたら、議会が政策形成に十分な役割を果たせないことは明らかであろう。図書館法が想定する公立図書館との協力関係も、議会図書室側が必要を感じなければ機能しない。

図2. 資料が十分でなかった場合の紹介先



下段が「他の図書館」。都道府県では最優先(85.1%)の照会先であるが、県庁所在市では最も少なく1割台(12.5%)にとどまる。
出典:『日経グローバル』261(2015.2.2)の議会図書室全国調査

2.2 議会図書室の活性化に向けた新たな取り組み

総じて厳しいデータの並ぶ地方議会図書室であるが、近年、その整備と活性化を進め、地方議会による政策形成に寄与する事例も生まれている。その背景にあるのは地方分権改革である。2000年の地方分権一括法施行に代表される(第一次)分権改革以降、地方議会の改革論議も展開された。地方議会改革の対象分野は、情報公開、住民参加、議会運営、政策形成にわたり、議会図書室の整備は、政策形成分野の一項目として取り扱われるよ

うになった。また、地方議会の最高規範として新たに「議会基本条例」を制定する動きも全国に広がり、同条例で議会図書室の整備を謳う例も多数見られるようになった。

このように地方議会図書室の整備は、多種多様な改革項目の一つであったことから、比較的着しやすしい取り組みが先行した。具体的には、公共図書館や大学図書館との連携を強化し、間接的に議会図書室の充実を図るというものである。例えば、2013年、鳥羽市議会（三重県）は、県立図書館および市立図書館との連携を開始し、図書館間の貸し出しや調査相談の円滑化を図った⁴⁾。2015年には、田原市議会（愛知県）が同市図書館の協力を得て、市議会図書室の整備を開始した⁵⁾。この事例は公共図書館側の積極的提案によって、その後も協力内容の拡充が図られた数少ない事例である。2016年には、大津市議会（滋賀県）が市内にキャンパスのある龍谷大学図書館との連携に至った⁶⁾。

一方、議会図書室本体の整備を図った代表的な事例としては、2014年の呉市議会（広島県）および2020年の横浜市会（神奈川県）が挙げられる。いずれも庁舎移転をきっかけとしたものであるが、移転前と比較して、資料を格段に充実させ、司書の常駐も実現させている。議会図書室本体を整備したこれらの事例は、比較的短期間で、政策形成に実質的な貢献を果たした点でも共通している。呉市議会では、議会質問の前に議会図書室で根拠資料を調べる議員の姿が日常的となるなど劇的な変化を遂げ、利用経験のある議員は全体の9割に及んだ⁷⁾。また、横浜市会では、議員提案条例の根拠資料として、議会図書室の提供資料が使用された事例が確認されている⁸⁾。地方議会図書室を整備する意義は、まさにこのような政策形成に対する直接的寄与を生み出すことにある。

こうした新たな取り組みは、これまで活性化事例が少なかった都道府県⁹⁾以外の議会から生まれている点も注目し得るだろう。

3. 公共図書館による地方議会図書室支援

ここまで地方議会図書室について、その法的位置付けを確認し、整備状況を概観した。本誌読者には公共図書館の関係者も少なくないと思われる

ことから、次に、公共図書館による議会図書室支援について考えてみたい。具体的には、支援の難易について、また、公共図書館が備えるといわれる資料と知識について述べる。

なお、筆者は、この十年来、各地の地方議会図書室の動向を追うとともに、活性化事例のキーパーソン等にヒアリングや助言を行ってきた。また、都市計画やまちづくりなど、地方議会の審議案件であるテーマについて、図書館資料を活用した調査レポートを執筆し、政策形成に携わる利用者の一人として図書館を見てきた。以下は、そうした経験に基づく私見である。

3.1 議会図書室支援が難しい（易しい）理由

議会図書室支援の難易については両面が考えられる。まず、支援が難しい理由である。同一自治体内とは言え、異なる部署の連携であることから、図書館単独のサービスよりも調整コストがかかるのは当然である。残念ながら、多くの地方議会図書室では、資料の不足を他の図書館から補うという発想が薄れており（2.1参照）、この状況を挽回するのも労力が要るであろう。調整の過程では、司書と地方議員や行政職員との間にコミュニケーションギャップも生じやすい。

他方で、存外易しいかもしれないと考える理由もある。1.で触れた、公共図書館による政策形成支援の取り組みは、対象を行政に限定している例が少なくない¹⁰⁾。しかし、行政に対する支援が成果を上げているのであれば、議会支援のハードルはさほど高くないはずである。確かに、議会と行政では政策形成過程への関わり方が異なるが、資料要求や調査相談を受けた場合、公共図書館が提供できる内容に大差はないからである。また、議会であれば、定例会の審議予定案件を始め、情報ニーズをある程度予測しやすい面もある。

3.2 公共図書館が備えるとい資料と知識

地方議会図書室の支援に当たって、公共図書館が備えるといわれる資料と知識について触れる。まず、資料であるが、最も必要だと思われるのは、地方自治体の政策課題を扱う専門雑誌である。それらは、国の政策動向や全国の自治体の

先進的な取組事例を含め、最新の政策情報を満載したものである。個々の記事が有用であるばかりでなく、特集テーマやその構成等に目を通しておけば、調査相談における回答の質と速さが向上する。活性化に成功した事例の多くは、厳しい予算制約の中でも、専門雑誌を重視している。議会図書室支援と言えば、図書のテーマ展示を起点とした貸し出しサービスが定番であるが、それだけでは、早晚、頭打ちになってしまう。

職員が身に付けるとよいと思われる知識としては、二点を挙げたい。第一は、議会の審議過程や審議案件に関する基礎的な知識である。議会の審議予定や審議案件、あるいは各議員の関心事項等は、議会のウェブサイト、広報誌、会議録でおおよそ把握できる。基本的な行政計画（例えば、総合計画、都市計画マスタープラン）に当たって関連情報を得ておくことも有益である。

第二は、図書館職員でなければ気づきにくい、インターネット上の専門的な情報源である。ここでは二点を例示する。一つは、国立国会図書館が公開する各種コンテンツである。例えば、『調査と情報』（自治体の政策課題も扱う簡潔、平易な調査レポート）、WARP（インターネット資料収集保存事業。自治体の過去のサイト情報も参照可）は地方議員にとっても有益であるが、認知度は必ずしも高くない。リサーチ・ナビやレファレンス協同データベースを駆使した情報提供も歓迎されるであろう。また、議会図書室向けの研修教材は図書館職員の自習に役立つ。二つには、専門図書館の活用である。当該分野の基本書や定評ある刊行物を確認できるのはもとより、専門図書館の多くが用いる独自分類も調査相談の参考になる。こうした分類体系は、見方によっては論点・課題の体系だからである。都市問題を扱う市政専門図書館のように、雑誌記事に都市名件名を付与して蔵書データベースを公開している場合には、先進自治体の事例探しに役立つであろう。

おわりに

地方議会図書室をめぐる「理想と現実」のギャップは大きく、これを埋めることは簡単ではない。しかし、必ずしも悲観的にならなくともよいと思

われる。なぜなら、自治体の財政状況が厳しくなればなるほど、政策の質が問われることになり、地方議会の政策形成機能への期待が高まるからである。地方議会による客観的根拠に基づく政策形成は、議会図書室抜きには考えられず、公共図書館による支援の意義も大きい。

少数とはいえ、地方議会の政策形成に寄与する議会図書室が誕生していることは事実であり、それらはこの十年余りの間に起きた明らかな変化である。これらの議会図書室は、必ずそれ以前の取組事例に学んでいることも忘れてはならない。本特集の紹介事例が参照され、数年後には、新たに活性化した議会図書室の実例が生まれることを期待してやまない。

注

- 1) 井上明彦「特集 使える議会図書室とは－都道府県・政令市・県庁所在市調査」『日経グローバル』（261）、2015.2.2、pp.10-21.
- 2) 早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会『議会図書室アンケート2015 調査結果』2016.1、p.9.
- 3) 例えば、早稲田大学デモクラシー創造研究所『地域経営のための議会改革度調査2024』においても「図書室内に常駐する職員または司書がいる」議会図書室は全体の4.6%にすぎなかった。
- 4) 「三重県立図書館、鳥羽市議会図書室との連携を開始」『カレントアウェアネス-R』、2013.8.14.
- 5) 河合美奈子「田原市図書館の行政・議会支援サービスについて」『カレントアウェアネス-E』（386）、2020.2.27.
- 6) 杉山聖子「新たな地域社会貢献：龍谷大学図書館と大津市議会との連携」『カレントアウェアネス-E』（304）、2016.6.2.
- 7) 重森貴菜「現地報告『強い議会』を支える『使える』議会図書室をつくる」『地方議会人』49(11)、2019.4、p.28.
- 8) 横浜市会『横浜市議会図書室の運営と取組（ローカルマニフェスト議員連盟・視察説明資料）』2022.1、pp.17-18.
- 9) 近年の都道府県レベルでの取組事例としては、アクションプラン等を策定し機能強化を図っている愛媛県議会図書室が知られる。天野奈緒也「愛媛県議会図書室の機能強化について」『専門図書館』（316）、2024.3、pp.8-12.
- 10) やや古い調査だが、政策形成支援を行っている公共図書館のうち6割以上（都道府県61.1%、市区町村75.0%）が行政のみを対象としている。全国公共図書館協議会『2014年度（平成26年度）公立図書館における課題解決支援サービスに関する実態調査報告書』2015、p.53.

※なお、図書館法の規定に言及した箇所は「公立」図書館を、それ以外は「公共」図書館を用いた。

（つかだ ひろし：国立国会図書館）

[NDC10：016.31 BSH：議会図書室-日本]

愛媛県議会図書室の機能強化と愛媛県立図書館等との連携

大和友世

はじめに

愛媛県議会議員の調査研究に資するために設置している愛媛県議会図書室（以下、図書室）では、2017年から、議員の意見を聴きながら機能強化に取り組んでおり、これまでに、「愛媛県議会図書室機能強化のためのアクションプラン」と、これを引き継ぐ長期的な指針「愛媛県議会図書室機能強化ビジョン」を策定し、以後これを基に運営している。本稿では、上記プランおよびビジョンの概要と、これらによる愛媛県立図書館等との連携状況を紹介したい。

1. 愛媛県議会図書室の概要

図書室は1948年6月に設置された。開架・閲覧エリア127.5㎡と書庫29.1㎡を備え、図書約13,000冊のほか、地方自治関連の雑誌等を所蔵。図書室長1名（議会事務局長が兼務）・常勤の専任司書1名の計2名を配置し、定数47名の議員、約40名の事務局職員を主な対象に情報支援を行っている。

図書室の司書は、2017年度以降、県立図書館からの人事異動により配置されている。これは、それまで38年間務めた専任の司書の退職に伴うもので、以来3～4年の任期で交代しながら、筆者が3人目である。

2. 愛媛県議会図書室機能強化のためのアクションプラン

2017年度、議長の私的な諮問機関であり、超党派の議員で構成する「議会改革検討協議会」において、2018年に図書室設置70年を迎えることを機に、図書室の機能強化策の検討が始まった。当時の司書を中心に案を作成し、議員による協議を経てまとめたのが、議会図書室としては全国初の試みとなった、2017年度からの3年次計画「愛媛県議会図書室機能強化のためのアクションプラン」（以下、プラン）である。

プランでは「質問・政策づくりに役立つ県議会図書室」を目指し、図書館の3要素「職員」「資料」「施設・設備」の観点から、現状と課題、目指

す方向、具体的な取り組み、年度別事業計画をまとめ、その取り組みを進めた。

職員の観点では「司書の専門性を生かした情報収集力の強化」を掲げ、レファレンスの利用促進、図書室だよりの刷新・テーマ展示による情報発信、研修機会の確保、愛媛県図書館協会への加入に取り組んだ。

資料の観点では「多様な情報源の充実化」のため、購入雑誌の見直し、有料データベースや図書館システムの導入、県立図書館との協力体制の構築、独自のデータベースの作成継続に取り組んだ。

施設・設備の観点では「使いやすく快適な利用環境の整備」に向け、内容が古い図書や汚破損した図書の廃棄、書棚の配置の見直し、利用規程改正で貸出冊数・期間を増やす等の改善を図った。

これらの結果、利用者数・貸出冊数・レファレンス件数ともプラン前の倍以上となった。

また、プランの策定と合わせて、その進捗状況の確認や新たな機能強化策を検討するため、議員で構成する従来の「購入図書選定委員会」を、2018年度から、購入図書の選定に加えて、図書室の管理および運営に関して協議・調整を行う「議会図書室管理・運営委員会」として見直した。

3. 愛媛県議会図書室機能強化ビジョン

プランの期間満了後の取り組みについて、議会図書室管理・運営委員会で協議する中、プランの取り組みを継続・推進するための長期的な指針として、2019年に策定したのが「愛媛県議会図書室機能強化ビジョン」（以下、ビジョン）である。

ビジョンでは、プランを引き継ぎ「質問・政策づくりに役立つ県議会図書室」を目指す姿に据え、強化すべき三つの機能－集める・見つける・伝える－と、二つの推進姿勢－進化する・つながる－の観点で、機能強化の方向性をまとめている。

「集める」では、図書室が集める情報に着目し、適切な資料の収集・管理・提供、インターネット上の情報や各種データベース、行政刊行物を含む

情報源の強化に取り組むこととした。

「見つける」では、利用者が求める情報や思わぬ情報を見つけれられるよう、質の高いレファレンスサービスの提供や図書館システムの管理、発見のある書棚づくりを目指すこととした。

「伝える」では、利用者へ情報を伝える・県議会関連資料を未来へ伝える視点から、積極的な情報発信や愛媛県議会関連資料の保存・継承を行い、将来的には当議会に関する資料の一般への提供を検討することとした。

「進化する」では、司書と図書室の進化のため、司書の専門性の向上、社会環境の変化への対応を図ることとした。

「つながる」では、他機関とつながる視点から、県立図書館や県の行政資料室、県内市町議会図書室、国立国会図書館等との協力・連携を掲げた。

毎年このビジョンを基に時機に合った年度計画を立て、運営状況を先述の委員会で報告している。

4. 愛媛県立図書館との連携

プランでは、図書・雑誌の充実のために、県立図書館との協力体制の構築を図り、ビジョンでも継続して協力・連携に取り組んでいる。プラン以降の取り組みは、2021年の愛媛県議会図書室利用規程の見直しにも反映し、県立図書館等との連携・協力を全国で初めて規定した。

主な連携事例として、1点目は、図書室の情報源だけでは対応が困難なレファレンスの県立図書館への依頼である。県立図書館からの回答や助言は、後のレファレンスに生かせる技術を学ぶ機会にもなっている。2点目は、図書室の司書が県立図書館に赴いての、マイクロフィルムや実際の資料の調査の実施である。3点目は、県立図書館の「特別貸出」のサービスを利用した資料の借り受けである。図書室でのテーマ展示を行う際など、図書を借りることで展示内容の充実が図れている。4点目は、除籍の際に必要な図書を県立図書館に移管するなど、資料の有効活用という点である。他にも、県立図書館のOPACに手作業で登録されている郷土雑誌の目次や愛媛関係の記事は調査に重宝している。規模の小さな図書室が一から構築するには難しい有益な情報源であり、県立図書館が提供する間接サービスの活用例である。

5. 愛媛県図書館協会への加入

プランに基づき、司書の専門性向上を目的に、2018年8月に愛媛県図書館協会へ加入した。

当協会は、県立図書館に事務局を置く、県内の図書館等を会員とする団体であり、同年6月の協会総会で図書室の新規加入が協議され、図書室が協会規約で定める「その他の読書施設」と判断されたことで、加入が可能となった。

加入により、協会主催の研修や県外研修派遣事業に参加できるようになり、筆者も各種研修や図書館総合展、全国図書館大会に参加した。

また、加盟館との情報交換が可能となり、毎年実施される情報交換事業や常時利用できるポータルサイト等を活用し、情報収集に役立っている。

このほか、協会では年度ごとに会員の中から「研修等企画担当職員」を委嘱しており、筆者も2024年度の担当職員として協会運営に協力した。

また、2025年度は愛媛県が全国図書館大会の開催県であったため、協会からの依頼で分科会の検討委員となり、準備から当日まで大会運営に従事した。大会では、図書室として大会関連事業や県内図書館を紹介するパネル展示に参加し、図書室の取り組みを全国で紹介する貴重な機会となった。

6. 今後の展望

図書室に異動した当初、限られた情報源と独特の蔵書検索環境を前に、十分な情報提供ができるか不安だったが、県立図書館の豊富な資料・サービスの活用と、ノウハウをもつ図書館職員からの助言により、円滑な業務が行えている。

このように、県立図書館との連携が進んだ背景には、司書の人事交流が進んだことが挙げられる。図書館の資料やサービス等を知る司書が配置されたことで、図書室は大きく変化した。

一方で、県立図書館との連携では、図書室が県立図書館から支援を受ける場面が多いため、今後は図書室から提供できる協力も含め、さまざまな連携を図っていきたい。

これからも、司書が配属されている強みを生かし、県立図書館との連携の下、図書室の機能強化に努めたい。

参考

- ・“県議会図書室機能強化のためのアクションプラン”。愛媛県議会事務局公式サイト。
<https://www.pref.ehime.jp/site/gikai/14530.html>
- ・“県議会図書室機能強化ビジョン”。愛媛県議会事務局公式サイト。
<https://www.pref.ehime.jp/site/gikai/14543.html>
(やまもと ともよ：愛媛県議会図書室)

[NDC10：016.3183]

BSh：1. 議会図書室－愛媛県 2. 愛媛県立図書館]

議会を活性化するための取り組み

——相模原市議会図書室の更なる挑戦——

岩永知子

1. はじめに

相模原市議会図書室（以下「議会図書室」という。）は、地方自治法第100条第19項の規定により、議員の調査研究に資するため設置されています。しかし、議員による議会図書室の貸出状況は、年100冊程度に留まるなど、「調査研究の拠点」であるはずの議会図書室が、その役割を十分に果たせていない状況であったことから、議会改革の一環として、議会図書室の利便性向上に取り組むこととなりました。

本稿では、その取り組みを紹介いたします。



▲議会図書室全景

2. 背景

本市議会では、議会基本条例において「議会図書室の充実」を定めていますが、2014（平成26）年に条例を制定してから、充実に向けた具体的な取り組みを十分に進めることができていませんでした。このような中、2021（令和3）年度に設置された議会改革検討会（各党派の議員で構成される任意の会議体）において、議会図書室の利便性を向上させることの必要性が全会派で共有され、議会運営委員会において確認がなされたことを受け、議政局において検討に着手しました。そして、2023（令和5）年度に、相模原市図書館ネットワーク（以下

「図書館ネットワーク」という。）への参加による蔵書の共有および適切な管理の実現と、政策調査課職員1名の事務から司書への職種換えによる議会図書室機能の強化を打ち出しました。

3. 図書館ネットワークへの参加

本市では、4図書館¹⁾と、市内25か所の公民館等図書室²⁾、関連3施設³⁾（以下「図書館等」という。）を、オンラインシステムおよび配送網で結び、図書館等のどこからでも、貸出しや返却、取り寄せなどが行える「図書館ネットワーク」が構築されており、蔵書は、図書館ホームページに公開されているため、市民はいつでも蔵書を検索することができます。

一方で、議会図書室は、所蔵している約4,800冊の図書をデータベースソフト（Access）で管理していますが、インターネット上に蔵書を公開していません。また、毎年4月に前年度末時点の蔵書データを図書目録（PDFファイル）にまとめ、議員に提供していますが、この目録は、リアルタイムで更新していないため、新たに購入等を行った図書は検索することができません。さらに、議会図書室は、議員控室から離れた場所にあるため、使いやすさにも課題があります。

これらの課題を解決するために、2024（令和6）年度の図書館システムの端末等の更新に合わせて図書館ネットワークに参加し、図書館システムを使って蔵書を管理することになりました。これにより、登録した議会図書室の蔵書は、随時、図書館ホームページから検索することが可能になるため、議員はいつでもスマートフォンなどを使って議会図書室の蔵書を検索できるようになります。

4. 司書の配置

司書の配置に当たっては、各派代表者会議において、職種替えして司書を配置する必要性に疑問を持つ意見がありました。そのため、議会図書室を利用する議員は、司書に対して不安と期待を

持っていたのではないかと思います。また、2024年4月の人事異動で図書館から異動してきた司書と、受け入れる政策調査課職員の双方にとっても、お互い不安と期待の両方があったのではないかと思います。

政策調査課に異動してからは、図書館勤務で身につけた経験を生かし、議員の調査研究支援の強化や図書館と連携した関連図書の展示を行うとともに、図書館システム業務端末の設置に係る調整のほか、「市政の概要」の作成や議員が政策立案の参考とするための視察先の先進事例調査など、議会図書室以外の業務も司書のスキルを生かして担当しています。

配属当初は未知の職域で働くことに不安を感じていましたが、図書館以外の職場で司書の仕事をする中で、市の職員としての視野が広がったと思っています。

5. 具体的な取り組み

5.1 議員の調査研究支援の強化

2024年度からレファレンスサービスは専門職である司書が行うことを議員に周知したことにより、議員からの調査依頼（執行部への照会調査を除く）は、2023年度16件に対して2024年度23件と1.5倍に増えました。2025（令和7）年度からは、図書館ネットワークを活用することで、図書館等が所蔵する蔵書も活用したレファレンスサービスが可能になりましたので、相模原市が所蔵する蔵書などを活用して、調査研究支援を強化しています。

5.2 特集展示の実施

議員からの求めに応じるだけにとどまらず、積極的・能動的に図書館と連携をして、議員にさまざまな情報を発信していくことを目指し、2024年度から、司書が選書した図書館所蔵の蔵書を議会図書室に取り寄せて議会図書室所蔵の蔵書と併せて展示する「特集展示」の取り組みを行っています。2025年度のテーマは、議員にアンケートを実施し、関心のある内容を取り上げて



▲展示の様子

います。

【2024年度】法令遵守／少子化対策／雇用促進対策／中山間地域対策

【2025年度】議会改革／人口減少／環境問題／学校教育

5.3 図書館ネットワークを活用した幅広い図書の貸出し

図書館等の図書を議会図書室に取り寄せることが可能になりましたので、議会図書室における蔵書は図書館ネットワークを通じて図書館等から一般図書を取り寄せ、行政などに関わる専門的な図書を中心に蔵書構築を図っています。

5.4 貸出券の発行

図書館ネットワークに参加したことにより、議会図書室の図書を利用する際に必要な「貸出券」を議員に対して発行します。

発行した貸出券は、図書館等でも使うことができ、さらに借りている図書の確認や予約もできることから、議会図書室や図書館ホームページの利用方法などの周知を行います。

5.5 蔵書の公開

議会図書室で所蔵している約4,800冊の図書等をシステムに登録し、2026年4月から図書館ホームページ上で公開する予定です。これにより、議員だけでなく市民等も、図書館ホームページを通じて議会図書室の蔵書の検索や予約ができるようになります。

また、市民に対しては、議会図書室を窓口とした貸出しはこれまでどおり行わず、図書館等の窓口を通じて、議会図書室の図書を市民に提供する予定です。

6. 最後に

これらの取り組みにより、議会図書室は「シン・議会図書室」に向けての第一歩を踏み出しました。議会図書室機能の強化が議員の政策支援につながるように、これからも積極的に取り組んでまいります。

注

- 1) 市立図書館、相模大野図書館および橋本図書館および相武台分館
- 2) 23の公民館図書室と串川ひがし地域センター図書室、青野原図書室をあわせた25室
- 3) 視覚障害者情報センター、ソレイユさがみ情報コーナーおよび総合学習センター

(いわなが ともこ：相模原市議会議会局)

[NDC10：016.3137 BSH：議会図書室-相模原市]

愛知県図書館と愛知県議会図書室の連携について

磯部美江

1. 愛知県図書館と愛知県議会図書室

愛知県図書館（以下「当館」とする）の前身は、栄地区に1959（昭和34）年4月に開館した愛知県文化会館図書部「愛知図書館」（名古屋市東区・現在のオアシス21）である。当館はこの蔵書を受け継ぎ、さらに資料・サービスを拡大して、1991（平成3）年4月20日に名古屋城城郭内南西の一角（名古屋市中区）に開館した。資料数は約133万冊（2024年度末）である。2025年4月1日現在の職員数は71名（事務職員39名（うち司書34名）、再任用職員1名、一般職非常勤職員31名）である。

愛知県議会図書室（以下「議会図書室」とする）は、当館から直線距離で約1.1km、愛知県庁本庁舎東の県議会議事堂の2階にある。1948（昭和23）年8月、地方自治法に基づいて制定された愛知県議会図書室条例により、議員の調査研究のために設置され、地方自治に関する図書資料を中心に県、国、市町村の発行する行政資料など約4万5000冊を所蔵している。

議会図書室は、議会事務局調査課デジタル化推進・図書グループが運営しており、2025年4月1日現在の職員数は5名（事務職員4名（うち司書1名）、一般職非常勤職員1名）である。配属される司書は、当館をはじめ県施設の図書館・図書室等の勤務経験を経た経験豊富な職員であることが多く、県政全般や社会課題など幅広い分野に関するレファレンス対応や図書室の運営全般を担当する。



▲愛知県図書館



▲愛知県議会図書室

2. 愛知県図書館と議会図書室との連携

当館と議会図書室では主に以下の連携を行っている。これらの連携は、当館を経験した司書が議会図書室にいてスムーズに進んでいると感じている。

(1) 利用カードの一括発行

2023年4月から行っている。議員全員（定数102名）の利用カードの申し込み希望を議会図書室で取りまとめ、当館で一括登録し、議会図書室を通じて議員に利用カードとWebサービスを利用するためのパスワードを配付している。これは主に、当館がコロナ禍の2021年1月に導入した電子書籍サービス（KinoDen）を議員の調査活動に役立ててもらうことを目的とした取り組みである。この取り組み以前にも、議員が個人的に利用者登録し電子書籍を利用することはあったが、この取り組みにより、さらに活用が促進されたのではないかと感じている。

(2) レファレンス

議会図書室では、主に議員からのレファレンスを受けているが、議会図書室の資料では調査できない場合は、調査事項が当館のデータベースや資料に掲載されているかなどのレファレンスを当館に依頼されることがある。議会図書室から当館までは、徒歩20分程度の距離のため、議会図書室の司書が直接調査しに来ることもあるが、急ぎの場合や職場を離れられないこともあるため、電話やメールによる依頼が多い。

逆に、当館で議会関係のレファレンスを受けた際には、議会の資料に精通している議会図書室の司書に照会することもある。

(3) 資料の相互貸借

議会図書室は、議員の調査研究に資する資料を購入しているが、調査研究対象は広範囲にわたるため、すべての資料を購入できるわけではない。そこで、議会図書室で所蔵していない資料が必要になった場合は、当館の資料を議会図書室に貸し

出すことがある。定期的な搬送便はないため、依頼の都度、職員同士で連絡を取り合い、受け渡しをしている。

(4) 図書室の運営全般

議会図書室での資料の購入・除籍、システムの更新など日々の図書室業務について、相談されることがある。これは、議会図書室に当館を経験した専任の司書がいることで相談しやすくなっていると言える。

3. 職員のスキルアップ

議会図書室で受けるレファレンスは、県政の課題、時事・社会問題、法律、統計などに関するものが多い。これらの調査は、Webの情報、新聞や雑誌を利用することが多く、また特に県政の課題についての調査では、議会資料・行政資料を活用することになる。議会資料・行政資料について詳しくなることは、当館に異動になってから地域のレファレンスをする際に大いに役立つ。また、議会図書室では、議員以外に県職員からのレファレンスも受けているため、その経験は当館で行政支援をするときに役立っている。

また逆に、議会図書室では当館や他の図書室での業務経験が大いに役に立つ。議会図書室以外にも司書の配属が1人のみである職場があり、資料の選定から除籍まで図書室の運営を全て行っている。このような職場には、他の図書館・図書室を経験した職員が配属された方が業務を効率的に進められるのではないかと思う。

4. これから

幸い、愛知県では当館と議会図書室に専任司書がいるため連携がしやすくなっている。今後も、それぞれの特徴や強みを生かして、連携を進めていければと考えている。

（いそべ みえ：愛知芸術文化センター愛知県図書館）
[NDC10：016.3155

BSh：1. 議会図書室－愛知県 2. 愛知県図書館]

政策づくりの知の拠点 [議会図書室] を支援する

河瀬裕子

◆「制限しない」コミュニティをつくる図書館

(大阪府) 泉大津市立図書館は、2021年9月1日に南海本線泉大津駅前の商業施設4階(約3,500㎡)に移転オープンした。「〇〇をしてはいけないをなるべく言わない図書館」が特徴で、館内には一切の貼り紙をせず、周囲に迷惑をかけなければよいという自由さからか、視察に訪れた方に驚かれるほど中高生やビジネスパーソンの利用が多い活気のある図書館である。

ビジネス支援サービスに重きを置き、総合カウンターの近くにビジネス支援関連書籍コーナー、地域企業の紹介展示、9種の商用データベースが利用できる端末などを配置し、ビジネスレファレンスに即対応できる動線を作っている。館内に特産品の毛布を中心とした地域企業の繊維製品を販売するショップがあること、博物館の展示機能を持たせていることが大きな特徴である。

◆ビジネス支援サービスとしての議会図書室支援

サービスの柱として、ビジネス支援サービス・学校支援サービス・多種多様なイベントの開催を掲げ、「すべての市民が新しい価値を創造する図書館」というコンセプトで活動している。ビジネス支援サービスの取り組みでは、中小企業診断士によるビジネスセミナーや専門家による知的財産権セミナーを毎月開催している。また、特別セミナーとして、10代の起業家によるセミナーや万博をビジネスチャンスにしようという呼びかけのトークセッションなど、その時々最新の情報を届けている。ファイナンシャルプランナーによる資産運用セミナーや小学生を対象とした投資セミナーは、公共図書館で開催するためのパターンをつくり、全国40か所ほどの図書館に広がった。学校支援サービスでは、ワンアクションで授業に必要な資料を学校図書館へ届けたり、ブックトークやアニメーションなどの授業を行う支援のほかに、先生方のスキルアップや余暇を楽しむための資料



を届けるサービスも行っている。学校=児童生徒へのサービスというだけではなく、学校を通じたビジネス支援サービスであるという考えからである。

開館当初から、調べものはレファレンスとして図書館に依頼し、できた時間で市民と向き合うようにと市長が市役所職員に対して呼び掛けていたことから、さまざまな部課からレファレンス依頼があり、新しい取り組みなどに活かしていただいている。この関わりから「キミと、よみドキッ! (泉大津市こどもの読書活動推進計画)」には、多くの課が名を連ね、子どもたちとともに行う評価会には関係各課長が出席するなど、図書館活動への協力も数多くいただいている。

公共図書館は、ビジネス支援サービス・法情報サービス・健康情報サービス・行政支援サービス・子育て支援サービスなどさまざまな課題解決を担っている。行政支援サービスに含まれる議会図書室支援を当館のサービスの柱であるビジネス支援サービスの一環として進めていきたいと、議会事務局にアプローチを行った。議会事務局を通じて議長に説明の機会をいただき、議会図書室のあり方・議会図書室の現状と課題等を説明した。公共図書館から議会図書室支援を行うことについて、よいと思われることはどんどんやってほしいと快諾いただき、議会図書室支援をスタートすることが決まったのは、開館からちょうど1年目となる2022年9月であった。



◀議会図書室における
テーマ展示の様子

議会図書室支援の第一歩は、図書館員が最新のトピックスから二つのテーマで30～50冊の資料を選定し、議会図書室内の使われていなかったパソコンラックに展示することである。テーマは図書館のビジネス支援担当職員（ビジネスライブラリアン）が決め、チームスタッフとともに資料を選定する。展示の入れ替えは、ビジネス支援担当職員が議会事務局と日程調整を行い、図書館から徒歩10分ほどの議会図書室へチームスタッフと運ぶ。2か月ごとに入れ替える予定にはしているが、議会のスケジュール等で前後することもある。展示期間中にご覧になった資料を後日活動に活かしたいと思われたときにすぐ資料にたどりつくことができるように、また議会図書室に立ち寄ることのない議員にも情報だけは届けたいとの思いから、図書館で作成した展示資料リストを議会事務局から全議員にメールで送っていただいている。また、展示資料だけではなく有用な資料が市立図書館にあることを知っていただき、商用データベース等のさまざまな資料の利用を促すことと図書館のレファレンスサービスを知っていただく目的で、2024年からは展示テーマにあわせたレファレンス事例を作成し、展示資料リストとともにメールで送っている。

◆政策づくりに活かされる図書館を目指して

展示の入れ替えどきに議会図書室を訪れると、図書室内で熱心に資料を読まれている方や借りていく方もいらっしゃるという話をうかがうことができた。知りたい情報の要望などをいただきたいとお伝えすると、直後、議会事務局を通して「○○のテーマを加えてほしい」「○○について書かれている本はあるか」などの声をいただくようになり、資料が揃えばすぐに展示テーマに追加し、メールやお電話でもレファレンスを受け付けているとの案内を行った。最近では、議会前に直接図

書館へレファレンスマールが届いたり来館して商用データベースを利用されたりと、議会図書室での展示をきっかけにした動きが見えてきている。展示やメール送付から図書館に興味を持っていただけなのか、図書館活動についてインタビューしたいと来館されるケースもあった。

しかし図書館内での展示と異なり、議会図書室での展示は、資料の動きを直接見ることができない。図書館内の展示では、貸出につながらなくても資料が手に取られている様子を見たり、感想を直接聞いたりすることで展示担当スタッフのやる気にもつながるが、議会図書室内での展示は資料の利用状況を見ることができず、モチベーションの維持が難しい。また、活動を評価するために「展示が何にどれだけ利用されたか」を知りたいが、議員へ直接アプローチができていない。議会図書室に常時職員が配置できれば、資料の動きを知ることはもちろんレファレンスをその場で受けることも活動評価の情報を得ることも可能になるが、人の配置が一番難しいことはどの現場でも同じである。

議会図書室支援サービスは、市民が議会に興味を持てるような取り組みを行うことも重要であると考えている。過去には市長と大学生がまちづくりについてディベートをする企画を館内のオープンセミナースペースで行った。さまざまな立場の方が図書館資料を使って市の課題について議論する場を作ることで、市政や市議会が生活に大きくかかわっていることを意識し、自分事として捉えていただけるのではないかとの思いからである。また、政治そのものに関心を持っていただくために、前回の参議院選挙から図書館内に期日前投票所を設置した。図書館利用のついでに投票する人や、「自分にも投票権があるんだっ！」と図書館を利用していた高校生が話す様子に手ごたえを感じた。大きすぎる目標を立てて無理に進めることでサービス自体をストップされることがないように、まずは図書館と議会図書室との双方向のやり取りを密にしていくことを大切にしたいと思う。議員、市役所職員、市民それぞれから「政策づくりに図書館（図書館資料）が活かされた」という声を聞くことを目指したい。

（かわせ ゆうこ：泉大津市立図書館）

[NDC10：016.3163

BSH：1. 議会図書室 2. 泉大津市立図書館]

「SDGs」金沢市立泉野図書館の取り組み

木戸晶子

1. はじめに

金沢市は、本州のほぼ中央に位置し、市域は白山山系から連なる山々を背に日本海に至り、市街地は寺町台、小立野台、卯辰山の三つの台地の間を犀川、浅野川の二つの河川が流れるという起伏に富んだ地形です。

15世紀後半に加賀一向宗の中心地として金沢の街が形成され、江戸時代には加賀百万石の城下町へと発展します。歴代藩主が執った奨励政策により、学問や工芸、芸能等が発達し、「加賀は天下の書府」と謳われるまでの文化都市として繁栄しました。廃藩置県後には県庁所在地となり、県内の行政、文化、経済の中心として成長を続け、1889(明治22)年に市に、1996(平成8)年には人口45万人を有する中核市となりました。

金沢市では、今後さらに飛躍していくためのまちづくりの指針として、2023(令和5)年に金沢市都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」を策定しました。魅力づくりや暮らしづくりなど、五つの分野からなる基本方針を掲げています。そのなかで、生涯学習や図書館に関わる施策は「基本方針3『共に学び、未来を創る人を育むまち～人づくり～』」の「施策方針4『学びの文化の形成と情操教育の推進』」が該当します。地域の歴史や文化を学ぶ機会を充実させ、生涯を通じて学び続ける環境の整備などを目指しています。また、子どもの読書活動の推進や、地域の歴史や文化に関連した資料の展示、市立図書館が発行した『かなざわ偉人物語』の電子書籍化などを通じ、市民が地域の歴史や文化を学ぶ機会を充実させることとしています。

2. 金沢SDGs

金沢市は、2020(令和2)年に「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」に選定されました。それ以前から、公益社団法人金沢青年会議所、国連大学サステナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニットとともに、金

沢らしいSDGsの取り組みや効果的な推進について研究を進めていました。

モデル事業の申請にあたり、「金沢の風土、歴史、文化を踏まえること」、「経済、社会、環境の3つの側面を包括的に捉えること」という点を重視することとしました。SDGsを身近に感じてもらうため、地域の特性に合わせた共感しやすい地域独自の目標を設定(ローカライズ)することは、地方創生SDGsにとって非常に有効であるという観点からです。2019(平成31)年3月に「金沢SDGs」を推進するための五つの方向性を決定しました。具体的には次のとおりです。

- ①古くて新しく心地よいまち：自然、歴史、文化に立脚したまちづくりをすすめる
- ②“もったいない”がないまち：環境への負荷を少なくし、資源循環型社会をつくる
- ③子供がゆめを描けるまち：次世代を担う子供たちの可能性を引き出す環境をつくる
- ④働きがいも、生きがいも得られるまち：誰もが生涯にわたって学び活躍できる社会風土をつくる
- ⑤新しいもの、ことを生み出すまち：文化や産業に革新的イノベーションが起きる仕組みをつくる

①と②が「環境」、③と④が「社会」、⑤が「経済」に関する方向性です。

金沢市は、2020年9月には「金沢市SDGs未来都市計画『世界の交流拠点都市金沢の実現～市民と来街者が「しあわせ」を共創するまち～』」を、2023年3月に「金沢市第2期SDGs未来都市計画」を策定しました。これにより本市では、市民、企業、教育機関、来街者を含めた多様なステークホルダーとの連携のもとでSDGsを推進しています。

3. 金沢市立泉野図書館

金沢市の図書館行政における特徴のひとつは、「30万冊以上の収蔵が可能な図書館」を市の中央(玉川図書館)、南部(泉野図書館)、西部(金沢海みら

い図書館)の3か所に配置し、各館がその地域住民と市全域を対象としてサービスを行っていることです。3館はそれぞれ蔵書やサービス、施設の独自性を持って活動しています。利用者にとって多様な選択肢が、飽きずに図書館を長く利用できる要因のひとつといえるのでは、と筆者は考えています。

また、本市には、この他の施設として、児童サービスの中心館である玉川こども図書館、北部地域のサービス窓口となる城北分館、全域サービスを担う自動車文庫、藩政期からの古文書を取り扱う玉川図書館近世史料館があり、金沢市民の生涯学習を支援する役割を担っています。

金沢市立泉野図書館は、市立では2番目の大規模図書館として1995(平成7)年4月1日に開館しました。館の特色としては、書庫を開架式としたこと、視聴覚資料を充実させ、最大200人収容のイベントホール「オアシスホール」を設置したことなどが挙げられます。また「海外情報コーナー」と銘打って、世界各国の文化・社会等に関する図書や資料を収集、提供するなど、情報化・国際化に対応する機能を備えたことも、大きな特色のひとつです。

4. 泉野図書館とSDGs

泉野図書館は、開館の翌年となる1996年に国連寄託図書館の指定を受けました。国連寄託図書館とは、国際連合の出版物や各種報告書の寄託を受け、一般公開することで、世界中の人々に対し国連の活動を周知し、理解を深めるための役割を担う図書館のことです。泉野図書館では長年、国連寄託図書館や国連の活動に関する事業-世界の諸課題や国連の歴史に関するパネル展、国連広報センター所長や各種専門家による講演会、ワークショップ等-を開催してきました。その経緯もあり「持続可能な開発目標(SDGs)」についても、国連活動を周知する国連寄託図書館の役割のひとつととらえ、毎年企画展等のイベントを実施しています。それでは、最近の活動について、以下にご紹介します。

(1) 企画展

毎年10月24日の「国連の日」に合わせ、国連やSDGsに関するパネルと関連図書の展示を行っています。

2025(令和7)年9月24日(水)から10月20日(月)に企画展「江戸時代のSDGs」を開催しました。



SDGs 企画展

前年に愛知県西尾市の岩瀬文庫で開催された企画展「昔むかしのSDGs」に触発されたものです。岩瀬文庫からお借りした展示資料のデジタルデータをもとにパネルを制作し、併せて金沢市立玉川図書館近世史料館が所蔵する古文書原本、今回展示のために作成した翻刻資料などを展示しました。「古文書に描かれた人びとの暮らしを通じ、江戸時代のエコロジカルな社会のありようを学ぶ。」「当時の生活の知恵がSDGsにつながっていたのでは」という内容と、ちょうどNHK大河ドラマ『べらぼう〜蔦重栄華乃夢断〜』で版本を目にする機会が増えていたことも相まってか、来館者には大変好評な企画となりました。西尾市岩瀬文庫の皆様には、今回の展示に際し、多大なご協力をいただきました。改めて心よりお礼申し上げます。

また、このほかにも毎年「金沢市ユネスコスクール作品展」を開催しています。金沢市では、市立の全小・中学校76校がユネスコスクールに加盟しています。本市では、2015(平成27)年に構築された「金沢型学校教育モデル」に基づく教育活動がユネスコスクールの取り組みとなるととらえ、環境教育や国際理解教育、「金沢ふるさと学習」、「金沢子どもかがやき宣言」「金沢SDGs」などの実践を通じての探求学習が行われています。

作品展では、泉野図書館のある金沢市南部地区の小学校から学習成果物を借用して展示しています。2025年度は11校から借り受け、11月5日(水)から23日(日)まで、児童図書コーナーの展示スペース「キッズスクエア」で大々的に展示を行いました。作品のテーマは学校によってさまざまです。ある小学校からは、5年生の児童が「地球の未来のために、SDGsで今私たちができること」として作成した個人レポートが提供されました。例えば、目標14に関係した「海の環境とプラスチック」や目標2、12に関係した「食品ロスから食料危機を考える」など、調べ学習を通じてまとめた、SDGs達成に向けての提案です。このほかにも、犀川での河川活動や、学校にホテルを飛ば



金沢市ユネスコスクール作品展

す体験型プロジェクトなどを通じて目標13から15を考察した学校や、金沢SDGsに則して金沢の伝統野菜や和菓子について調査した学校、能登半島や金沢の魅力を伝える外国人向けのCM動画を作成し、金沢駅で上映されるまでの取り組みを紹介した学校など、多彩な作品が寄せられました。いずれも素晴らしい力作で、訪れた利用者からは、「とても勉強になった」「開催を毎年楽しみにしている」との声が聞かれました。また、児童にとっては、成果物が図書館に展示されることがとても誇らしいようで、大勢の、家族とともに観覧に訪れる様子がしばしば見受けられました。

(2) 図書展示

金沢市国連寄託図書館は、泉野図書館レファレンスルームの海外情報コーナーに寄託図書を置いています。レファレンスルーム内の図書展示コーナーを用いて、SDGsの17目標ごとに職員がおすすめ図書を選定して展示し、貸出しています。2025年度は12月までに6回開催しました。そのうち10月は、金沢市生涯学習課が主催する講演会「かなざわ市民アカデミー『つなぐ、未来へ。防災のチカラ。』」の協賛として、24日の「国連の日」に合わせ「国連と防災」をテーマに展示を行いました。

日常的に各目標のアイコンとともに図書を展示することで、利用者にSDGsを強く印象づける効果があると考え、選書や展示に工夫を凝らし魅力的な棚づくりとなるよう実践しています。

(3) その他

毎月、オアシスホールで映画上映会を開催していますが、例年10月の映画会では、戦争や人権問題などを扱った内容の映画を「国連映画会」と題して上映しています。2024（令和6）年は『インビクタス：負けざる者たち』を上映しました。通常の映画会では娯楽作品を上映することが多いのですが、この時期の上映は、鑑賞後にSDGsに関わるような思索を促す作品を選択しています。また、

資料収集の際に、国連映画会での上映を意識した選定を行うよう心がけています。

少し前のことになりますが、2021（令和3）年には、SDGsに関連する児童図書を2団体（金沢青年会議所、石川県ユネスコ協会）から受贈しました。

このうち、金沢青年会議所は「金沢青年会議所SDGs実践拡大委員会」としてSDGs社会の実現を目指し、多様性を周知する目的で「えほんでつなぐプロジェクト～ダイバーシティ&インクルージョン：絵本を通して社会に多様な個性を受け止める輪を広げよう！～」というプロジェクトを企画し、金沢市図書館もそれに協力するかたちで企画しました。金沢市内の保育所、認定こども園、幼稚園と図書館を対象に、絵本を寄贈する事業です。青年会議所が協賛企業を募り、市立図書館は、寄贈する絵本の選定などを行いました。併せて、金沢青年会議所が、ダイバーシティ&インクルージョンのためのセミナーやワークショップ等を開催し、協賛企業を対象とした絵本読み聞かせ講座では、当館職員も講師のひとりとして参加しました。

5. 最後に

これまで泉野図書館は、SDGsに関し、広報、周知を中心に活動してきました。本稿を書く傍ら感じたのは「これからは、本家SDGsの周知に加え、金沢SDGsの一層の浸透を目指した活動も必要だ」ということです。

金沢市は、金沢SDGsを通じて、これまでの歴史文化の中で培われた強みを生かし、多様な世代の人々の関わりを尊重しながらその豊かな文化を育み、市民と共に「世界に誇る文化都市・金沢」の魅力を広く国内外に発信することで、持続的に発展するまちを目指しています。このことを広く市民に伝えていく役割を、図書館も担っていく必要があると考えます。

また、金沢SDGsにおいては「誰もが生涯にわたって学び活躍できる社会風土をつくる」ことを重視しています。これはずっと求められてきた図書館の役割のひとつでもあります。図書館として社会風土の醸成に貢献しつつ、SDGsについてもさらに活動を深めていくことが、これからの金沢市の図書館のSDGs活動であると考えています。

（きど あきこ：金沢市立泉野図書館）

[NDC10：016.2143 BSH：金沢市立泉野図書館]

「図書館で実践！SDGs」 連載終了にあたって

☆☆☆

図書館雑誌編集委員会

2025年1月に開始した本連載は、15回となる2026年3月で終了します。連載を終えるにあたり、これまでに掲載された記事を踏まえて簡単にまとめをしたいと思います。

委員会では、以下の三つの枠組みを設定し、いずれか一つ、または複数に該当する公共図書館での実践事例を選定し、ご担当者に執筆を依頼しました。ご協力に深く感謝いたします。

- 1 図書館がSDGsに関わるイベントやセミナー等を開催する
- 2 図書館が他部署や他機関が進めるSDGsに関わる事業に連携協力する
- 3 自治体が進める「地方創生SDGs」の事業に図書館も関わる

掲載された事例から、各自治体の状況を踏まえ、複数の枠組みを組み合わせることでSDGsの取り組みに貢献していることが読み取れました。たとえば、SDGs未来都市（「地方創生SDGs」の一施策）に選定された自治体では、図書館が、適宜、他の部署や機関と連携協力しながらSDGsの推進に貢献する状況（1・3と1・2・3の組み合わせ）が複数見られました。図書館では、17の目標のうち、特に、学び（目標4）、地域と経済の持続性（目標8、11、12）、そして地球環境（目標13、14、15）に関わる取り組みを支援していました。支援の方法には、(1)情報提供、(2)資料コーナーの設置、(3)展示・イベントの開催などが確認できました。具体的には、(1)は目標別ブックリストの作成や関連資料等の収集、(2)は「りんごの棚」の設置、(3)は近隣学校や企業との連携によるイベントの共同開催などが挙げられます。

以上の状況をもとに、図書館におけるSDGsへの取り組みは、次の四つの視点から成立していることが確認できました。すなわち、①自治体の状況に基づき、②図書館が他の部署や機関と連携協力しながら、③役割分担を図り各種事業（イベント、プログラムなど）を実施することで、④SDGsへの貢献につなげていました。

図書館は、市民に身近で地域社会に密着した公共施設であり、あらゆるジャンルの資料を扱うことから、多様な課題解決を掲げるSDGsとは親和性が高いといえます。また、図書館がこれまで利用者に提供してきた多文化サービスや各種の障壁を取り除くサービスは、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」につながっていると考えられます。

本特集をきっかけに、今後もSDGsの取り組みに貢献するべく、図書館として「何ができるのか」を問い、実践していくことを期待しております。

あおやぎえいじ
(文責・青柳英治：本誌編集委員、明治大学)

青森県立図書館のレファレンス事例



青森県立図書館 参考・郷土室

青森県には、10市22町8村の計40市町村があります。そのうち、図書館が設置されているのは24市町村（10市13町1村）で、設置率は60%です。青森県立図書館は県庁所在地の青森市にあり、約106万冊の蔵書とさまざまなサービスで、図書館がない市町村へも支援を行っています。

当館のレファレンス件数はこの5年で増えており、2024（令和6）年度の件数は12,926件でした（『令和7年度要覧』より）。レファレンスカウンターでお受けするレファレンスは、郷土に関するものをはじめ、今回ご紹介するような、私たち職員も思わず「へー！」と言ってしまうようなレファレンスが寄せられます。読んでいただく皆様にも「へー！」と思っただけのであろう3件をご紹介します。

その1

植物のカリンから取った成分が、どのような薬に使われるか知りたい。

読んでいた本に「カリンは薬としても使われる」というような内容のことが書かれていたため、カリンを使った薬の名前や効能が気になったそうです。カリンはのど飴に使われているのをよく見かけますが、今回のお問い合わせでは民間療法ではなく、薬局で処方されるような正式な薬の名前を知りたいとのことでした。

薬用植物にまつわるご質問のため、499.8（生薬学、和

漢薬）の書架を確認しました。まず『原色牧野和漢薬草大圖鑑』新訂版（岡田稔監修ほか、北隆館、2002）を開いたところ、カリンの薬用部分は「果実（和木瓜、榎植〈メイサ〉）」であることが分かりました。この資料にはカリンの薬効や使用方法について書かれていましたが、カリンを使った薬の名前は確認できませんでした。

カリンの薬用部分が分かったところで、次は薬用部分の名称で調べることにしました。『和漢薬百科図鑑』1、全改訂新版（難波恒雄著、保育社、1993）には、「木瓜」の処方例として木瓜湯を挙げていました。またこの資料の「基源」の項目には、日本産の和木瓜はカリンの実を乾燥させたものであること、一般に韓国と日本ではこれを「木瓜」としていることが書かれていました。

木瓜湯のほかにも例がないか探してみると、『和漢薬の事典』新装版（富山医科薬科大学和漢薬研究所編ほか、朝倉書店、2007）の「木瓜」の処方例には、「鶏鳴散加茯苓、導水茯苓湯」と記載がありました。さらに『漢方のくすりの事典：生ぐすり・ハーブ・民間薬』第2版（鈴木洋著、医歯薬出版、2011）を確認したところ、『和漢薬の事典』で確認した「鶏鳴散」や「導水湯」等の薬の名前に加えて、それぞれの薬の配合についても書かれてありました。薬の名前と効能が分かったので、以上4点の資料を紹介しました。

その2

伐採された木の用途が知りたい。

「伐採された木の用途が知りたいとのことなんですけど…」と、代表電話から回されてきた質問です。木材といえば紙の原料や建築材として使われることが多いし、児童書の類なら一般的な用途がまとまっているものもあるだろうーと、どの資料を参照すべきかを頭の中で探りながら電話を替わったところ、話は想像と全く異なる内容でした。

というのも、夕方の県内のニュースで、青森市内の散歩コースとして知られている「文芸のこみち」の木を伐



採している様子が放映されていた、というのです。伐採された木はどうなるのか、もし貰えるなら貰いたいのだがどこに問い合わせたら良いのか…と考えた結果、とりあえず図書館に開けば何か分かるだろうと思ってお電話だったようです。予想に反した内容に驚きつつ、それならば「文芸のこみち」を管理している団体に確認するのが確実だろうと調査を開始しました。

まず、「文芸のこみち」についてインターネットで調べたところ、所在地と、1994(平成6)年9月22日に青森市文化団体協議会などによって開設されたことが分かりました(https://www.library.city.aomori.aomori.jp/aomoricity_history/trivia/101-/106.pdf, Access: 2025-12-12)。開設から30年ほど経過しているため、続けて、現在の管理団体の調査に移りました。再度インターネットでの調査を進めたところ、同協議会が現在も管理しているという記事を確認しました(<https://www.city.aomori.aomori.jp/shisei/aomori-city-konnamchi/1005476/1005479/1005481/1005488.html>, Access: 2025-12-12)。この記事は質問の約半年前に更新されたものだったので、情報は妥当と判断し、同協議会の連絡先を調べることにしました。

連絡先の調査には、『東奥年鑑』令和7年版(東奥日報社, 2024)を活用しました。青森県の1年間の動きを1冊にまとめた総合年鑑で、官公庁のほか各種団体、事業所などの名簿も掲載されています。青森市文化団体協議会の情報も掲載されていたため、利用者へ同協議会の紹介と連絡先の提供をして調査終了となりました。

この事例は、筆者がレファレンス担当になって約半年ほどの頃に受けたものでした。「分からないことがあったらとりあえず図書館に」と、調査手段の一つとして、図書館が利用者から期待・信頼されていることを実感した事例として、印象に残っています。

その3

海水の温度を下げる方法はないか。

三方を海に囲まれた青森県は漁業資源に恵まれており、なかでも陸奥湾でのホタテガイ養殖が盛んです。

しかし、近年の高水温、とりわけ、2025(令和7)年の夏に長く続いた高水温が主な原因で、ホタテガイの新貝などのへい死が過去最悪となり、生産継続が危機的状況です(『東奥日報』2025年12月23日, 朝刊, p.1およびp.23)。

ある日、お持ちの特許技術を使い事業を営んでいて、ホタテガイ養殖業の苦しい現状を聞いたという男性から、「海水の温度を下げる方法はないか」との質問をいただきました。御自身では「陸奥湾内の深い部分の適温水域の海水を、夜間電力を用いてポンプで海面近くまで持ってくることはできないかを検討している」とのことでした。

質問の壮大さに圧倒されつつ、まずは、インターネットで「海水温」「高温」「対策」をキーワードに検索しました。

「気候変動適応情報プラットフォーム」HP(国立研究開発法人国立環境研究所)の各事業の成果報告のうち、2017(平成29)年度から2019(平成31)年度に行われた「海水温の上昇等によるホタテガイ及びワカメ等の内湾養殖業への影響調査に関する調査」(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/moej/consor/report/1-2.html>)では、「養殖施設を深く沈める対策」が短期間で効果が見込め、期待される効果も高いとありましたが、「養殖作業の重労働化」や「養殖面積の縮小化」を課題として挙げていました。

全国紙の新聞DBなどによる調査を行ったところ、瀬戸内海でのカキ養殖も高水温によりダメージを受けている一方、マイワシが高温に順応したとの仮説を取り上げた新聞記事があり、環境変化への適応が難しい生物と、適応できる可能性のある生物がいることが分かりました。

陸奥湾での養殖ですから、青森県産業技術センター水産総合研究所が配信する、陸奥湾(最大水深75m)の水温(湾内3か所 水深別の海水温)、塩分、溶存酸素などの観測情報や気象情報、水温予測などの情報が役立ちました。

ここまできて、肝心の「海水」に立ち戻り、自館OPACで「海水」をキーワードに調べると、「海洋深層水」なるものが既に養殖に利用されていることが分かり、558(海洋開発)、666(水産増殖・養殖業)の書架を探しました。

『海洋深層水利用学：基礎から応用・実践まで』(藤田大介, 高橋正征編著, 成山堂書店, 2006)や『海洋深層水の多面的利用：養殖・環境修復・食品利用』(伊藤慶明ほか編, 恒星社厚生閣, 2006)によると、夏の表層水の高水温対策問題に際し、大量の海水を経済的に冷却する方法として海洋深層水の導入で解決されたり、高知県や富山県の施設で研究が進められていることが分かりました(ホタテガイとは別の種の養殖です)。これらの図書を参考に、関連HPを調べると、深い水深(高知県では320mと344mの地点、富山県では水深16m層と100m層)からポンプで海水をくみ上げ、高温の表面水と混ぜ、適温にして養殖する試みや課題が紹介されていました。

これらは外洋に面した地での方法ですから、そのまま本県に導入することは難しいでしょうが、調査した情報を利用者へ提供すると、御自身の頭の中で考えていたのとほぼ同じものが他県で既に行われていることを知り、「参考にしてみる」と仰っていただきました。

今回のレファレンスは、陸奥湾に関するものですが、海水温の上昇に伴う影響と対策は、漁業に従事する方がいる地域では何らかの参考になる事例だと思います。

なお、ホタテガイ養殖をとりまく現状を打破できる実用的な回答までにはたどり着けず、図書館としての限界を感じましたが、レファレンスの回答に際し、少しでも本県産業へも貢献できるような姿勢は持ち続けたいと思っています。

[NDC10:015.2 BSH:レファレンス ワーク]



お宝紹介!

第256回

東京造形大学附属図書館

美大とウィリアム・モリス

—ケルムスコット・プレスから広がる
学びとデザイン—

沼田真一

1. はじめに

東京造形大学は、1966年に開学して以来、創業者である桑澤洋子の考えに基づいた建学の精神「社会をつくり出す創造的な造形活動の探究と実践」のもと、デザインや美術を時代の精神や社会の創造に深く結び付いたものとして捉え、社会の課題を意識したデザイン・美術活動を通して、新たな価値を創造する教育を実践しています。一般的には「美大」の枠組みで語られる大学であり、附属図書館は、美術・デザイン分野の図書・雑誌・展覧会カタログなどを多く所蔵しています。

2. ウィリアム・モリスの「ケルムスコット・プレス」

私は2020年4月に、コロナ禍のなかで本学に着任しました。私は美大出身者ではないのですが、現代デザイン論を含む一般教養科目を教えています。そんな講義の中でも、ウィリアム・モリスについて2回分の講義時間をとって熱く語るのですが、それは彼の制作活動が美大のあらゆる領域にわたり、社会をデザインする、そんな実践家と私がみなしているからです。本学では少なくともウィリアム・モリスに言及する講義・演習科目が16科目（2021年当時）あることが独自の調査結果でわかっています¹⁾。そして、ふと思ったのは、「もしかして、ケルムスコット・プレスを大学で所蔵しているのでは？」ということです。翌2021年、対面授業がはじまり、図書館で改めてレファレンスすると、ありました！貴重本リストのなかに「ケルムスコット・プレス」があったのです！²⁾ おお！というわけで、資料でしか見たことがなかった現物を触ってみることができ、大変感動したのですが、数冊あった書籍をみていくうちに、一緒

にケースに収められていた紙がひらりと落ちました。「ん？なんだこれ？」

3. 見つけた！何を？モリスの直筆の手紙を

なんとその紙はモリスの直筆手紙だったのです。なんと！これは……でもこれはなんのやりとりなんだろう……「Mary Philpott (メアリー・フィルポット)」宛なのだけれど、この人は何者なのだろうか。いまいわからない。

Kelmscott House, Upper Mall,
Hammersmith, W.

Dec: 16th 1895

Dear Mrs Philpott

I will see to the spout at once and also to the creepers. Thank you for telling me of them.

With best wishes

I am

Yours very truly,

William Morris

そこで、イギリスの図書館にレファレンスしてみることにしました。すると、次のような返信がありました。

運良く、ウィリアム・モリスに関連する「Mary Philpott (メアリー・フィルポット)」という人物についての記述を見つけました。

Norman Kelvin, Molly Harrison 編集による *The collected letters of William Morris*³⁾ を調べたところ、以下のような記述がありました。

「メアリー・フィルポットは、24 Upper Mall に住んでいた未亡人で、ケルムスコット・ハウスの隣にあたる建物で生活していた。」

つまり彼女はウィリアム・モリスの隣人だったようです。

そうなのか、モリスの死は1896年だったので、その前年、「庭の草木が伸び放題でどうかしてほしい」という隣人に対して「ごめんなさい……」とのやり取りの手紙で、こんな手紙が本学に所蔵されているという事実は彼の生活を垣間見たような感じがして、一層親しみがわいたのです。彼の植物への愛情は人一倍だったはずなので、隣人とのやり取りが微笑ましいです。

4. 展示と講義、演習などで使う

さて、こうしたお宝を貴重本として、地下室に置きっぱなしにしておいても宝の持ち腐れです。図書館は森。そしてこの森の価値はその森を管理し、活用しようとする人々の営みによって決定します。というわけで、こうしたケルムスコット・プレスを積極的に目に触れて、手にとってもらう機会を提供することにしました。

例えば、本学附属美術館の博物館実習の中で、「ケルムスコット・プレスを紹介する展示」企画の立案といったプログラムを実施することで、貴重本を有効に活用する活動を行いました。この博物館実習に参加した学生たちとは、その後実際に図書館での「ケルムスコット・プレス」の展示企画も行いました。チラシや展示台などを学生たちが作成し、教職員の皆さんにも鑑賞いただく機会を作りました(図1)。

他にも、私は現代デザイン論でウィリアム・モリスについて講義を行っていますが、その最後に「ね? このモリスの最後に作ったケルムスコット・プレスの現物を見てみたくない?」と学生たちに語りかけ、「見れますよ! あそこの図書館で!」と図書館を指さして、学生たちを驚かせます。これは私の講義の中でも最高の一場面です。学生たちが「え?」と毎回驚くのが楽しい。

さまざまな機会で、実際に所蔵するケルムスコット・プレスに触れてみる機会をつくりますが、その感触、匂い、重さ、子午の皮を使った装丁など、学生たちと対話しながらこだわりが詰まった書籍について解き明かしていくのはとても楽しく、実り豊かな時間になっています。

5. おわりに

私は司書資格をもっておらず、単なる本好き、図書館好きの一人です。縁あってこの美大で講義を行い、ウィリアム・モリスについて語る機会を得ています。そして、本学にあるケルムスコット・プレスのそのいくつかは、エクス・リブリス⁴⁾を確認することで、アメリカ経由で本学に流れ着いた本であることがわかります。私は、このようにいくつかの縁が交わり邂逅できたことを大変な喜びだと思っておりますが、この図書館の森にある、その存在さえいつの間にか忘れ去られてしまった書籍を見つけ、「こんなお宝があるぞ!」と紹介する人、インタープリターのような人間になればと思います。



図1
展示企画と合わせて実施した鑑賞会の様子

■注

- 1) ある学生は授業後のリアクションペーパーで次のように記述している。「ウィリアム・モリスを取り上げる先生はかならず、『美大では、ウィリアム・モリスに触れずに卒業することはできない』という。」うん。たぶんそう。
- 2) 2026年現在、本学で所蔵しているのは、7タイトル、計17冊。実際には日本国内でもケルムスコット・プレスの完全コレクションを所蔵する大学は複数ある。羨ましい。それぞれのケルムスコット・プレスの発刊されたタイトルや詳細情報は次の書籍が詳しい。コーリン・フランクリン、関川左木夫『ケルムスコット・プレス図録』雄松堂書店 1982。
- 3) ウィリアム・モリスの書簡集。そんな本があるとは知らなかった。Morris, William; Sigal, Gale; Kelvin, Norman (eds.), *The Collected Letters of William Morris*, Princeton University Press 2014.
- 4) エクス・リブリスから元の所有者がわかる。例えば、ルイス・アインスタイン(アメリカの外交官・歴史家)、ウィリアム・F・ゲブル(実業家・百貨店創業者)など。こうした来歴が書籍に残っていることもロマンチック。

(ぬまた しんいち: 東京造形大学)

[NDC10:090 BSH:1.稀書 2.東京造形大学附属図書館]

図書館員のおすすめ本⑬

アルツハイマー病の一族 病を受け継ぐ遺伝子と 医師たちの闘い

ジェニー・エリン・スミス著 黒木章人訳 原書房
2025 ¥2,800 (税別)

本書はコロンビアのある若年性認知症患者の一生を振り返る場面から始まる。この患者を診察した神経内科医のロペラは、その家族の多くが認知症を発症していることに気づき、40年余りにもわたる研究が幕を開ける。

南米における大家族を題材にしたこの物語は、文中でも言及されるようにコロンビアの作家ガルシア・マルケスによる『百年の孤独』を彷彿とさせ、どこか現実離れした部分もある。認知症のリスクを持つ家族たちは、病気について「魔法をかけられたからだ」などと理由をつけて半ば諦めと共に受け入れている者も多い。一方で将来発症するかもしれないという恐怖や苦しみを抱えている者もあり、それぞれの人生も詳細に語られる。

総数6,000人に及ぶ何世代もの家族を対象とした研究にはロペラだけでなく様々な立場の人物が関わる。調査自体に労力がかかる上、地域一帯にはびこる暴力により研究者、被験者ともにたびたび危険にさらされ、資金の問題等により研究が中断される場面もある。また、研究の成功という目的は共通しているものの、各々の立場により名声を得たい、より多くの利益を得たいといった思惑も交錯する。多くの障壁がありながらも研究が続けられたのは、携わった人々の「真実を明らかにしたい」という探究心と、「困難な状況にある人を助きたい」という使命感が根底にあったからだろう。

大勢の人の生命がかかっている研究と比べるとおこがましいが、事実の探究を行い人々の困難を解決するという意味では、司書の仕事と少なからず共通する部分もある。壮大な研究の行く末を見守る緊迫感と共に、自分はこのように真摯な姿勢で仕事に臨むことができるだろうかと立ち止まらせられる1冊である。

おおふか
(大深めぐみ：塩尻市立図書館)

日本図書館協会認定司書第1207号)

忍者の技術解剖図鑑

習志野青龍窟著 エクスナレッジ 2025 ¥1,700 (税別)

昭和生まれの筆者にとって、忍者といえばマンガやアニメに登場する、忍法を駆使して任務を遂行する者というイメージがあるのだが、この本はそういった「フィクションの忍者像」ではなく、著者が実際に体験したことや学術的な忍術資料に基づいた「リアルな忍者の姿」を紹介している。

例えば、忍者でまず思い浮かぶのは手裏剣だが、有名な十字や星形の手裏剣は作るのが大変で持ち運ぶのも難しかったため、棒手裏剣の方が一般的であったようだ。また、忍者がいつも携帯していた「忍び六具」は六尺手ぬぐいなど、当時の人が普通に使っていたものばかり。つまり忍者は、なるべく怪しまれないように隠し持てる道具を使っているいろいろな任務を遂行していた。

紹介されている忍者の技術は、手ぬぐいで自分を守る方法、けがを避けるための受け身、「三段構え」の護身術、どこでも眠れる「睡眠力」というように実用的なもの。こうしてみていくと、忍者の技術は災害大国日本で生きていくために必要な技術ばかりではないかと思えてくる。

敵地に忍び込むときに、身を低くして目立たず移動する技術として「四つ足の習い」が紹介されている。蛇、蜘蛛、尺取虫などの動きをまねして潜入するものだが、これらの動きは災害時の避難に応用できる。火事の際は煙を吸わないように頭を低くし、地震のときも頭を守るために身をかがめ、足元に気をつけながら避難することが求められる。また、暗闇で敵を探したり障害物を避けるための「座探し」という技は、停電や火災の煙で周りが見えないときに役立つそうだ。

敵の立場で考える忍者の発想は、自宅の防犯対策にも役立つに違いないし、敵の攻撃を阻止し、作戦を有利に進めるための地形調査が重要な仕事だった忍者に倣い、ときには近所の危険な場所に目を向けてみてはいかがだろう。

かきがわしよるじ
(笠川昭治：神奈川県立茅ヶ崎高等学校定時制図書館)

図書館員のおすすめ本⑬

なぜ人は穴があると覗いてしまうのか 人を“その気”にさせる仕掛学入門

松村真宏著 幻冬舎（幻冬舎新書）2025 ¥940（税別）

「仕掛学」という学問がある。「人の行動を促す仕掛けの体系的な理解を目指す学問分野」（p.36）だという。本書冒頭では、仕掛けの典型例として「バスケットゴール付きゴミ箱」「ピアノ階段」「トイレの的」などが紹介されている。どれも遊び心にあふれており、見ていて楽しい。利用者に対して、やってみてみたいという気にさせて、幸せな気持ちにしてくれるうえに、何らかの社会課題の解決策となっている。仕掛けとは、なんて欲張りで素晴らしいしくみのだろう。

仕掛学における「仕掛け」には、満たすべき3要件「公平性」「誘引性」「目的的二重性」があるという（p.44-47）。順に「平等に利益を得る」「ついでに叶える」「同じ行為がふたつの目的を叶える」というものだが、著者はこれらのほかに重要な要素として、ユーモアをあげる。本書では、仕掛けに関するさまざまな事例が紹介されているのだが、そこでは上記要件の比率も記載し、個別に分析もされている。そのほか、仕掛けの発想法も詳しく説明されており、仕掛けなんて思いつかないという人にとって、仕掛けを考案するヒントの数々は、とても参考になるに違いない。

仕掛学の創始者でもある著者は、もともと人工知能（AI）を研究していたが、「AIで扱えない事象と人間の意思決定との関連を研究していくうちに、仕掛けが課題解決の手段として有効なことに気づいた」という（p.23）。ただ、人工知能を否定するのではなく、社会課題の解決には人工知能も仕掛学も両方必要であり、AI任せではない自分の頭で考えることの大切さも説く。著者のいう通り、仕掛けの考えや実践が広まれば、社会は皆にとってより過ごしやすいものになるだろう。スマホ画面から目を離さない息子にも仕掛学を伝えたい。どうしたら上手く伝えられるだろう。そのための仕掛けを考えなくては。

よしかわちづる
（吉川千鶴：福井県教育庁生涯学習・文化財課）

板垣征四郎の満洲事変 本当に独断だったのか？

関口高史著 光文社（光文社新書）2025 ¥1,580（税別）

歴史は時として意外な出会いを演出する。世界的な指揮者小澤征爾と満洲事変はそれに相当するであろう。満洲事変の首謀者とされる関東軍参謀板垣征四郎と石原莞爾、その名の一字を取って名づけられた。小澤征爾の父関作は、五族協和・王道楽土の満洲の実現を語る、この二人に深く共鳴していたという。

満洲事変とは1931年9月、奉天近郊の柳条湖付近の満鉄線が爆破されたことに端を発する。中国軍（張学良軍）による破壊行為として、関東軍は満洲のほぼ全域を制圧した。この爆破は関東軍の謀略であるとされているが、日中戦争・太平洋戦争への破壊の道を歩むことになる。

著者は石原の影に隠れがちで、板垣の役割は何だったのか。関東軍の暴走とされるが軍部・政府・国民の意識はどこにあったのか。などいくつかの疑問から本書を著すに至ったとする。膨大な資料に当たり綿密な考証により、満洲事変に至る経緯を丹念に追っていく。その視点は板垣の役割と行動において展開していく。当時の経済恐慌下の国際情勢と利権の交錯する列強、軍閥が各地に跋扈して中央政府が機能しない中国、進出をうかがうソ連などの動きなどを踏まえると、陸軍中央と出先の関東軍との認識に大きな相違はない。満洲を確保しその資源食料などをテコに国力増強を図り、米ソなどに対抗していくことで軍部では一致していたが、その戦略と時期をめぐる対立はあった。満洲事変は関東軍の独断専行ではなく、陸軍中央との共通認識があったとみるべきであろう。頻繁な参謀同士の往来、意見の具申、参謀演習旅行、大口徑砲の供与など傍証に事欠かない。

昨今満洲事変前夜の様相だとの声もある。歴史修正主義の風潮と一部の熱狂に危うさを感じる。冷静に歴史を振り返るべきと思う。

わかぞのよしひこ
（若園義彦：元鶴ヶ島市立図書館）

[NDC10：019.9 BSH：書評]



霞が関だより

▶第268回

◎文部科学省

4月23日は「子ども読書の日」

「子ども読書の日」（4月23日）は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた日です。文部科学省では、「子ども読書の日」に関連したさまざまな取組を実施しています。

1. 子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰

平成14年度から、国民の間に広く子供の読書活動について関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた取組を行っている学校、園、図書館及び団体（個人）を表彰しています（園の表彰は令和6年度から）。なお、これまでの被表彰者の取組事例や活動内容は、「子ども読書の情報館」ホームページで紹介しています。



◀子ども読書の情報館
（全国の取組事例）
<https://kodomodokusyo.go.jp/jirei/index.html>

令和7年度は、優秀実践校136校、優秀実践園35園、優秀実践図書館43館、優秀実践団体（個人）48団体（名）が表彰されました。令和8年度の被表彰者は、3月末に公表予定です。

2. 「子どもの読書活動推進フォーラム」の開催

独立行政法人国立青少年教育振興機構との共催で、令和8年4月23日（木）に「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催します。

今回のフォーラムでは、東京大学大学院総合文化研究科教授の酒井邦嘉氏による特別講演のほか、文部科学大臣表彰の表彰式及び表彰事例の一部を紹介するポスターセッション等を行います。プログラムの詳細につきましては、ホームページをご覧ください。



◀開催要項・チラシ等詳細（独立行政法人
国立青少年教育振興機構公式ページ）
<https://www.niye.go.jp/services/dokusho.html>



◀「子どもの読書活動推進フォーラム」
申込フォーム
<https://forms.office.com/r/CalWmJNXv>

3. 「子ども読書の日」啓発ポスターの制作

「子ども読書の日」を普及・啓発するためのポスターを毎年制作し、子供の読書活動の推進の一層の充実に資するよう努めています。

制作した啓発ポスターは、全国の学校・図書館等に配布するほか、東京地下鉄株式会社（東京メトロ）の駅構内にも掲出します。掲出期間は、令和8年4月17日（金）から4月23日（木）までの予定です。



◀令和8年度
「子ども読書の日」
啓発ポスター



◀子ども読書の情報館
（「子ども読書の日」啓発ポスター）
※ダウンロード可能です
<https://kodomodokusyo.go.jp/happyou/books.html>

[NDC10：019.5 BSH：1.読書 2.児童]

小規模 図書館 奮戦記

その325

いよ本プロジェクト
私設図書館ビブリオAA

市民が市民を支える 小さな図書館

—生き生きと人が輝く場所—

岡田有利子

◆伊予市について

愛媛県都・松山市から約10km。総面積194.43km²。人口約35,000人。市立図書館と書店は中心市街地にある。ただ、分館や移動図書館サービスはなく、2軒ある書店はどちらも小さな個人経営である。

◆いよ本プロジェクトについて

公共図書館で司書経験のある代表者が2019年より始め、翌年運営委員会を組織した。活動内容は、私設図書館の運営、読書交流会や古本交換会の開催、冊子『いよし百冊物語』①②の発行、小学校などへの読み聞かせ・ブックトークがある。

◆私設図書館ビブリオAAについて

蔵書数は約7,000冊。開架5,500冊。閉架1,500冊。広さは15坪程度。建物のオーナーが建築家であるため、蔵書の半数は建築関係の専門書である。残り半数の大部分は、市民から寄贈を受けた図書から司書が選書して配架している。さまざまな読書会や絵本セラピー、朗読の会、「おはなしかい」やワークショップなどを開催している。

◆助け合う市民の「居場所」

あらゆる世代が訪れる当館では、本を媒体とした、地域の「居場所」という役割を持つ。小学生の宿題を大人と一緒に考えたり、高齢者から郷土の歴史を聞いたり、多世代が自然と交じり合う。困りごとの相談も多い。高齢者のスマホやパソコン操作を若者が助ける。高校生の進路相談を共に考えることもある。

幼児の保護者からは、公共図書館と違い、のびのび過ごせると安堵の声が出る。育児や発達障害等の相談を受け、専門機関へつなぐこともある。コロナ禍では、公共図書館や児童館が休館している中、行き場のない親子を受け入れた。「どこにも行けない状況は親のほうが苦しい」そんな切実な声にこたえた。

◆移動図書館のような古本交換会

アウトリーチ事業として、市内の産直市や公民館と連携して古本交換会を開催している。常連が多く、貸出期限のない移動図書館サービスようになった。中心市街地にしか図書館と書店がない当市では、各地域の公民館で本を手にとることができる古本交換会は、高齢者や幼児、小中学生などの交通弱者に喜ばれている。

◆社会教育・町づくりの観点から

本を持ち寄り紹介し合う読書会(交流会)を毎月行っている。誰もが主役となれるミニ講演の時間では、「本」だけでなく「人」が輝く。その交流会が発展した『いよし百冊物語』①②は、伊予市に住む人・関わる人100人にお薦め本を1冊紹介してもらい、それらをまとめた冊子である。市内の全小中学校とも連携し、参加者は伊予市全域に及ぶ。本を選ぶことで自己理解が進み、本を選んだ人を知ることで他者理解ができる。ひいては地域理解へ深まると、社会教育はもちろん町づくりの観点でも注目された。紙面から対面への交流も



生まれた。①が好評を博したため、翌年は伊予市民で資金を出し合い②を発行した。「市民の声が形になった」冊子である。引き続き2026年度は③の発行を目指す。

◆できることを探す

当館は蔵書数も少なく、館内面積も狭い。館内でできることは限られている。そのため、私設図書館を拠点として、外に飛び出して柔軟に幅広い活動を行っている。

また、制度の狭間にいる人や、声のあげ方がわからない困窮者の役に立ちたいと思っている。個人は社会に通ずる。目の前の人の困りごとが、ひいては地域の課題解決へと役に立つ。レファレンスやレフェラル・サービスはもちろん、公共図書館まで行けない人には、団体貸出で借り受けて対応する。同じく交通弱者のために各地で古本交換会を開催する。場に出て来れない人のために冊子を発行し、本や人との出会いをつくる。

そんな私たちの私設図書館は、団体構成員以外にも多くのボランティアの力で成り立っている。それぞれが得意なことで誰かを支え、支えられる。さらに支援会員が資金面から支えている。場所としては小さな図書館ではあるが、人の関わりの増加とともに、活動は今も広がっている。本を媒体として、さらに本から広がり深まる、生き生きと人が輝く図書館である。

(おかだ ゆりこ：いよ本プロジェクト
私設図書館ビブリオAA)

[NDC10 : 016.29 BSH : ビブリオAA]

図書館員の本棚

図書館と向き合う

まちづくり・読書バリアフリー・デジタル活用

高野一枝著

東京：青弓社

2025. - 214p : 19cm

ISBN : 978-4-7872-0089-1 : ¥2,600 (税別)

NDC10 : 010.21

BSH : 図書館 - 日本

『図書館と向き合う』というタイトルを聞いて、私は最初不思議に思った。「考える」でも「読みとく」でもなく、なぜ「向き合う」なのか？その真意を考えながら、本書を読み進めていった。

本書は、図書館とそれに関わるさまざまな取り組みについて、著者の高野一枝氏がウェブコラムで紹介した文章をまとめたものである。章立ては、第1章「まちと向き合う」、第2章「やさしさと向き合う」、第3章「情報と向き合う」、第4章「デジタルと向き合う」、第5章「仕事と向き合う」という構成になっている。書店、図書館、行政、民間、教育、福祉、働き方——これら分野に関わりがある方、興味を持っている方、あるいは全く詳しくない方でも、まずは目次を読んでみてほしい。興味がわくような紹介が必ずあるはずだ。

先進事例、と聞くと、つい「何年頃からこんなにたくさん行っていて、予算も確保されていてすごい、うちでは真似できない…」で終わってしまうイメージがつかまとう。少なくとも私は恥ずかしながらそうだ。先進事例を集め、「知っている」という事実だけで満足してしまう、一種の傍観者になってしまいがちである。

しかし、高野さんの紹介は、単なる成功事例の羅列ではない。そこには、その企画を実現した方、運営に関わった方の顔が浮かんでくるような、その場に立って話を聞きたく

なってくるような臨場感がある。取り上げられる活動は、大掛かりなものばかりでなく、実際に「自分たちの場所でもやってみようかな」と思わせる。

実際に先進事例の研修会後に新しいプロジェクトを立ち上げた、という流れもある。それが第2章の「やさしさと向き合う」中の「『認知症の人にやさしい小さな本棚』研修から」だ。私は現在、障害者サービスの担当のためこの章は特に興味深く読んだ。その中で、以下の一文は深く胸に刺さった。

舟田氏はよく「認知症対応についての事例をまとめたものがほしい。対応マニュアルはありますか？」と問い合わせを受けるそうです。その質問には、「マニュアルはありません。図書館が置かれている環境も人も違います。利用者にはケースバイケースで対応しています」と答えています。(p.69-70)

これは、障害者サービスに携わってから私が痛感したことであり、今後未来のサービス担当者になる人たちへの心構えとなる言葉であると思う。利用者の多様なニーズはマニュアルの枠を超えており、結局は個々のケースに真摯に「向き合う」姿勢が求められるのだ。研修が行われた山武市ではその後、第1章「まちと向き合う」の中の「高齢者の健康維



持に図書館ができること」として「転倒骨折予防プロジェクト」を立ち上げたことが書かれている。これもまたまちの問題に真摯に向き合った結果だろう。

さらに本書では、LLブックや電子書籍の作成、Wikipediaタウンについても紹介されている。私は司書として、どんな本を受け入れるか、その管理の仕方などに気を取られていて、「図書館が自らコンテンツを製作する」という視点に欠けていたことに気づかされた。大量の情報、急速なデジタル化社会の中では、単なる資料提供にとどまらず、図書館が発信者となる重要性、可能性が示唆されている。

そして第5章「仕事と向き合う」を読んだとき、「向き合う」という言葉の意味が、ずっと飲み込めた。図書館という現場では今、まちづくりの要請、福祉への対応、デジタル化の波、また働き方についての大きな変化が起ころうとしている。高野氏は戦場カメラマンのように、今起きている時代のうねりを、その場で起きているリアルな声と共に私たちに届けてくれているのだ。図書館という場所を、社会を、より良いものに変えていくためには、自分の今いる場所で何をすべきかを考えなければならぬと思う。この本は図書館が持つ可能性と課題に自ら触れることで、行動するためのエネルギーをもらうことのできる1冊だ。

まつぎ めぐみ
(松崎 萌：千葉県立西部図書館)

公益社団法人日本図書館協会

2025年度通算第4回 (定時第4回)理事会議事録

日時：2025年12月18日(木)

13:30～17:00

場所：日本図書館協会2階研修室,
Web会議

理事現員数：20名

出席理事：18名

日本図書館協会会館2階研修室 10
名：植松貞夫(理事長), 角田裕之
(副理事長), 岡部幸祐(専務理事兼
事務局長兼出版部長), 杉本重雄(常
務理事)(以下同じ), 鈴木直人, 成
瀬雅人, 平形ひろみ(理事)(以下同
じ), 山本昭和, 植田佳宏, 松井俊

Web参加 8名：巽照子(理事)
(以下同じ), 山口真也, 大谷康晴,
森いづみ, 佐藤康之, 久野高志, 高
橋恵美子, 深水浩司

欠席理事 2名：曾木聡子(専務理
事), 植村八潮(常務理事)

監事現員数：3名

出席監事：2名

日本図書館協会会館2階研修室 2
名：津田顕一郎, 中山勝文

Web参加 1名：松本香

*

1. 開会宣言

植松貞夫理事長(以下「理事長」と
いう)より, 開会が宣せられた。

2. 会議成立要件の確認

岡部幸祐専務理事兼事務局長兼出
版部長(以下「事務局長」という)よ
り, 会場及びオンライン上の画面で

本人の出席を確認し, 開会時点で理
事20名中17名(うちWeb参加7名)が
出席しているとの発言があり, 定款
第43条に基づく定足数を満たしてい
るため, 会議の成立が確認された。

3. 理事長挨拶

理事長より, 挨拶があった。

4. 議事録書名人の選出

定款第46条に基づき, 出席理事の
うち植田理事を議事録署名人として
選出したい旨提案があり, 同理事を
異議なく選出した。

*

議事に先立ち, 理事長より, 前理
事長小田光宏氏が2025年12月2日
(火)に逝去されたことが報告され,
哀悼の意が表された。また, 大谷理
事より, 12月5日(金)に執り行われ
た通夜には多くの方々に参加いた
だいたことが報告され, 感謝の意が述
べられた。

■議事

第1号議案 「公益社団法人日本図
書館協会 産前産後・育児・介護
休業等に関する規程」の改正につ
いて

事務局長より, 資料に基づき説明
があった。「育児休業・介護休業等育
児又は家族介護を行う労働者の福祉
に関する法律」の改正に伴い, 必要

な改正を行うものである。改正箇所
は以下のとおりである。

・第1条(目的)に「柔軟な働き方
実現するための措置等に関する取扱
い」を追加

・第17条(子の看護等休暇)におい
て対象を「小学校3年生修了前の子
を養育する職員」まで拡大, 取得事
由の追加, 「採用後6か月未満の職
員」を除外対象から外す

・第18条(介護休暇)「(1)採用後6
か月未満の職員」を削除

・第20条(育児・介護のための所定
外労働の制限)の対象を「小学校就
学の始期に達するまでの子を養育す
る職員」まで拡大

・第9章に「柔軟な働き方を実現す
るための措置」を追加し, 第25条
(柔軟な働き方を実現するための措
置)を新設

・第28条(円滑な取得及び職場復帰
支援)に周知・意向確認等に関する
事項を追加

最終的には職員の過半数代表者の
意見書を添付したうえで, 労働基準
監督署へ提出する。なお, この改正
案は顧問弁護士に確認したものであ
る。

特段の意見や質疑はなく, 全員の
賛成により異議なく承認された。

第2号議案 「公益社団法人日本図

書館協会理事会から常任理事会に委任される事項に関する理事会申し合わせ」の改正について

事務局長より、資料に基づき説明があった。この申し合わせについては、「公益社団法人日本図書館協会共催及び後援に関する要項」の記述と齟齬があるため、平仄を整えるために改正するものである。改正は、「一 執行を委任する事項」の「(10)各種団体開催行事への後援・協賛に関する事項」について、「共催」を加えるものである。

また、本申し合わせは、2013年11月7日常務理事会により承認されているが、日付が明記されていない。本日、改正が承認された場合は、改めて承認日を記載することとしたい。

特段の意見や質疑はなく、全員の賛成により異議なく承認された。

第3号議案 2025年度第2回代議員総会の開催について

事務局長より、資料に基づき説明があった。第1回代議員総会と同様、オンライン出席でも議決権行使ができる対面・オンライン併用のハイブリッド出席型方式により開催したい。開催日程は2026年3月12日(木)、会場は日本図書館協会2階研修室とWeb会議システムである。議事については、報告事項として、報告1「2026年度公益社団法人日本図書館協会事業計画について」、報告2「2026年度公益社団法人日本図書館協会予算について」、報告3「2026-2029年度代議員選挙結果について」、報告4「第111回全国図書館大会愛媛大会及び第112回全国図書館大会石川大会について」である。現段階では報告事項のみとなっている。時間に余裕があれば、意見交換の時間をとること

も検討する。議題については2月の第5回理事会で確認する。オンライン出席に関する留意事項、傍聴等についてはこれまでと変更はない。

また、報告3「2026-2029年度代議員選挙結果について」は、開票結果の最終確定は、異議申し立て期間を経た後となる。なお、現在の代議員の任期は選挙の終了までとなっているので、新たに選出される代議員は、2026年度第1回代議員総会から出席となる。

特段の意見や質疑はなく、全員の賛成により異議なく承認された。

報告1 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について

事務局長より、資料に基づき、定款第32条第5項に基づき、2025年7月24日(木)から2025年11月27日(木)における職務執行状況について報告があった。

＊

事務局長より、森理事がご都合により14時から16時まで中座され、山口理事が14時より出席された旨の報告があった。

また、理事長より、報告2及び報告3については松本監事の出席後に行うこととし、先に報告4の報告を行う旨の説明があった。

＊

報告4 2025年度災害等により被災した図書館への助成の審査結果について

理事長より、資料に基づき報告があった。11月27日(木)の常任理事会において、図書館災害対策委員会委員長よりご報告いただき、承認された。「災害により被災した図書館等への助成に関する要項」に基づき、助成の申請募集を行い、27件の申請が

あった。審査の結果、16機関に助成を行うこととし、総額2,783千円の助成を決定した。また、審査後、複数の機関から重複して申請されたものを採択していたことが判明したため、再審査を行い、重複分を減額して助成することとした。

続いて、図書館災害対策委員会委員である植田理事より、補足説明があった。再審査に至った案件については、教育委員会が複数の学校を取りまとめて申請するケースと、各学校が個別に申請するケースが混在していたことが背景にある。このため、同一内容の申請が別々に提出されていたことに気づかず、重複して採択される事態となった。このような事態を受け、今後の審査においては、申請書類の記載方法を見直し、教育委員会による取りまとめの有無が明確に分かるような記載を求める必要があるとの反省が示された。

報告5 2026年度役員会・代議員総会日程について

事務局長より、資料に基づき報告があった。例年どおり、常任理事会を年8回、理事会を年4回、代議員総会を年2回の開催と予定している。なお、常任理事会については、10月が図書館総合展の日程と重なるため、10月29日(木)とする。また、2月は、祝日や代議員総会の開催日程の関係から、2月4日(木)とする。(主な意見など)

植田：2025年6月は、代議員総会の後に理事会が開催されたが、2026年度は代議員総会の後の理事会は開催されるのか。

事務局長：2025年6月は、理事の改選が行われ、代表理事等の決定をするために開催した。2026年度は開催

の予定はない。

理事長：2027年6月には、理事の改選があるため、代議員総会後に理事会を開催することになる。

報告6 第111回全国図書館大会愛媛大会について

成瀬理事より報告があった。最終的な集計はこれからだが、800名を超える参加があったと報告を受けている。理事各位、愛媛県の皆様のご尽力に感謝する。今大会では、業務執行理事が企画・運営に携わった分科会が三つあり、それ以外の分科会にも可能な限り業務執行理事が参加した。いずれの分科会も大変盛況であったとの報告があった。

続いて、植田理事より、報告があった。2日目はあいにくの雨だったが、多くの方にご来場いただいた。地元紙の愛媛新聞からは記者3名が来場し、初日と、2日目の分科会を取材された。記者からは「興味半分で参加したが、内容が素晴らしく、図書館関係者が熱心に取り組んでいることがよくわかった」との感想をいただいた。また、もともと学校司書を取り巻く問題について記事掲載を予定されていたそうだが、大会の雰囲気を受けて分科会の内容も取り上げることとなり、連載で記事を掲載することになったとのことである。図書館人が真剣に学んでいる姿に感銘を受けたと話されていた。

今回、松山大学の司書課程の学生がスタッフとして参加し、分科会にも出席した。授業では得られない「図書館のリアル」に触れたことで、学生のモチベーションが高まり、「自分もこうした場で働きたい」と感じたという声もあった。記録を取るよう指示したところ、詳細なメモを残

しており、そのまま報告書として使えるほどの内容であった。また、出席できなかった分科会の資料も欲しいという要望もあった。「会員の集い」(以下「集い」という)にも参加した学生からは「最新の情報が得られてよかった」との感想が寄せられた。石川大会でも、愛媛大会と同様に金沢市内にある金沢学院大学の司書課程の学生をスタッフとして迎え、分科会等に出席できるよう検討してもらいたい。

現在、松山大学の司書課程には約30名が在籍しており、そのうち1名が図書館の採用試験に合格した。松山市では30年ぶりの採用であり、本人は協会への入会も希望している。愛媛大会が、若い世代が協会に関わるきっかけとなったことは大きな成果であると思う。

また、四国4県の代議員が連携し、月2回ほどの打ち合わせを重ねて「集い」の準備を進めたことで、役割分担がうまく機能した。石川大会でも北陸地区の代議員が連携して「集い」を開催いただき、可能なら地元の大学生にも参加してもらい、図書館人にとってより深い学びの場となることを期待する。そうすれば2日目に開催する「集い」は、大会の最後の学びの場として意義深いものになるのではないかと思う。

1日目全体会での「第15期認定司書認定証交付式」では松山大学の卒業生が登壇された。そのことを知った松山大学学長が全体会に来場し、県民プラザでの展示等を見学後、卒業生にお祝いを述べ記念撮影を行った。その様子は大学のホームページにも掲載された。

また、2025年1月9日(金)には松山大学で司書課程の「図書館情報学

講演会」を開催するが、今回交付式に参加した卒業生に講師として登壇いただく予定である。図書館員になっても学び続けることの大切さを、学生に伝える良い機会になると考えている。地方での大会開催は準備などが大変だが、隣県の代議員との連携や地元メディアによる報道など、地方ならではの広がりが期待できる点に大変意義があった愛媛大会と感じた。愛媛県立図書館の皆様には大変ご尽力いただき、非常に充実した2日間となったことを感謝する。

〈主な意見など〉

成瀬：1年の終わりに、協会にまつわる未来につながる明るい話を伺えた。大会を地方で開催することの意義を漏らすことなくご説明いただいたが、議会でも質問があったと聞いたので、その話も伺いたい。

植田：愛媛県議会において、大会の開催意義や成果について質問があった。地方で大会を開催することで、図書館への県議会での関心が高まったことは大きな意義がある。現在、愛媛県立図書館は耐震工事中で、移転して一部開館はしているが閉館に近い状況である。しかし、これまで少なかった資料費が、今年度は約400万円増額された。本大会の開催により県立図書館に目を向けてもらえたことは大きな成果である。また、これまで愛媛県知事が図書館に関心を示すことは少なかったが、今回の大会には知事が出席されたことは、非常に意義深いことだと感じている。県議会で図書館に関する質問が出たことを追い風とし、図書館をさらに盛り立てていければと考えている。今後、松山市立図書館でもリニューアル工事などが予定されており、本

大会を開催した会場でも工事が行われる予定と聞いている。こうした動きの中で、住民にとってより良い図書館を目指すことが重要であり、そういった面では議会で図書館が取り上げられることは大きな意味を持つと思う。今後の大会でも、議会で質問が続くような流れをつくり、図書館側がそれにしっかりと対応できることが大切である。

司書は本に関する知識は豊富だが、予算獲得や他部局との連携といった行政的な面では、さらなる学びが必要で、議会や予算に対して論理的に説明できる力を養うことが、今後ますます重要となる。そのような観点から、2日目終了後に開催した「集い」では「図書館員の学び」をテーマに取り上げた。初任時から3年、5年、7年、10年、20年といった節目ごとに、図書館の中核を担う人材が、所属機関内だけでなく外部に対してもしっかりと根拠のある意見を発信できるようになることが重要で、この大会がそうした力を育むきっかけになったのではないかと感じている。

高橋：愛媛新聞の記者が、学校司書を取り巻く状況に問題があると思われた経緯はどういうことか。愛媛大会では、大会の歴史の中でも珍しく、学校図書館単独の分科会がなく、児童サービスとの合同分科会で読書活動支援をテーマにしたものだった。2024年度の大会は非正規雇用職員に関する委員会が学校司書に焦点を当てた分科会を開催していたが、今大会では学校司書の問題をクローズアップするような機会があったのか。愛媛大会には参加していないため、ご教示いただきたい。また、新聞記事についてもぜひ拝見したい。

植田：愛媛新聞に「松山市の学校司書の雇用が非常に不安定で雇用条件がボランティアベースであり、愛媛県の最低賃金の1,033円よりも安く雇用されている状況がある」という投書が届いた。これをきっかけに、記者が教育委員会や学校司書に取材し、実態を確認したとのことである。愛媛新聞は1月から連載を開始するとのことなので、協会にも情報提供する。5回程度の連載になるのではないか。1月に連載開始なので、2月の議会で話題になるのではないかと思っている。

平形：今大会では、分科会の数を従来よりも減らす方針がとられ、多くの分科会が統合・再編される形での開催となった。このことについて、実行委員会の運営方針や当日の開催状況など、大会全体を総括する立場として聞き及んでいることがあれば伺いたい。

成瀬：確かに今大会では、リアル開催の数は減った。コロナ禍の期間を経て、リモート開催という選択肢ができたこともあるが、この先の地方開催をいろいろ模索している中で、分科会の数を減らしコンパクトに開催することで、会場費の節減や、限られたスタッフの数で運営することが可能になると、好意的に見られている。リアルで開催することの意味は強く感じているが、これからの大会のあり方としては、分科会の数を絞ることで、大会の開催を継続していくことができる可能性が開けている。ご相談しながら、検討していきたい。

理事長：オンラインの視聴数については集計中のため、もうしばらくお待ちいただきたい。

執行理事を代表して、あらためて

愛媛県の中村知事、高岡教育長をはじめ、執行部の皆様へ、全国図書館大会の開催について、ご理解ご協力をいただいたことに感謝申し上げますとともに、『大会記録』の編集にご尽力いただいている愛媛県立図書館の皆様へ感謝申し上げます。

報告7 第112回全国図書館大会石川大会について

成瀬理事より報告があった。2026年11月19日(木)・20日(金)に石川県金沢市にて開催の予定である。9月に準備委員会を開催し、その後もWeb会議やメール等を通じて、詳細の確認・検討を継続している。分科会は10分科会を予定しており、このうち「公共」「大学・短大・高専」「学校」「児童サービス」の4分科会については石川県が中心となって運営を行う。それ以外の6分科会については、協会が準備を進めており、できるだけ多様なテーマを取り上げられるように、公募形式を採用することとした。公募の締め切りは2026年1月中旬とし、協会と石川県の合同で審査会を設け、6分科会の選定を行う予定である。会場の準備等、物理的な問題で分科会を絞ることは残念でもあるが、限られた予算で利便性の良い二つの会場での開催を予定している。

また、基本的には1分科会あたり3時間、午前・午後に分けて実施する方向で検討中である。このモデルを将来の形として考えていただきたい。分科会の公募については、委員会単位ではなく、あるいは複数、横断的なまとまりで運営を考えていただき、応募していただきたい。

2月上旬の準備委員会でさらに詳細な内容について検討を進める予定

である。また、マスコミ対応や地元大学生の参加について、今後の準備において愛媛大会の事例を活かしていきたいとの意向が示された。

〈主な意見など〉

山口：公募について、複数の委員会で基本的には予め声を掛け合ってプログラムを作って公募するのか。単独では応募してはいけないのか。他の委員会との調整はなかなか難しいが、単独で出したときに他の委員会で似たようなテーマで出されたものについては、調整をしていただけるのか。

成瀬：意図としては、委員会単位ではなく、共通テーマに関して、会員の中で関心のある人に提案していただくということを想定している。執行部としては、なるべく委員会単位ではないことを考えているが、単独で出すことを明確に否定するものではない。例えば、出版の自由に関する分科会を開催したいという提案をいただき、図書館の自由委員会としてということではなく合同でやってもいいのではと考える。重複するのではないかとこのところの調整はさせていただきたいと思っている。

巽：今、図書館と住民との関係はとても大事だと思う。その住民運動の方からいろいろ意見をいただいている。図書館が統廃合され、住民運動もとても困難な状況にある中で、分科会は全国のいろいろな人との交流や、学習の場である必要がある。石川大会では提案をして作っていくことになるのか。

成瀬：非常に重要なテーマと思うので、ぜひそういう志のある方々でまとまってご提案をいただければ、取り上げていけるのではないかと思います。例えば、理事という立場でなく

でも、中心になってご提案いただくこともできる。

巽：図書館友の会全国連絡会の会員からの意見である。

理事長：できるだけ多くの方の関心を集めるようなテーマでの分科会開催をしていきたいということの一つの方法として、公募型を採用することとした。

報告8 2027年度以降の全国図書館大会開催について

事務局長より報告があった。前回理事会での報告のとおり、8月に都道府県立図書館に開催の意向を伺い、いくつか検討するという回答をいただいている。既に報道もされているが、2029年は佐賀県で開催する。2030年は決定ではないが、開催の意向のあった福井県と調整を進めたい。その他、今後検討できご意見をいただいたところでは長野県、高知県、鹿児島県がある。2030年以降の開催を検討していきたい。

2029年度開催の佐賀県については、県知事に説明することとなり、3月に理事長以下、訪問する予定である。2027年度、2028年度については、業務執行理事で検討を進めている。

〈主な意見など〉

成瀬：業務執行理事で考えているのは、全国図書館大会を続けていくために、コンパクト化、大学での開催、その場合には曜日の変更も伴うかもしれない等、また、都道府県単位で開催されている図書館大会との共催等、さまざまな形で、各地方で前向きに開催していただけるようなパターンの提示をしていきたい。その中で、2030年度以降、再検討していただければありがたい。

今までのやり方を継続するということは難しいという判断もしており、さまざまな検討はそういう意味があることも受け止めていただければと思う。植田理事からの愛媛大会の前向きな総括ご提案には、なるほどと思っていたところが出てくれば大変ありがたいと感じている。

杉本：植田理事からのお話は、とてもエンカレッジングであり、本当にありがたかった。自分自身も愛媛大会はとても楽しませていただいた。恐縮だがここで部会・委員会のあり方検討委員会（以下「あり方検討委員会」という）からのお願いをしたい。現在会員へのアンケートをお願いしている。12月26日（金）が締め切りとなっており、ぜひ回答への協力をお願いしたい。

報告9 その他

○会員数の減少について

事務局長より、資料に基づき、報告があった。2025年11月30日時点での正会員（個人会員）は、前年同月比で92名の減少となっており、特に東京都（21名減）、愛知県（16名減）など、会員数の多い地域での減少が目立っている。4月から10月までの退会者数は159名、入会者数は77名で、退会が大きく上回る状況にある。施設会員についても、前年同月比で14機関の減少があり、内訳は施設会員Aが10、Bが9、Cが14の減少。4月から10月までの施設会員の退会数は合計14機関（A：6、B：4、C：4）で、入会はA・Bが各1、団体会員が4にとどまっている。退会理由としては、公共図書館では中央館のみを残し、地区館や分館が退会するケースが多く、会費の予算化の難しさと自治体における負担金の見直

しが背景にあると考えられる。大学図書館でも統廃合や予算の厳しさが主な要因であり、少子化に伴い今後同様の傾向が続くことが懸念される。

会員数の減少は協会の財政にも影響を及ぼしており、会費収入の約8割を占める施設会員の退会は、数館でも数十万円規模の収入減につながる可能性がある。そのため、個人会員の増加と並行して、施設会員への対応強化が必要である。今後は、施設会員に対して会員であることの明確なメリットを示すことが重要であり、協会への加入が図書館の信頼性やステータスの向上につながるような仕組みづくりも求められている。こうした状況を踏まえ、今後の会員制度のあり方や、会員が実感できるメリットの提示についての理事会での積極的な議論が必要である。

〈主な意見など〉

理事長：吹田市などのように分館が退会し、本館のみが残る。日野市とともに、東京の図書館運動を支えてきた町田市が退会されることは非常にショックである。

中山監事：県立図書館館長であったころ、協会に入っていることでありがたかったことは、コロナ対応のガイドラインだった。図書館をどう閉めるか、利用を続けるか。外部に説明しづらかったところ、スピーディに対応していただいたこと、全国的に統一したものがあることが、例えば、災害やコロナ禍のような状況のときに、適切に迅速に対応してくれるということがあると、頼りがいのある機関だと思える。そういう意味では、協会というのは重要な役割を担っていると思っている。

理事長：あり方検討委員会のなかで、

部会と委員会をどのようなものとして位置づけていくかということも、この会員であり続けることのメリットというようなところにつながるかと思う。

杉本：あり方検討委員会の最初の議論では、「日本図書館協会は必要か」「その価値とは何か」といった問いから議論を始めた。なくなってしまったては困る。コロナ禍のお話を出していただいたが、そういう意味ではオーソリティとして頼れるところが必要である。しかし、いつでも頼らねばならない案件が出てくるとは限らない。その中で会員をキープしていくためには、要は会員サービスとして何が必要かという議論をしていかなければいけない。会員数の減少が続く中で、「そもそも会員に対するサービスについて、これまで十分な議論がなされてきたのか」という素朴な疑問が、委員会内でも話題に上がっている。協会の活動内容をより多くの人に知ってもらうため、広報の強化が必要であるという意見、また、施設会員や個人会員がどのようなニーズを持っているのかを把握するための仕組みづくりも重要であるという議論をしている。これらの議論が報告書にどの程度うまく反映できるかは、今後の検討課題となっている。さらに、現在の協会の体制は1950年代に整備されたものであり、抜本的な見直しが行われていないことから、制度全体の再構築も含めて議論を進めている。いろいろな意見や提案、思われたことがあったらどんどん伝えていただきたい。

報告2 2025年度予算の上半期中間決算について（4月～9月）

鈴木常務理事より、資料に基づき

報告があった。資産については、現預金は54,000千円弱であり、前年同期の56,000千円強から約2,500千円の減少となった。未収金は約1,000千円、棚卸資産も約600千円それぞれ減少しており、これらは現預金としてはプラスの要因となっている。

負債については、未払金は約2,000千円減少しており、現預金にとってはマイナス要因となる。またリース債務が約2,000千円減少しているが、これはリース代金を支払ったということで、これも現預金にはマイナス要因となる。

これらプラス要因とマイナス要因を合算した結果が、現預金の約2,500千円の減少につながっている。

経常収益については、特定資産受取賃借料が前年同期より243千円減少している。これは、賃借している6階の1室が空室となっていることが要因である。

受取会費は年度初めに納入されるケースが多いため、年度の最終的な収入額に近い金額と認識している。内訳としては、個人会員が約500千円、施設会員Aが約550千円減少しており、施設会員Bで約400千円の増加があったものの、正会員としては750千円の減少となった。

事業収益については、研修事業収益は424千円減少している。資料交換参加費収益は7,033千円の増となっているが、出版事業収益は約5,500千円の減少となった。出版事業収益の減少は、新刊が4点から2点、増刷が11点から3点と出版点数自体が減少していることが主な要因と考えられる。

経常費用としては、給与手当が職員の退職等により約2,330千円減少している。また、印刷製本費が約5,000千円減少しているのは出版事業収益

と同様、出版点数の減少が主な要因と考えられる。

当期経常増減額は40,793千円となり、前年同期と比較して5,981千円の減となった。予算と比較すると、経常費用は約50%の進捗のところ、会費が年度始めに入金することが多いにもかかわらず、経常収益は約60%の進捗となっている。結果として財政的に厳しい状況にあるといえる。今後、寄附金等を受ける可能性があるため断言はできないが、あまり余裕がある状態ではないとみている。

続いて、松本監事より補足説明と講評があった。協会の収益は、会費収入が年度初めに集中して入り、その後は事業収入等がほぼ均等に発生するという構造になっている。一方、費用は一年を通してほぼ均等である。そのため、9月末の現金預金の残高は50,000千円ほどで、資金的には一番潤沢な時期と言える。2025年度上半期の当期経常増減額は約44,000千円の黒字であるが、下半期の費用が増加するため、最終的な黒字額は縮小すると思われる。前年は同期で約446,000千円の黒字が、決算では約11,500千円となっており、決算までにどの程度の黒字を確保できるかということが重要である。下半期の費用を賄える程度の黒字を確保することが望ましい。収益については、出版事業収益は、現在の社会情勢を考えると、大幅な増加は見込みにくい。ただし、出版事業収益が減少した場合でも、それに伴って印刷製本費などの経費も減少するため、収益減が即座に大きなダメージにはつながらないと考えられる。収益について、資料交換参加費収益が近年増加傾向にあるが、経費との関係はどうなっ

ているのか。また、下半期に例年と異なるような特別な収益や費用が発生する見込みがあるかどうか、今後の見通しについてお聞きしたい。

鈴木：資料交換センターに関連する費用として通信運搬費が計上されており、2025年度上半期では7,079千円の増となっている。これは資料交換事業に係るもの以外も含んでいますが、資料交換事業にはそれなりの費用が発生するため、大きな収益につながるということではない。また、下半期に特に大きな収益や費用は予定されていないと認識している。

理事長：節約に務めるということを運営の基本に据えていきたい。

報告3 2024年度財務分析報告について

鈴木常務理事より、資料に基づき報告があった。今回は定量的経営判断のために、過去10年の推移をもとに分析を行った。

2024年度の経常収益成長率は104.8%と2023年度より4.4ポイント増加した。出版事業収益が大幅に減少しており、受取会費も緩やかな減少が続いており、資料交換参加費収益と受取寄附金で補完している状態である。

経常増減額対経常収益比率（経常収支差額比率）は0.6%となり、2023年度から6.7ポイントの増加となった。経常収支は、賃借料の減額、『図書館雑誌』の広告宣伝収益の減少等のマイナス要因があったものの、研修事業収益と出版事業収益及び受取寄附金等が増加したことで対前年10,832千円の増となった。経常費用では、印刷製本費が増加したが、人件費（職員の退職）が抑えられたこと、支払負担金等が減額になったことなどから、対前年4,395千円の減となり、

最終的には1,500千円のプラスとなった。

人件費対経常収益比率（人件費率）は、2024年度は40.3%で、2023年度から4.2ポイント減少している。人件費比率は一概に低ければいいというものではなく、業務量と収支のバランスを保つことが重要である。

流動比率は270.9%で1.5ポイント減少、当座比率は121.9%で0.1ポイント改善しており、一般的な流動比率から見ると望ましい範囲に入っている。しかし、協会は出版の比率が多いので、出版業と比較すると、流動比率は指標の半分程度であり、決してよいといえるものではない。当座比率に関しても、出版業の指標の半分程度となっており、安心できる数字ではないと思っている。

総資産有利子負債比率は6.0%で、2023年度から1.1ポイント低下している。長期借入金は順調に返済を重ね、2024年度期末残高は4,070千円となり、2025年9月には完済した。リース債務も2031年には終了する予定で、この指標に関しては、安全性は高い。

有形固定資産回転率は0.28回で、2023年度より0.01ポイント増加している。若干改善したものの、有形固定資産を有効活用できていないということである。

営業キャッシュフローは、19,196千円のプラス、投資キャッシュフローは8,011千円のマイナス、財務キャッシュフローも9,228千円のマイナスとなり、年間としては1,957千円のプラスとなった。2019年以降は年間キャッシュフローがプラスマイナス0をはさんだ状態が続いている。これだけを見るといいように見えるが、2024年度末の現預金は22,270千円で、退職給付引当金43,272千円を

下回っており、建物についても、今後さまざまな部分で修繕の必要が出てくると考えられるので、非常に厳しい状況といえる。

公益事業では、研修事業の収益は前年を上回り、収支差額も増加したが、出版事業の収支差額は、前年度を上回ったものの、対前々年度では2,982千円減となり、強化が必要である。

第110回全国図書館大会長崎大会は規模が小さかったため、負担金が減少し、赤字幅も縮小した。

管理費等については、協会ウェブサイトのリニューアルに伴う委託費が計上され、2023年度よりプラスとなった。しかし、今後の建物修理などの支出を見越して、さらなる管理費の見直しが必要である。

長期借入金で2025年9月に完済したことで、2026年3月期は2025年3月期に比べ約4,000千円程度のキャッシュフローの増加効果が見込まれるものの、今後の設備の更新や退職金給付費用と相殺される可能性が高い。引き続き、経常収益の増加と経常費用の管理を強化し、収支差額の増加に向けた取り組みを継続していくことが必要である。

今後の課題として、会員数の減少に対する対策と出版事業の再建が急務である。戦略的に法人運営を進め、キャッシュフローを改善しながら今後の展望を描いていくことが重要である。

続いて、松本監事より講評があった。一般的に経営分析というのは、同業他社の平均値と比較、当該法人の過去からの推移をメインとして、これに併せて、その法人の特有なリスクや経営上の課題、社会的な使命を加味して検討していく。説明のと

おり、本協会はなかなか比較すべき指標が存在しないと思われるが、本協会の解決課題を加味しながら報告されていて、内容的には付け加えることはない。

また、理事長より、今後の課題について発言があった。会員の減少、特に施設会員の減少を魅力ある協会活動によって食い止めていく。出版事業についても、全国的に厳しい状況ではあるが、協会の強みである資料をきちんと出版し、収益確保に努める。魅力ある法人になるための活動を戦略的に対応していく必要がある。

〈主な意見など〉

森：新しく理事になった立場から、お尋ねしたい。まず、収益確保と関係することだが、建物の活用が難しいということで、資産として保有し続けるメリットやデメリットを検討したことがあるか。

次に、収益確保、魅力ある法人の両方からむことだが、協会でない出版できない出版物が出されていると思う。それを電子書籍として購入したいニーズがどのくらいあるか。電子出版の可能性を検討したことがあるか。

さらに、『図書館雑誌』の電子化に関して、現在は独自のシステムを使っているように思われる。J-STAGE等を利用することによるコストダウンや、ユーザーインターフェースの簡便化について検討したことがあるか。

最後に、会員増について、あり方検討委員会で集中的に議論しているところだが、収入を増やすために会費を値上げするというのは、タイミングを考えないと会員が離れていく契機にもなる危惧がある。そのあた

りのメリットやデメリットなど、考えがあれば教えていただきたい。

理事長：建物の有効活用については、6階2部屋の賃料であるが、1部屋のみとなっている。将来的な問題として、建物全体を協会の資産として活用するということになると、例えば、建物を売却し移転するということも考えられる。しかし、この建物については、会員からの寄附によって建設されたということもあり、そこまで踏み切るのは相当難しい。ただし、建物の活用ということは幅広くさまざまな手段で検討する必要があることは認識している。

事務局長：電子書籍化については、出版委員会で長らく検討しているが、なかなか具体的なところまで進まない。電子書籍で収益を確保するビジネスモデルを作るのは難しい。現時点では、紙の出版と電子化したものを出版するハイブリット的な出版を考えると、逆にコストが高くなるということもあって進んでいない。『図書館雑誌』の電子化についても、J-STAGE等を利用した電子ジャーナル化の提案をしたこともあるが、やはり図書館で配架することを考えると、紙であることが必要という意見があった。それから、『図書館雑誌』の広告料が大きい。そういったことも含めて、電子化による費用の削減との兼ね合いでどちらがプラスになるかという検討が続いている。しかし、いますぐコストダウン、収益確保につながるということは難しいと考えている。

理事長：会費については、会費の値上げと会員サービスの向上は同時でないといけないと思うが、制約のないところで検討して行く必要があると思っている。例えば、会員種別

の見直しやその内容について検討することも喫緊の課題でもある。

森：ゼロベースで検討の俎上に挙げていくことは必要であるが、長年検討されてきて、なかなか結論がでないことにすぐ結論が出るということでもないだろうと思っている。例えば、施設会員には紙は必要だが、個人会員の場合は、電子ジャーナルでもよいということもあるので、見直しをかけてもいいのではないかと。また、電子ジャーナルのプラットフォームは既存のものを使ったほうがコスト的にメリットがあるのではないかと。電子ジャーナル化のメリットは、他の学会からの認知度もあると思う。学生なども含めた読者の目につくところにコンテンツがあるようにしないと、一部の業界の人しか知らないということが続いてしまうのではないかと。あえてお尋ねした。

理事長：おっしゃるとおりである。

大谷：出版委員会委員として、現場に三ツールについて聞いたことがあるが、やはり紙がいいという声が多い。教科書的な観点からは電子化されたほうがいいと思うが、現場のニーズがないと難しい。大学教員としては、サブスクリプションなどの方法も検討の余地があるかと思うが、値段設定が難しいと感じている。

その他

巽理事より、図書館基礎講座について発言があった。関西で図書館基礎講座を担当している。非正規雇用職員を含む多様な立場の人々が身近な場所で学べるよう、過去10年にわたり図書館基礎講座の開催に取り組んできた。九州、関西では毎年開催しているが、北海道、東北、愛知な

どでは開催できていない。関西では、理事を中心に、代議員、認定司書などに協力を仰ぎ運営している。各地で図書館基礎講座を展開していくことは重要と思う。東京では多様な研修が工夫されているものの、「図書館とは何か」「図書館の自由とは」といった基本的な理念や、地域課題に向き合うための学びの場を、各地域で作ってあげたいと思っている。そういった検討についてもお願いしたい。

理事長：研修事業そのものについて、研修事業委員会とは別に検討をする必要があるのではないかと考えている。

事務局長：図書館基礎講座については、小委員会で検討している。地区への展開については、今後、地区選出の理事、代議員で地区のネットワークを作ってもらい、図書館基礎講座を実施する土壌を作ってもらえることも大切であると考えている。図書館基礎講座小委員会の検討を踏まえて理事会でも検討したい。

*

閉会宣言

理事長より、閉会が宣せられた。

*

今後の予定

・2025年度通算第5回（定時第5回）

理事会

日時：2026年2月19日（木）

13時30分から

公益社団法人日本図書館協会

2025年度通算第4回（定時第4回）理事会

配付資料

資料1 「公益社団法人日本図書館協会 産前産後・育児・介護休業等に関する規程」の改正（掲載省略）

資料2 「公益社団法人日本図書館協会理事会から常任理事会に委任される事項に関する理事会申し合わせ」の改正（掲載省略）

資料2-1 （参考）公益社団法人日本図書館協会共催及び後援に関する要項（掲載省略）

資料3 2025年度通算第2回（定時第2回）代議員総会の開催について（案）（掲載省略）

資料4 代表理事及び業務執行理事の業務執行状況（掲載省略）

資料5 2025年度上半期決算（掲載省略）

資料6 2024年度財務分析報告書（本誌p.144-150）

資料7 2025年度災害等により被災した図書館等への助成の審査結果（掲載省略）

資料8 2026年度 役員会・代議員総会日程（掲載省略）

資料9 会員数一覧（掲載省略）

* * *

2024年度 財務分析報告書

2025年12月

公益社団法人 日本図書館協会

1 財務分析の基本方針

○基本方針

この財務分析は、定量的な収支状況を中心に分析し、今後の留意点を注記することにより、次年度以降の本法人財務の健全性・安全性・収益等についての視座を得ることを目的とする。

財務分析にあたっては、貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録等を分析対象データとし、定量的な経営判断指標および財務分析の指標による分析方法を基本とした。

なお、分析にあたって、定量的な経営判断・財務分析上の指標については、前年度まで公益法人の一つである学校法人を対象とした「私立学校運営の手引き」（日本私立学校振興・共済事業団、2023（令和5）年3月改訂版）にお

ける財務分析方法を参考としていたが、本法人の特殊性を考慮して、本年度からは過去10年間の推移を基に分析を行うこととした。

2 2024年度の財務分析指標と財務分析結果

○財務分析指標

経営状態の分析として、財務の健全性・収支状況・生産性を確保する観点から、（1）経常収益成長率、（2）経常増減額対経常収益比率、（3）人件費対経常収益比率、（4）当座比率及び流動比率、（5）総資産有利子負債比率、（6）有形固定資産回転率を財務分析指標とし、経営状態の分析を実施した。また、キャッシュフロー分析も併せて行った。

<財務分析指標の分析結果>

（1）経常収益成長率

経常収益は個人でいうところの収入（給与や雑所得の合計となる年収）、企業でいうところの売上高に当たる。本法人においては、正味財産増減計算書の経常収益（会費・事業収益等）となる。経常収益成長率は一般企業の売上高成長率に該当する。企業において売上高成長率は基本的には高い方がよいとされるものの、急激な成長率の増加は借入金の増加による安全性の低下、債権回収や棚卸資産の管理が追いつかないなどの事態を伴うことがあるため、「バランスのとれた成長」が求められる。

2024年度の本法人の経常収益成長率は104.8%と前年度（100.4%）より4.4ポイント増加した。経常収益は2016年度まで減少が続いていたものの、2017年度以降はほぼ横ばいで推移しており、その傾向が継続している。

経常収益の内容としては、受取会費が全体の41.2%、出版事業収益が36.5%、資料交換収益が7.4%、受取寄附金が6.4%、広告宣伝収益が3.8%、研修事業収益が2.1%となっている。

2014年度から2024年度までの各経常収益の推移をみると、出版事業収益が大幅に減少しており、受取会費も緩やかな減少が続いている。2017年度以降に関しては、出版事業収益と受取会費の減少を資料交換収益と受取寄附金で補完している状態となっている。

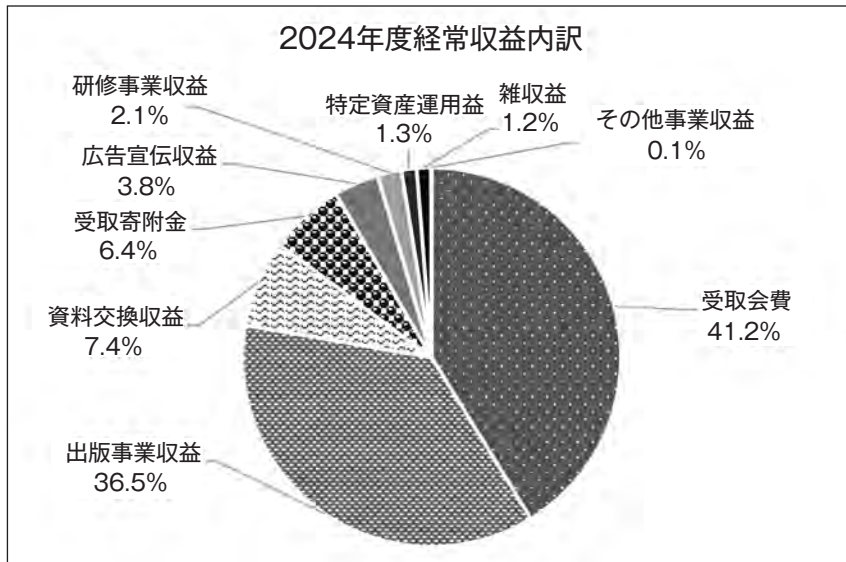
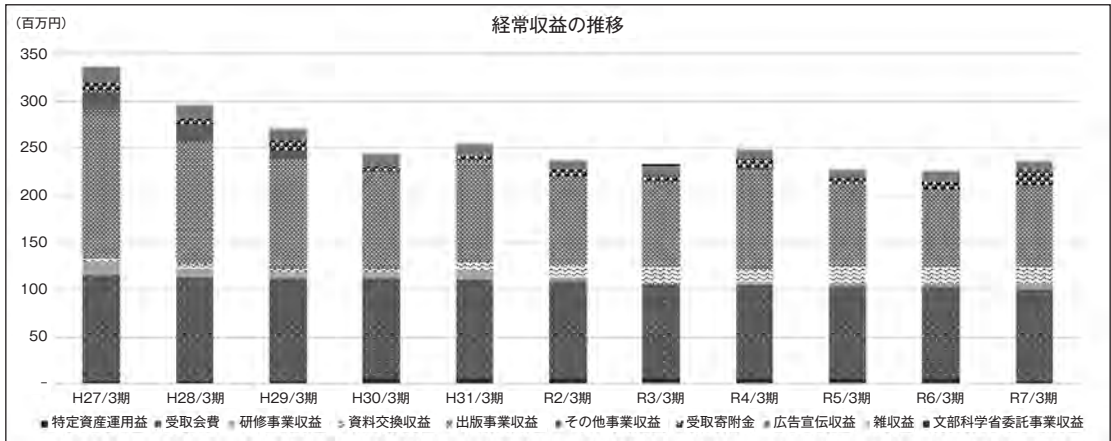
このため、今後については受取会費と出版事業収益を「維持」から「増加」に転換する取り組みに注力していく必要があるといえる。

【計算式】

当期経常収益 ÷ 前期経常収益 × 100 = 経常収益成長率
237,615,414円 ÷ 226,783,454円 × 100 = 104.8%（前年度100.4%）

（2）経常増減額対経常収益比率（経常収支差額比率）

単年度の収支状況の指標としては、経常増減額対経常収支比率（経常収支差額比率）をチェックする。経常収益



は前述の通りとなるが、経常費用は個人でいうところの生活費、企業でいうところの損益計算書における費用に置き換えられる。本法人においては正味財産増減計算書の経常費用に該当する。収入である経常収益から費用である経常費用を引いた差額である「評価損益等調整前当期経常増減額」が、個人でいうところの「所得」（確定申告における所得＝収入－必要経費＝もうけ）、企業でいうところの「利益」に当たる。つまり「経常増減額対経常収益比率」は企業でいうところの「利益率」に該当する。

2024年度の経常増減額対経常収益比率（経常収支差額比率）は0.6%となり、2023年度（▲6.1%）から6.7ポイントの増加となった。

経常収益は、賃借している6階の2部屋のうち1部屋が契約満了で退居後に埋まらなかったことによる賃借料の減額（▲2,163千円）、『図書館雑誌』の広告宣伝収益の減少（▲1,522千円）等のマイナス要因はあったものの、研修

事業収益（1,388千円）と出版事業収益（4,889千円）及び受取寄附金（6,567千円）等が増加したことにより、対前年10,832千円増の2億3,762万円となった。

経常費用は、印刷製本費が増加（11,827千円）したものの、人件費（▲4,989千円）、支払負担金（▲3,001千円）、棚卸資産の減少等により、対前年▲4,395千円の2億3,611万円となった。

この結果、「評価損益等調整前当期経常増減額」は1,510千円とプラスとなり、経常増減額対経常収支比率（経常収支差額比率）もわずかながらプラスとなった。

公益法人においては、法人の性格上、上記比率を大幅にプラスにすることができないが、2022年度（▲1.3%）、2023年度（▲6.1%）のマイナスから脱却することができた。今後も継続してプラスに推移するよう、経常収益のさらなる確保と経常費用の適切な管理を徹底していく。

【計算式】

評価損益調整前当期経常増減額 ÷ 経常収益 × 100 = 経常増減額対経常収益比率
 $1,509,974円 ÷ 237,615,414円 × 100 = 0.6\%$ (前年度▲6.1%)

(3) 人件費対経常収益比率 (人件費率)

本法人の収入に当たる経常収益に対して人件費がどの程度の比率となるかを示す指標が人件費対経常収益比率 (人件費率) である。人件費率は業種、業態や法人の規模などにより大きく異なる。一般企業においては、人への依存度が高い飲食サービス業が40%近く、情報通信業は30%前後が平均的な目安とされ、製造業は20%前後、小売りが10%前後と言われている。また昨年度参考とした学校法人については、「私立学校運営の手引き」によれば、人件費率は「50%未満を維持することを目標達成値とし、60%を上限」とされている。

本法人の2024年度の人件費率は40.3%で、昨年度(44.5%)から4.2ポイント減少している^{*注1}。人件費率は2016年度の48.1%以降、2021年度まで30%台後半に押さえ込んでいたものの、直近2期については、経常収益の減少と人件費の増加により増加傾向が続いていた。

2024年度については、前述の通り、経常収益は対前年10,832千円増となり、人件費は対前年▲5,195千円となったことで減少した。人件費減少の主な要因は、職員1名の文部科学省への出向、職員2名の期中での退職、及び職員の嘱託職員への変更である。

人件費率は一概に低ければいいというものではなく、業務量や収益とのバランスをとることが重要であり、継続して注視していく必要がある。

※注1：昨年度は人件費に退職金関連費用を含めていなかったが、本年度はそれらを含めているため、人件費率が変動している。(2023年度掲載人件費率：43.4%)

【計算式】

人件費 ÷ 経常収益 × 100 = 人件費率
 $95,684,607円 ÷ 237,615,414 × 100 = 40.3\%$ (前年度44.5%)

(4) 流動比率・当座比率

流動比率とは、1年以内に現金化できる資産 (流動資産) が、1年以内に支払うべき負債 (流動負債) に対してどの程度あるかを示すもので、短期的な支払い能力 (安全性) を図る指標である。一方、当座比率は、流動資産から棚卸資産を引いた現金預金、受取手形、売掛金、有価証券 (当座資産) の流動負債に対する比率を示すものである。いずれも、数値が高いほど短期の資金に余裕があり、低いと資金繰りに不安があると判断される。一般の企業等において、流動比率は120~200%以上が望ましいとされ、当座比率は100%以上であることが望ましいとされている。

本法人の流動比率は2023年度から1.5ポイント減少して、270.9%となった。この数値は一般的に望ましい範囲

に入っている。ただし棚卸資産の大半が出版物であることを考慮して、日本政策金融公庫が公表している「小企業の経営指標」の出版業 (調査対象数71社、うち黒字かつ自己資本プラス企業数27社) と比較すると、指標の半分程度 (平均：428.9%、黒字かつ自己資本プラス企業：408.1%) に留まっていることがわかる。

一方、当座比率は121.9%で、対前年度から0.1ポイント改善している。前述の「小企業の経営指標」の出版社の当座比率を確認すると、平均が222.3%、黒字かつ自己資本プラス企業が261.5%となっており、当法人はこちらも半分程度となっている。

安全性としては直近の不安はないものの、改善に向けて流動負債の圧縮と、当座資産の増加に取り組む必要がある。

【計算式】

流動資産 ÷ 流動負債 × 100 = 流動比率
 $99,743,933円 ÷ 36,821,603円 × 100 = 270.9\%$ (前年度272.4%)
 当座資産 ÷ 流動負債 × 100 = 当座比率
 $44,882,406円 ÷ 36,821,603円 × 100 = 121.9\%$ (前年度121.8%)

(5) 総資産有利子負債比率

「総資産有利子負債比率」は、短期借入金や長期借入金、社債、リース債務など、利子やそれに準ずる費用を必要とする他人資本である有利子負債の総資産に占める割合を示す指標であり、企業の安全性を示す指標の一つである。

2024年度の総資産有利子負債比率は6.0%で、昨年度(7.1%)から1.1ポイント低下している。本法人では短期借入金及び社債はなく、長期借入金は順調に返済を重ね、2024年度期末残高は4,070千円となり、2025年9月には完済した。リース債務の2024年度期末残高は53,726千円で、内訳は、空調機が45,964千円、複合機が4,118千円、PC等が3,643千円となっている。最も残高の大きな空調機のリース契約は2031年に終了する予定のため、今後、総資産有利子負債比率は低下する計画であり、安全性は高くなる方向で推移していく。

【計算式】

(短期借入金 + 長期借入金 + リース債務) ÷ 総資産 × 100 = 総資産有利子負債比率
 $(0円 + 4,070,000円 + 53,725,870円) ÷ 968,592,983 × 100 = 6.0\%$ (前年度7.1%)

(6) 有形固定資産回転率

「有形固定資産回転率」は企業の売上高に当たる経常収益が土地・建物や装置などの有形固定資産の何倍に当たるかを見るもので、収益性を測る指標である。経常収益を有形固定資産 (土地、建物、什器備品と減価償却累計額 (マイナス計上) の合計) で割って求める。本法人の2024年度の有形固定資産回転率は0.28回となっており、前年度

(0.27回)より0.01ポイント増加している。これは経常収益が増加したこと、有形固定資産の減価償却が進み、減価償却累計額（マイナス）が拡大したことに起因する。有形固定資産回転率も業種や業態、規模などによりさまざまであるものの、資本金1億円未満の全産業で1.0回以下の業種は、装置産業である「電気業（一般の需要に応じて電気を供給する事業者＝電力会社等）」と土地建物の売買を主業とする「不動産業」の2業種のみであり、本法人の数値は異例の低さといえる。これは有形固定資産を有効活用できていないことを示すものである。

◆キャッシュフロー分析

キャッシュフロー分析は、資金の流れを把握し、経営の健全性を評価するための手法で、利益だけでなく、実際の現金の動きを分析することで、資金の運用状況や将来的な支払い能力を明確にすることができる。

キャッシュフロー分析では、事業活動に伴う資金の出入りである「営業活動に関するキャッシュフロー」（以下、営業CF）、設備や金融資産等への投資活動による資金の出入りである「投資活動に関するキャッシュフロー」（以下、投資CF）、借入金の借入や返済、リース料の返済などの資金の出入りである「財務活動に関するキャッシュフロー」（以下、財務CF）を見る。

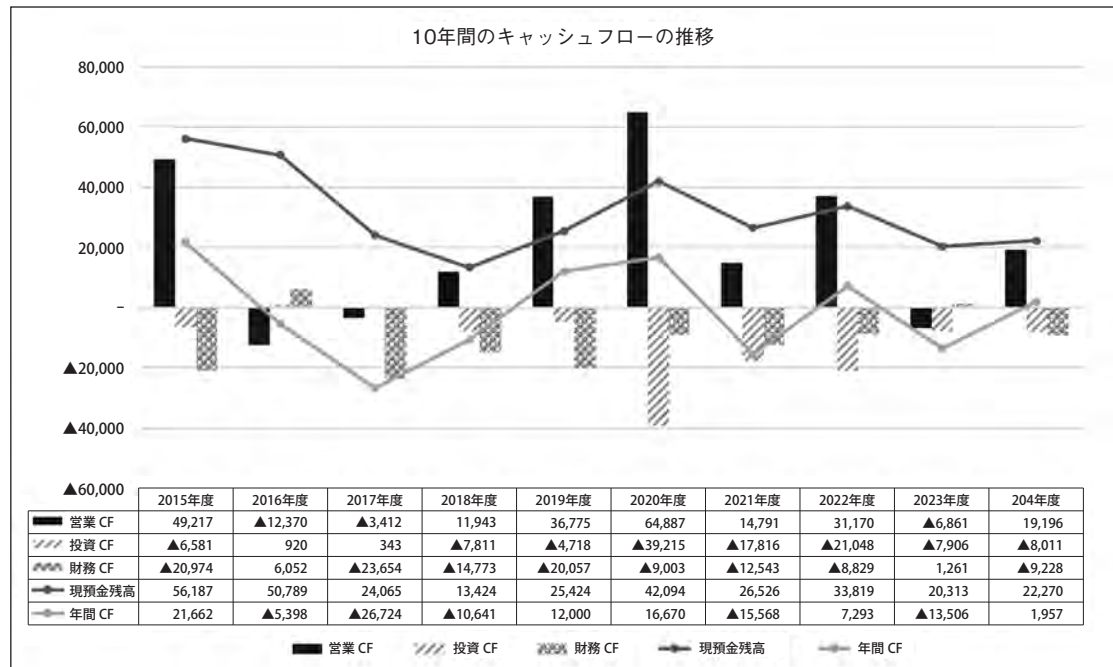
企業が事業活動で資金を獲得すると営業CFはプラスになり、投資を実施すると投資CFはマイナスとなる。財務CFは借入を行うとプラスになり、返済が進むとマイナスとなる。一般的な企業においては、営業CFのプ

ラスと財務CFのプラスで獲得した資金を、投資CFに回すため、営業CFと財務CFがプラスになり、投資CFがマイナスとなる場合が多い。

本法人の2024年度の営業CFは、企業の利益に当たる評価損益調整前当期経常増減額がプラスになったことと減価償却費の増加（18,760千円）などにより、19,196千円のプラスとなった。一方、投資CFは空調設備のリース料を中心にキャッシュアウトしたことで8,011千円のマイナスとなった。財務CFは長期借入金を返済したことで、9,228千円のマイナスになった。これらにより、年間のキャッシュフロー（年間CF）は1,957千円のプラスとなった。

過去10年間の推移をみると、2016～2018年度は営業キャッシュフローが急減したことで、年間CFがマイナスとなり、現預金も減少した。2019年度以降は、経費の大幅圧縮により営業CFはおおむねプラスに推移したものの、空調設備の更新により投資CFがマイナスとなったことで、年間CFはプラスマイナス0を挟んだ状況が続いている。

2024年度末の現預金は22,270千円で、退職金の引当額43,272千円を下回っている。また、中央区新川の本法人の建物は、既に建設後27年が経過しており、今後様々な部分で修繕の必要が出てくると考えられる。今後予想される金利の上昇を考慮すると、借入みに頼る運営は現実的でなく、会費収入を含めた経常収益の増加と資産の有効活用による営業CFの増大が必須となる。



<主な事業の財務分析結果>

(1) 収益事業の分析 (収益-費用)

収益事業等会計から生じた利益は、213,904円となり、その50%の106,952円を公益事業へ繰り入れている。

(2) 公益事業の財務基準の分析

公益社団法人は、公益法人認定法により収支相償、公益目的事業比率および遊休財産額の保有制限が定められている。

1) 本法人の収支相償については公益法人認定法第5条第6号により公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないこととされている。収支相償については適合であり、全く問題はない。

□算式

公益目的会計経常収益計185,201,727円

<公益目的会計経常費用計217,909,128円⇒適合

2) 公益目的事業比率については公益法人認定法第5条第8号により公益目的事業比率が100分の50以上となることとされている。本法人の公益目的事業比率は92%で適合であり、問題はない。

□算式

$92\% \geq 50/100 \Rightarrow$ 適合 (昨年度93%)

公益目的事業比率 = $\frac{\text{公益実施費用額}}{\text{公益実施費用額} + \text{収益等実施費用額} + \text{管理運営費用額}} \times 100$

$92\% = \frac{217,909,128\text{円}}{(217,909,128\text{円} + 2,786,878\text{円} + 15,409,434\text{円})} \times 100$

3) 遊休財産額は、公益法人認定法第5条第9号で、1年間の保有上限額である公益目的事業費を超えないと見込まれることとされている。本法人の遊休財産額は公益目的事業費を超えておらず、遊休財産額の保有制限の判定については適合であり、全く問題ない。

算式

保有上限額217,898,021円 > 遊休財産額23,687,930円 ⇒ 適合

遊休財産 = 資産 - 負債 - (控除対象財産 - 対応負債額)

$23,687,930\text{円} = 968,592,963\text{円} - 137,889,473\text{円} - (811,085,580\text{円} - 4,070,000\text{円})$

(3) 公益目的事業の収支分析

公益事業の収支分析については、研修事業、出版事業、及びその他の公益事業について収益性の観点から分析した。

1) 研修事業について

2024年度は、対面及びオンラインを含め合計で19件の研修を実施した (前年度18件)。参加者は3,388名 (前年度は2,485名) となった。件数の増加は1件のみであるが、参

加者は対前年比136.3%と大幅に増加した。増加した主な要因は、オンラインで実施した「図書館基礎講座」が2,555名 (前年度は413名) となったことによる。「図書館基礎講座」は、今回からYouTubeの無料配信を一部行ったことにより、参加者が大幅に増えた。

経常収益は該当する受取寄附金と広告宣伝収益を合わせて5,404千円 (前年度3,696千円)、経常費用は2,118千円 (同2,489千円) で収支差額は3,287千円 (同1,207千円) であった。前年少なかったステップアップ研修が受講者の増加で対前年比977千円増 (164.9%) となったことをはじめ、障害者サービス関係講座が同618千円増 (375.3%)、図書館建築研修会が同150千円増 (155.1%) となったことなどが寄与して、大幅な収益増となった。また研修を企画する委員会等の配慮により旅費交通費などを圧縮したことが、収支差額の増加につながった。

2) 出版事業について

2024年度は、定期刊行物が3種、単行書等の新刊が16点 (前年度14点)、増刷が23点 (同7点) であった。出版部数は、新刊が14,900部 (同19,990部) に減少したものの、増刷は19,400部 (同6,200部) と大幅に増加した。新刊部数の減少要因は、オンデマンド出版が前年の2点から4点に増加したこと、価格の高い『基本件名標目表 第4版合冊版』 (定価: 13,000円) が含まれていることによる。増刷は新刊で発刊した『図書館員が知りたい著作権80問』や『図書館員のための英会話ハンドブック 国内編 改訂版』をはじめ、既刊書籍の増刷も重なり大幅増となった。

経常収益は広告宣伝収益や該当する受取寄附金などを合わせて95,635千円 (前年度90,771千円)、経常費用は56,494千円 (同52,948千円) で、収支差額は39,141千円 (同37,823千円) となった。収支差額は前年度を上回ったものの、対前々年度では▲2,982千円となっている。『基本件名標目表』など図書館が所蔵する資料の販売は好調であったが、大学等の授業で活用されるテキストに関しては減少傾向にある。引き続き、本法人として発行すべきタイトルを継続して刊行するとともに、よりニーズの高い出版タイトルを発行していく必要がある。また、オンデマンド出版による効率的な刊行やECサイトでの販売強化などを含め、出版計画全体の見直しを進めていく。

3) 図書館振興事業について

経常収益が19,405千円 (前年度19,112千円)、経常費用は21,508千円 (同21,512千円) で、収支差額は▲2,103千円 (同▲2,400千円) であった。

4) その他の公益事業について

その他の公益事業としては、各種委員会活動、全国図書館大会のほか、災害支援などの事業を前年度から引き続き実施した。2024年度の全国図書館大会長崎大会は比

□参考：公益目的事業の収支分析

(千円)

科 目	職員育成等		調査研究	図書館振興	震災・災害	共 通	合 計
	研 修	大 会	出 版				
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
特定資産運用益	0	0	0	0	0	61	61
受取会費	0	0	0	0	0	53,864	53,864
事業収益	4,942	0	86,723	17,631	0	0	109,297
文部科学省委託事業収益	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0
受取寄附金	322	0	685	0	3,461	5,945	10,414
広告宣伝収益	140	886	8,106	0	0	0	9,131
雑収益	0	0	121	1,774	0	540	2,435
経常収益計	5,404	886	95,636	19,405	3,461	60,410	185,202
(2) 経常費用							
事業費							
会議費	17	126	0	0	0	0	143
活動費	0	0	0	2,393	0	1,347	3,741
旅費交通費	537	18	0	446	0	4,710	5,712
通信運搬費	171	6	7,204	14,562	0	1,964	23,907
消耗品費	2	0	1,142	110	0	1,146	2,400
印刷製本費	50	29	41,298	924	0	265	42,567
期首棚卸	0	0	51,818	0	0	0	51,818
期末棚卸	0	0	▲54,578	0	0	0	▲54,578
貸借料	60	0	1,015	295	0	6,919	8,289
諸謝金	929	0	50	38	0	83	1,100
原稿料	0	0	2,745	0	0	0	2,745
交際費	18	0	0	0	0	0	18
租税公課	260	0	4,595	932	0	0	5,787
支払負担金	0	2,679	55	1,729	0	312	4,775
委託費	0	0	335	0	0	0	335
手数料	57	0	802	69	0	861	1,790
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0
貸倒引当金繰入額	0	0	6	0	0	0	6
災害対策支援活動費	0	0	0	0	3,461	0	3,461
全国図書館大会事業費	0	0	0	0	0	0	0
雑費	16	0	7	10	0	197	231
事業費計	2,118	2,859	56,496	21,508	3,461	131,468	217,909
当期経常増減額	3,287	▲1,973	39,140	▲2,103	0	▲71,058	▲32,707

較的小規模で開催されて負担金等の費用が減ったことにより、収支差額の赤字幅は大幅に減額（▲1,972千円（前年度▲5,058千円））した。災害支援に関しては、指定寄附金を支援先に助成しているもので、収支差額は前年同様プラスマイナス0であった。委員会活動事業については旅費交通費が増加しており、活発に活動が行われていたことが収支分析からも見て取れる。

(4) 管理費等について

管理費については、諸経費の削減に努めたが、2025年6月に公開したWebサイトリニューアルに伴う委託費(1,634千円)を計上したことで、対前年度1,510千円増の15,490千円となった。

建物については、1998年9月に竣工したものであり、今後、2階男子トイレの修理や老朽化による屋上防水工事、高圧ケーブルの更新、外壁や非常灯、エレベーターなどの改修、LED照明の更新等の経費が必要となる。器械設備についても更新の必要なものがいくつかあり、支出が必要となる見込みである。また、冷暖房設備の更新が2022年度に完了し、これに伴うリース料(年間8,853千円)の負担も発生している。さらに、今後数年以内に退職金給付費用として一定程度の支出が予定されている。長期借入金で2025年9月に完済したことで、2026年3月期は2025年3月期に比べ約4,000千円程度のキャッシュフローの増加効果が見込まれるものの、今後の設備の更新や退職金給付費用と相殺される可能性が高い。このため

引き続き、経常収益の増加と経常費用の管理を強化し、収支差額の増加に向けた取り組みを継続していく。

3 分析結果の総括

① 2024年度の経常収益は、対前年度10,832千円増の237,615千円（104.8%）となった。受取寄附金が対前年度6,940千円増の15,278千円（183.2%）、出版事業収益が対前年度4,889千円増の86,791千円（106.0%）、研修事業収益等が対前年度1,388千円増の4,874千円（139.8%）にそれぞれ増加したことが寄与している。

ただし、一般正味財産増減と指定正味財産増減を加えた寄附金は、対前年度▲1,786千円となっており、出版事業収益も2022年度のレベル（86,384千円）に戻ったという状況である。

受取会費は対前年度比100.2%であった。この10年間、対前年度割れが続いていた状況と比較すると、前年度プラスとなったことは下げ止まりを期待させるものであるが、これまでの経緯を考えると、決して楽観はできない。会員の意向を細かく収集しながら、会員増への取り組みと会費の見直しの検討を継続する必要がある。

② 2024年度の経常費用は、対前年度▲4,395千円の236,105千円（98.2%）となった。減少の主な要因は人件費の削減であった。事業費と管理費を合わせた合計の人件費は、対前年度▲5,136千円の95,685千円となった。職員1名が文部科学省に出向したほか、期中に2名の職員が退職したこと、その補充を嘱託職員としたこと等が減少の主な要因である。協会運営を維持していく上では、人件費の増加は今後避けられないものであり、諸物価の高騰などを考慮すると、今後経常費用は増加に転ずると考えられる。

③ 当期経常増減額は1,510千円の黒字となった。前年度の▲13,717千円と比較すると、15,227千円の改善となった。これによりキャッシュフロー分析でも前述の通り、営業キャッシュフロー及び年間キャッシュフローもプラスに転じている。このため、当面、安全性に不安はないものの、現預金が退職金引当金を下回っている状態であり、早急に年間キャッシュフローの増加に向けた取り組みを実施する必要がある。

④ 2024年度末現在の正味財産合計（つまり期末財産額）は、一般正味財産および指定正味財産の合計で、前年度比1,247千円増の830,704千円（0.2%増）となっている。これは、棚卸資産が2,760千円増加したことが、主な要因である。

長期借入金は2025年度9月末で完済したものの、空調機のリース債務の償還や建物の修繕、器械設備の更新など、事業を維持するための支出は増加していくものと思われる。このため引き続き、財務基盤の確立に向けて会費収入を含めた経常収益の増加と資産の有効活用など事業の見直しによる収益基盤の強化を行い、合わせて効率

的な協会運営の推進に努めていく。

4 今後の課題

(1) 会員の減少について

会員の減少は続いているが、2024年度は、会費収入としては、賛助会員の会費増等により、若干ではあるが前年度から増となった。傾向としては、2023年度同様、個人会員については、個人会員Aが409千円の減、個人会員Bが185千円の増となり、引き続き、図書館職員の非正規化又は退職者の増、会員の高齢化の影響が見える。施設会員においては、全体では78千円増となったものの、施設会員Cで46千円の減となっており、分館の退会が継続している。図書館職員数に対する会員数の割合は、ここ10年で、9.6%から6.0%に落ち込んでいる。会員のニーズを踏まえた、入会メリットの見える化、協会の魅力づくりにさらに取り組んでいく。会費収益の増の方策として、20年以上据え置かれている会費の値上げについても検討が必要ではあるがこれについては慎重に行いたい。

(2) 出版事業の見直し

出版事業についても前年度に引き続き、安定的な収益確保の戦略を検討する必要がある。協会出版物の基本となる、3ツール、テキストシリーズ、『図書館年鑑』、『日本の図書館 統計と名簿』、『図書館ハンドブック』、『図書館用語集』の編集、出版体制の確立が継続する課題である。また、会員への出版物の販売促進、ネット書店での入手可能性の向上等の販売力強化についても引き続き取り組んでいく。

(3) 戦略的な法人運営

今回の報告では、キャッシュフロー分析を行っている。公益法人経営は、利潤をあげることが目的とはならないが、余裕のあるキャッシュフローが実現できていないと健全な法人運営も可能とはならない。キャッシュフローを意識した法人経営を進めたい。また、今回、有形固定資産回転率を分析対象とした。公益法人の活動としては、企業のような固定資産の活用は難しいところもあるが、本法人の持つ資産を有効に活用できる方策も検討したい。引き続きアウトカムを高めるような事業展開に挑戦し、協会の存在感を高めることで、プラスのスパイラルとなるよう戦略策定を行っていききたい。

以上

会員募集のご案内—会員の皆さまへ

日本図書館協会（JLA）では正会員、準会員、賛助会員を募集しております。

本法人は、全国の図書館の発展、文化の進展を図る事業を行うことにより、人々の読書や情報資料の利用を支援し、もって文化、学術、科学の振興に寄与することを目的としています（定款第3条）。

これからの日本の図書館界に清新な活力を注いでくださる皆さまのご参加を求めています。会員の皆さまにおいては積極的な勧誘をよろしくお願い申し上げます。

詳細については本法人ホームページ「入会のご案内」をご覧ください。

https://www.jla.or.jp/membership_information/



日本図書館協会の活動を豊かなものにするために

ご寄附のお願い

本法人は、全国の図書館の進歩・発展を図るため、図書館運営の支援および政策提言、図書館職員の育成並びに研修・講習や図書館運営に関する調査・研究・資料収集、機関誌等の刊行など、図書館活動を通じたさまざまな事業を展開しています。

こうした公益目的にかなう事業のさらなる充実を図り、21世紀のよりよい文化的社会を築いていくため、広く市民や会員の皆さまからのご寄附を受け付けております。

なお、本法人への寄附金には特定公益法人としての税制上の優遇措置が適用され、所得税・法人税の控除が受けられます。

詳細については本法人ホームページ「ご寄附のお願い」をご覧ください。

https://www.jla.or.jp/request_for_donations/



charibon^{チャリボン} by V&B

あなたの本のご寄附が全国の図書館を支えます。



皆様の読み終えた本が図書館をサポートする活動に役立ちます。ご提供いただいた書籍、CD、DVD等を提携会社が買い取り、代金が日本図書館協会への寄附金となります。段ボールに詰めてご連絡ください。5冊（点）以上なら送料はかかりません。

古本を寄附
書籍類を梱包

集荷
配送会社

仕分け・査定
VALUE BOOKS

ファンドレイジング
日本図書館協会

5冊から送料無料

買取相当額の寄附

<https://www.charibon.jp/partner/jla/> TEL:0120-826-295 (バリューブックス)



協会通信



常任理事会

日時：1月22日(木) 14:00~15:45
場所：日本図書館協会504会議室，
Web会議（Webでの出席は「W」と記載）

出席常任理事：植松貞夫（理事長），
角田裕之（副理事長），岡部幸祐（専務理事兼事務局長兼出版部長），曾木聡子（専務理事），植村八潮（常務理事：W），杉本重雄（常務理事），鈴木直人（常務理事），成瀬雅人（常務理事）

列席理事：松井俊（国立国会図書館），森いづみ（公共図書館部会：W），大谷康晴（図書館情報学教育部会：W），佐藤康之（大学図書館部会：W），深水浩司（専門図書館部会：W），高橋恵美子（学校図書館部会），久野高志（短期大学・高等専門学校図書館部会：W）

*

1. 会議成立要件の確認

岡部専務理事兼事務局長兼出版部長（以下「事務局長」という）より，議事に先立って，会場及びZoom上の画面で本人の出席を確認し，出席者が定足数を満たし会議が成立することが確認された。

2. 開会宣言・理事長挨拶

植松理事長（以下「理事長」という）より挨拶の後，開会が宣せられた。

*

（協議・報告）

1. 2026年度公益社団法人日本図書館協会事業計画について

事務局長より，資料に基づき説明

があった。昨年度と比べ，内容を簡潔にまとめた。「はじめに」では，まず図書館が置かれている現在の状況を記載し，こうした課題に対応しつつ事業を継続していくために財務基盤の健全化や社会的認知度の向上，コンプライアンス・ガバナンスの強化に取り組むこと，そして，2026年度も図書館を支え，出版社・書店などと連携しながら，読書文化が地域に根付くよう支援していくという協会の目標を記載した。

「I. 基本方針」では，「図書館員の専門性の向上と研修」，「図書館振興のための調査・研究・普及等の活動」，「図書館振興のための政策提言等の活動」を活動の柱としている。2025年度の事業計画では，「1. 図書館活動の中核を担う図書館員の社会的地位の向上と研修」として含めていた図書館員の処遇改善については，「3. 図書館振興のための政策提言等の活動」の重点事業に移している。「2. 図書館振興のための調査・研究・普及等の活動」では，AIの進展による影響など，委員会で対応できていない新しいテーマや，課題に関する会員グループの立ち上げについて記した。また，新たに重点事業とした「市民と図書館の未来プロジェクト」の成果は，最終的には政策提言につながるものである。「3. 図書館振興のための政策提言等の活動」では，文部科学省（以下「文科省」という）の「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（以下，「有識者会議」という）の報告書を踏まえ，「図書館の設置及び運営上

の望ましい基準」（以下「望ましい基準」という）や「学校図書館ガイドライン」の見直しへの対応，書店・出版社との連携，世界的動向を踏まえた図書館のあり方の提示などを挙げた。重点事項としては，図書館員の処遇改善，学校図書館の整備，図書館と書店の連携，インクルーシブな図書館の推進，公共施設等総合管理計画への対応，防災・復興支援等である。

「II. 事業計画（公益目的事業）」は，部会，委員会，協会事務局の具体的な活動の内容である。図書館員の専門性向上と研修では，全国図書館大会，認定司書事業，部会・委員会による研修の他，新たに新人図書館員向けセミナーも記載した。調査研究・資料の刊行では，各部会・委員会の来年度活動計画をもとに，刊行物や調査研究をまとめている。日本図書館協会図書館の整備運営では，既存資料の整理やOPACデータ整備などを記載した。図書館振興では，国の施策への対応，図書館の自由，読書バリアフリー法，図書館建築賞，災害対策，図書館と書店の連携，図書館記念日・図書館振興の月のポスター配布とイベント，国際交流，図書館総合展への出展などを挙げている。

「III. 収益目的事業」では，日本図書館協会会館内スペースの貸与事業について大幅な見直しを行うとしている。

「IV. 管理運営」については，財務基盤の確立，適正で透明な運営，会員や社会にとって魅力的な協会づく

りについて記載している。会費収入の確保や出版事業など、もし具体的な意見があれば、追記したいと考えている。

質疑や意見の確認の後、意見等を1月29日(木)までに事務局長へ連絡し、常任理事会及び理事会に諮ることを承認した。

〈主な意見など〉

高橋：「はじめに」で記載されている、有識者会議の報告書は、現段階ではまだ「案」ではないか。

事務局長：この事業計画案を2026年度に公表する時点では報告書も確定しているとの見込みでこのように記載した。

高橋：「I. 基本方針」の「3. 図書館振興のための政策提言等の活動」の〈重点事業〉「② 学校図書館の整備・充実」で「常勤職員及びフルタイムの職員の配置が約17%にとどまり、」とあるが、「常勤職員及びフルタイムの職員」という表記については、確認させていただきたい。また、学校図書館部会による第54回夏季研究集会は、今のところ京都で開催の予定である。

森：3点お伺いする。1点目、「I. 基本方針」の「1. 図書館員の専門性の向上と研修」の〈重点事業〉「③ 各種研究集会・研修・セミナーの開催」の、活動部会、委員会等が計画する研究集会について、公共図書館部会では、これまで毎年開催している「サービス部門 総合経営部門」を隔年開催とし、隔年開催の「児童・青少年部門」と交互に、毎年どちらかが開催されるよう検討中である。部会の研修については、部会で検討した結果が理事会で承認されればよいか。

2点目、事務局長より、AIの進展

による影響やデジタルアーカイブへの対応について説明があったが、大賛成である。これは、杉本理事が委員長を務める部会・委員会のあり方検討委員会（以下、「あり方検討委員会」という）で検討している枠組みを想定しているのか。

3点目、「I. 基本方針」の「3. 図書館振興のための政策提言等の活動」の項目で、「望ましい基準」の見直しについて触れており、〈重点事業〉として「②学校図書館の整備・充実」とあるが、公共図書館の基準についてはいかがか。

事務局長：1点目の公共図書館部会の研究集会については、理事会で承認せずとも、部会での検討結果を報告いただければよい。2点目は、あり方検討委員会で検討している枠組みにつながるように検討したい。3点目については、「望ましい基準」への対応を重点事業とすることについては、図書館政策企画委員会との関係もあり、ご相談したい。

杉本：あり方検討委員会では、仕組みの検討と並行して、新しいグループの活動テーマや、グループを率いる中心人物も探していきたい。

2. 2026年度予算編成方針について
事務局長より、資料に基づき説明があった。「1. 収入の部」(1)会費収入については、会費収入増の提案があれば、事業計画に盛り込みたい。また、「2. 支出の部」(1)人件費について、役員報酬は引き下げの検討をしたい。引き下げ額については、2月の理事会でお諮りすることになる。職員給与・賞与は、定期昇給を見込んだ額とし、現状維持としたい。(5)地域図書館団体活動費の調整率について、ここ10年近くは32%としていたが、協会の財務状況によって

変動するものなので、2026年度は若干下げる方向で見直したい。(8)収益事業収入の増額を図るため貸与事業の見直しに必要な経費を計上することについては、協会会館内エレベーターの設定変更等、警備上の整備のための経費を想定している。

質疑や意見の確認の後、この予算方針に基づいて予算案を編成し、2月の常任理事会で確認した上で、理事会に諮ることを承認した。

〈主な意見など〉

高橋：貸与事業の見直しは、具体的には会議室の貸し出しも含まれるのか。学校図書館部会の幹事会は、例年日曜日の午後に行っている。細かい会計報告や書類の受け渡し等もあるので、対面で、事務局が休業の土・日曜日でも、インターネット回線がある協会会館で行いたい。

事務局長：具体的な見直しの内容はこれから検討する。6階の貸室も含め、協会会館を有効活用していきたい。

理事長：会員の会議室利用とは別に、事業として有料の貸し出しを検討したい。

高橋：有料でも、インターネット回線が使える会議室があればありがたい。

大谷：土・日曜日の協会会館利用について、協会職員の勤務体制や、光熱費の問題もある。オンラインで開催できるものはオンラインで、という方針を推進してはいかがか。

鈴木：経理担当理事としては、基本的にはオンラインを活用していただきたい。

事務局長：貸与事業の見直しでは、研修室、会議室の貸出については職員が出勤しなくても可能とする方策も含め、検討したい。

大谷：協会職員の負担や経費など、コストの試算も必要なのではないか。

理事長：試みってみるが、人件費については難しい面もある。

杉本：あり方検討委員会では、首都圏以外からの会員の参加はオンラインが基本という認識である。

3. 2026年度役員会等日程の変更について

曾木専務理事より、資料に基づき説明があった。第6回常任理事会の開催を11月26日(木)としていたが、全国図書館大会石川大会開催の翌週であることなどから、12月3日(木)に変更することとしたい。

特段の質疑や意見はなく、理事会に諮ることを承認した。

4. 委員会委員の承認について

以下の委員の退任・新任等について、確認し承認した。

・図書紹介事業委員会

【退任】 渡邊 桂子（高知県立図書館）

【新任】 中澤 晴香（高知県立図書館）

5. 後援名義等の申請について

以下の2件の申請について確認し承認した。

【後援】

・はむねっと発足5周年 ハイブリッド集会（公務非正規女性全国ネットワーク）

・本の甲子園 図書館が選ぶ47の物語、今ここで一堂に会す——。（一般社団法人ホンミライ）

6. 寄附金について

以下の寄附金について確認し承認した。

・2025年11月1日～2025年12月31日入会分

一般寄附金：3件 10,006,000円
指定寄附金：19件 70,639円

合計： 22件 10,076,639円
〈主な意見など〉

成瀬：一般寄附金で1件1000万円の大口寄附は、氏名は公表せずとも、個人の方から1000万円の寄附があったことを、事業報告等で特筆し、全会員に知らせてもよいのではないか。1000万円という額は、現在の協会運営の損益計算上、赤字・黒字の分岐点にも関わるような相当な額である。

7. 新入会員の承認について

以下の新入会員について、確認し承認した。

・2025年11月1日～2025年12月31日入会分

個人会員A：4名

賛助会員：1件 4口

8. その他

○部会・委員会のあり方検討委員会について

杉本：あり方検討委員会の設置期間は2025年度末までとなっており、今年度末に報告書を提出する予定であるが、現在の体制での継続的な議論のため、設置期間を1年間延長したい。次回の常任理事会、理事会にお諮りする。

○第112回全国図書館大会石川大会の分科会について

高橋：第112回全国図書館大会石川大会の分科会開催の希望の出し方について、大会運営側からは委員会単独ではない合同開催をお願いしたいとのことだったが、非正規雇用職員に関する委員会では、まずは各委員会に分科会開催の希望を確認し、その後、合同開催を検討いただきたいとの意見があった。

理事長：他の委員会からも意見が出ており、コンパクトで実効性の高い大会運営を目指しつつ、ご意見を取

り入れるようにしたい。

事務局長：今回の応募数を受けて、若干の調整が必要となっている状況であり、応募者には、他の委員会、部会、団体との合同開催を検討いただけるか調整を依頼したい。

深水：分科会開催の応募状況はどうだったのか。

事務局長：協会担当分は6分科会を想定しているが、7分科会の応募があった。これから開催地の石川県立図書館とも協議するが、その前に協会で調整できればと考えている。

○「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」の報告書案について

高橋：有識者会議の報告書案では、学校長が館長であるとの記述があるが、その根拠となる法律はなく、根拠は文科省の通知である「学校図書館ガイドライン」である。文科省は学校長が館長の役割を担うとの認識だが、これは茅野市での学校図書館充実への取り組みの際、教育委員会が学校長を館長として位置付けることが有効であるとした事例があり、その影響と思われる。ただし、2023年度に非正規雇用職員に関する委員会が行った全国調査では、学校長が館長の役割を担うということを知らない校長も多いとの報告もあり、学校長が館長であるとの記述や言及は、有識者会議の傍聴者に誤解を与えたのではないかと考える。また、この報告書案では、司書教諭については具体的な数値で示されているが、学校司書については「配置を進める」程度の漠然とした記述に留まり、処遇についての言及はなかった。有識者会議では、司書教諭はメディアの専門職であると発言した研究者もあり、これに納得できない学校司

書もいたようである。

曾木：報告書案への意見募集は既に締め切られており、文科省は今後、子どもたちへの聞き取りも予定していると聞いている。最終的な報告書案が提出される2月25日以降、また機会があれば報告したい。

理事長：学校図書館部会として学校図書館長の扱いをまとめたものがあるか。

高橋：まとめたものはないが、学校長が館長かについては何度か議論している。部会構成員は高校の図書館が多いこともあり、学校長が館長であることはあまり意味を持たない。学校図書館部会としては、高校の場合、学校司書が専門職として責任を負うということで、法律に根拠のない館長という考え方そのものがなじまないと考えている。資料の購入については、形式的には学校内の選書委員会が責任を持つが、実際には校務分掌により学校司書が選書等の実務を行っている。

森：文科省のガイドラインについて、茅野市の事例については勉強になった。長野県では、長野県図書館協会が高校以外すべての館種をとりまとめており、学校長が館長であることを重要視している。高校では意味がないとのことだが、小中学校と高校ではどう違うのか。

高橋：長野県は子どもの読書を大事にしているが、地域によっては大き

な差がある。学校司書の配置の歴史も高校と小中学校では異なり、高校の方が正規で専門の職員の設置率が高かったという経緯がある。しかし全国的に見ると、高校も非正規雇用の学校司書が増えている。学校長が館長の場合、図書館の自由に関する問題が出てきたときに、図書館がものを言えなくなる可能性がある。

森：選書について現場に権限が必要ということは理解した。一方で、教科教育において図書館を活用するには、司書だけではなかなか手が届かないこともあり、学校長が館長として総括することに意義がある一面もあるのではないか。

植村：私もこの有識者会議で学校図書館の館長は学校長であると発言してきた。私は大学の図書館長であり、選書の責任は館長が負っている。学校図書館の本を選ぶのは司書だが、

館長としての選書の責任も含め、教育に関する全責任は学校長が負うべきである。

高橋：学校図書館部会報で図書館の自由について特集した際、管理職である学校長が率先して選書に異議を唱えたという報告もあった。

植村：そのような事態は大問題であって、学校長に館長としての責任を認識していただく必要がある。

*

***今後の予定**

○2025年度第7回常任理事会

日時：2026年2月5日(木)
14時から

○2025年度通算第5回(定時第5回)

理事会

日時：2026年2月19日(木)
13時30分から

事務局カレンダー

*○印の日が事務局のお休みです。

■2026年3月

	日	月	火	水	木	金	土
①	2	3	4	5	6	⑦	
⑧	9	10	11	12	13	⑭	
⑮	16	17	18	19	⑳	㉑	
㉒	23	24	25	26	27	㉘	
㉙	30	31	*	*	*	*	

■2026年4月

	日	月	火	水	木	金	土
	*	*	*	1	2	3	④
⑤	6	7	8	9	10	⑪	
⑫	13	14	15	16	17	⑱	
⑲	20	21	22	23	24	㉒	
㉓	27	28	㉙	30	*	*	

※4月30日(木)は図書館記念日です。

編集手帳

3月号の特集は「議会図書室と公共図書館の連携を探る」です。国立国会図書館は、国会議員の職務の遂行に資する国会（議会）図書館であると同時に国民に対しても図書館奉仕を提供する組織ですが、自治体においては地方自治法に基づく議会図書室と、図書館法に基づく公共図書館は別組織であり、「連携」となりません。弊誌読者のみなさまが「いま、議会図書室で働いているよ」というケースは必ずしも多くはないと思いますが（もちろん勤務中の方はいっそう

ご活用いただけると思いますが）、そうでありながらも、意外と身近にある業務だということが、特集を読むと感じられるのではないのでしょうか。

まず牧瀬氏の総論で「議会図書室とはなにか」をつかみ、塚田氏の総論で「議会図書室の活性化と支援」の概要を把握する。そのうえで愛媛県・相模原市・愛知県・泉大津市の事例を読むと、取り入れられそうな取り組みが見つかる——ということから、今回の特集は拾い読みより順番に沿った通読をすると理解しやすいのではと、個人的には思いました。

さて、私が本務で関わっているからかもしれませんが、塚田氏の論考のなかで、リサーチ・ナビやレファレンス協同データベース等、国立国会図書館のコンテンツの活用が掲げられていることに目がとまりまし

た。それらは国立国会図書館が提供することに加え、遠隔研修等で使いこなす方の普及も図っている、「普通」のレファレンスでもよく用いられる情報源だからです。確かに議会に関する知識も必要ですが、議会図書室との連携は、公共図書館にとって必ずしも畑違いの難しすぎるものではなさそうだ、とは、こうした部分からも考えられるのではないのでしょうか。

今回の事例だけでも、公共図書館から議会図書室に司書が異動する場合、そうでない場合があり、連携や活性化の方法もさまざまです。みなさまの状況に合ったヒントが見つかる特集となっていれば幸いです。

（宇野亮一）

図書館雑誌／4月号予告 (Vol.120 No.4) 定価1026円 4月20日発行予定

特集：県立図書館の現状と役割、今後の展望（仮題） 予定内容＝もっと自由に！－都道府県立図書館のこれから（田村俊作）、都道府県立図書館の存在意義を検証する（豊田恭子）、デジタル時代の県立図書館の在り方（福島幸宏）、Library of the Year 2025 大賞受賞－県市合築という実験2（上岡真土）、岡山県立図書館における学校図書館支援モデルの構築（久戸瀬瑞季）、都道府県立図書館の役割とは何か（高橋健二）、都道府県立図書館サミット2025－これまでの10年、これからの10年（丸山直也）。以上の特集のほか、小田光宏氏を偲んで（倉田敬子、大谷康晴、長谷川豊祐、間部豊、庭井史絵）、〈ウチの図書館お宝紹介！◎尚綱学院大学図書館〉「服部英太郎・服部文男遺文庫」の紹介（阿部範行）、〈小規模図書館奮戦記◎長岡工業高等専門学校図書館〉人類の未来をきりひらく、感性ゆたかで実践力のある創造的技術者の育成（鈴木覚）、〈れふぁれんす三題噺◎九州大学附属図書館〉三人寄れば文殊の知恵？－専門家の力を借りながらのレファレンス（工藤絵理子）等の連載記事ほかを掲載してお届けします。